

安城市中心市街地拠点整備事業

募集要項等に関する質問（第１回）への回答

- ・ 安城市中心市街地拠点整備事業募集要項等について、平成25年5月23日までに寄せられた質問への回答（第１回）を、6月4日に先行して回答した分も含めて公表します。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 安城市中心市街地拠点整備事業募集要項等に関する質問への回答は、募集要項等と一体のものとします。

平成25年6月20日

安 城 市

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
1	募集要項の位置付け	1	第1						先に公表された実施方針、業務務要求水準書(案)、実施方針及び業務要求水準書(案)に関する質問への回答及び意見（平成25年2月15日公表）は、今般公表された募集要項等と齟齬がない限り、引き続き有効だと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、今後の質問回答、個別対話等により募集要項等の内容が変更された場合は、変更後の内容や質問回答等の規定が優先します。
2	自由提案施設	3	第2	4	(1)	ア	(エ)		本事業の事業計画に過度の影響を与えない施設とありますが、具体的にご教示ください。たとえば、その経営状況によりPFI事業者の経営に大きく影響し、ひいては本事業に影響を及ぼす恐れを懸念されているのでしょうか。	自由提案事業の実施にあたっては、自由提案事業の採算性の低下等により、SPCの財務状況への影響を及ぼしたり、PFI事業の運営等に支障をきたしたりすることがないように、また、自由提案施設の規模・内容が施設全体の配置計画や運営に過度な影響が及ばないように計画してください。
3	市との密接なコミュニケーション	4	第2	5	(2)				選定事業者の貴市との密接なコミュニケーションの下での事業が期待されているが、業務遂行者の所在地が安城市内にあるまたはその近郊にあることが評価されるということでしょうか。	密接なコミュニケーションを図るための具体的な方策は事業者の提案によります。
4	設計建設期間	5	第2	7	(1)	ウ			情報拠点施設の引渡し予定日が記載されているが、それを早める提案は可能でしょうか。	本施設の引渡し予定日を早める提案は認めません。適切な工程計画を設定してください。
5	引渡し予定日	5	第2	7	(1)	ウ			情報拠点施設あるいは広場・公園を引渡し予定日より早く完成する提案を行った場合、貴市のご判断により引渡し予定日を早めていただくことは可能でしょうか。	No.4の回答を参照してください。
6	設計建設期間	5	第2	7	(1)	オ			広場・公園及び駐輪場の引渡し予定日が記載されているが、それを早める提案は可能でしょうか。	No.4の回答を参照してください。
7	民間収益事業	5	第2	7	(2)				・民間施設のうち、提案施設と駐車場の事業期間を別々にすることは可能でしょうか。	民間収益事業（提案施設、駐車場）は一体の事業であり、事業期間を別に設定することはできません。
8	業務を実施する上で必要な関連業務	5	第2	8	(1)	7			設計業務にある「その他業務を実施する上で必要な関連業務」は、設計業務担当企業の自発的な必要性に応じて自らの判断で実施する業務であり、貴市あるいは第三者からの要請にもとづく業務ではないと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書「第2 5(1)業務内容」(48ページ)に記載のとおり、業務要求水準として実施する業務です。

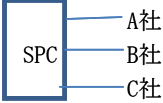
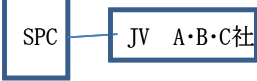
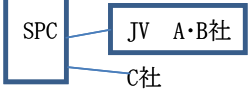
■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
9	業務を実施する上で必要な関連業務	5	第2	8	(1)	7			設計業務にある「その他業務を実施する上で必要な関連業務」が、貴市あるいは第三者からの要請にもとづく業務である場合、貴市と事業者で要求水準変更の協議を行ったうえで、必要な対価の拠出に関して両者の合意をもって業務を遂行するものと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書の記載に基づく業務は、選定事業者の責任及び費用負担において実施するものとし、それ以外の関連業務については、協議によるものとします。
10	図書館情報システムについて	6	第2	8	(3)				市が実施する業務の中で図書館システム及び一部備品等とありますが、一部備品等とは要求水準書にかかれたもの以外でしょうか？	市が設置する「一部備品等」とは、別紙9「家具・備品リスト」に示す家具・備品以外で、施設の運営上必要となる備品、消耗品等を示します。また、市が保守管理する「備品等」とは、別紙9に示す家具・備品の内、運営事務室、管理室に設置する家具・備品以外のものを指します。
11	応募者の構成等	10	第3	1	(1)	4			参加表明書提出後に民間収益事業者を変更することは可能でしょうか？	募集要項「第3 2 参加資格の確認等」の(2)及び(3)に示す要件以外において、参加表明書の提出期限を過ぎてからの変更は認めません。
12	応募者の構成等	10	第3	1	(1)				自由提案事業を行う者は、応募者の定義に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。また、自由提案事業を行う者は、複数の応募者グループに重複して参加することは可能との理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、特定の応募者グループの構成員又は協力企業になっていない場合に限り、複数の応募者グループに参加することは可能です。
13	応募者の参加資格要件	10	第3	1	(2)	ウ			平成25年度競争入札参加資格審査の申請資格を具体的にご教示下さい。	本市公式ウェブサイトの安城市入札参加資格登録ガイドンスより、建設企業においては「平成25年度競争入札参加資格審査申請書提出要領(建設工事)」、その他の企業においては「平成25年度競争入札参加資格審査申請書提出要領(役務(委託)業務)」をご覧ください。(「1 競争入札参加資格審査の申請をできない者」に該当しないことが申請資格となります。)
14	応募者の参加資格要件	11	第3	1	(2)	ウ			「※民間収益事業者については、応募にあたり、市の競争入札参加有資格者名簿への登録は必要ないが、平成25年度競争入札参加資格審査の申請資格を有する必要がある」とありますが、様式第18号注記には申請資格を有することを示す資料の提出は不要でしょうか。	プロポーザル参加資格確認時の提出書類及び添付書類で申請資格を確認します。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
15	設計企業の参加資格要件	11	第3	1	(3)	7	(7)	c	実施方針に関する質問回答No.118において設計企業の参加資格要件として、「新築と同様、又は、新築に準ずるような総合的な計画・設計内容を有するコンバージョンプロジェクトの実績は、参加資格要件を満たします。」とご回答されています。 一方で、募集要項では設計企業の参加資格要件として「（略）図書館の新築工事の実施設計実績（元請に限る。）を有すること。」とされています。 設計企業の参加資格要件は、実施方針の質問回答に則したものであり、コンバージョンプロジェクトの設計実績も募集要項で提示された要件を満足すると考えてよろしいでしょうか。	設計企業の参加資格要件は、実施方針に関する質問回答No.118のとおり、コンバージョンプロジェクトの設計実績も募集要項で示す要件を満足するものとしします。 ただし、改修範囲や内容が限定される又は偏りがある等、新築同等の総合性が認められないプロジェクトについては、要件を満たさないと判断する可能性がありますのでご留意ください。
16	応募者の参加資格要件	11	第3	1	(3)	7	(7)	c	応募者の参加資格要件の設計企業について、「平成15年4月1日から参加表明の受付締切日までの間に完了した『床面積3,000㎡以上の図書館で新築工事』の実施設計実績」とありますが、既存建物の構造体のみを残し、図書館用途へのコンバージョンを行う場合も新築と同様の図書館機能を満足させる設計業務であり、建築確認（計画通知）もあることから、新築と同等の業務と考えられます。また、茨城県立図書館や潮来市立図書館等、コンバージョンの事例が日本図書館協会の建築賞を受賞するなどの評価も受けています。 これらのことから、図書館への用途転用の床面積が既存建物もしくは既存建物に増築を加えた合計が3,000㎡以上の指定時期に完了した設計業務は要件を満たすと考えて宜しいでしょうか。	No.15の回答を参照してください。
17	設計企業	11	第3	3	(3)	7	(7)	c	複合施設に入居する図書館の場合、図書館機能が成立するための必要な共用部には、建物入口から図書館への移動に必要な階段、エレベータ、エスカレータ、図書館が利用（共用含む）する倉庫、会議室、トイレ、設備スペース、避難設備なども含まれると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、参加表明書の提出時に、対象面積が確認できる資料（例、契約書の写し、図面の写し等）を添付することとし、図書館機能の専有部分及び共用部分（持分割合）が分かるようにしてください。参加資格確認審査の際には、当該資料を基に内容を判断します。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
18	民間事業者の募集に関する条件等	12	第3	1	(3)	7	(I)	a,b	aを満たすがbの実績のない企業（A社とする）がa,bを満たす企業（B社、C社とする）と複数で維持管理に協力企業として参加する場合、下記の形態はそれぞれ参加資格を満たすと考えてよろしいでしょうか。 ①  ②  ③ 	①、②、③のいずれも参加資格を満たします。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
19	維持管理企業の資格	13	第3	1	(3)	7	(I)	b	自治体の建物(延床面積3000㎡以上)を当該自治体から定期建物賃貸借契約(一年以上の契約実績あり)により一棟全体を借受け、当該自治体が条例により規定する特定事業を行う企業が、維持管理企業の資格を有するか確認願います。 当該企業は、特定事業を行うとともに、同公共施設の維持管理を行っています。当該自治体と取り交わした協定書により、小荷物専用昇降機の点検及び修繕、ガスFF暖房機点検及び修繕、冷暖房機点検及び修繕、残留塩素測定検査、殺虫・殺鼠、室内等清掃、共用部分の清掃・管理等23項目にわたる管理・修繕をおこなっています。当該自治体は公共建物の所有者として、躯体等の大規模な改修工事など9項目のみの修繕・管理を行うこととなっています。	維持管理実績に関しては、対象施設の維持管理に関する主たる業務(保守管理、修繕等)を実施した実績(部分的な業務委託(例:対象施設の一部施設・設備のみを対象とした業務、一部業務のみ等)を除く)が必要です。 最終的な判断は、プロポーザル参加資格確認審査において、契約書又は、それに準ずる書類等により、委託期間、対象施設の延床面積、業務内容等について確認して判断します。
20	民間施設部分に関する参加資格要件	13	第3	1	(3)	4	※1		駐車場事業について自ら運営を行わずに駐車場運営企業へ施設を賃貸する場合、不動産賃貸事業の実績を保有していれば民間収益事業者としての参加資格を満たすと理解して宜しいでしょうか？	民間収益事業の同種事業の実施実績については、応募者が提案する事業スキーム(提案施設を含む)と同様のスキームでの事業実施実績を指します。駐車場事業については、例えば、①駐車場を自ら管理・運営することを想定している場合は、自社の管理・運営実績を、②駐車場の管理・運営を第三者に委託することを想定している場合は、第三者への委託実績を、③駐車場を一括して第三者に賃貸し、管理・運営させることを想定している場合は、不動産賃貸事業(建物の賃貸に限るが、用途は駐車場に限らない。)の実績となります。 ご質問の場合、基本的には民間収益事業の実績として認められると考えますが、最終的な判断はプロポーザル参加資格確認審査にて行います。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
21	民間施設部分に関する参加資格要件	13	第3	1	(3)	イ			同種事業の実施実績について、民間収益事業者が駐車場を整備・所有し、一括賃貸する場合は、「不動産賃貸事業」の実績を指しますでしょうか？	No.20の回答を参照してください。
22	民間施設部分に関する参加資格要件	13	第3	1	(3)	イ	(イ)		民間収益事業の実施にあたり必要な資格とは具体的にどのような資格が必要になるのでしょうか。	応募者にて適宜、判断してください。
23	民間施設部分に関する参加資格要件	13	第3	1	(3)	イ	(イ)	※1	同種事業の実績として、駐車場運営事業の実績とは商業施設に付随する駐車場を商業施設と一体的に管理している場合は運営実績として認めていただけるのでしょうか。	No.20の回答を参照してください。
24	参加資格の確認等	13	第3	3	2	(1)			参加表明書受付締切日以降に、新たな構成員又は協力企業を追加することは可能でしょうか？	募集要項「第3 2 参加資格の確認等」の(2)及び(3)に示す要件以外において、構成員又は協力企業の追加又は変更は認められません。
25	SPC株式の譲渡、担保権の設定	14	第3	3	(3)				事業者が本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCの株主と金融機関との間で質権設定契約を締結することが一般的ですが、その際は貴市の承諾を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	SPCの株主と金融機関等との間でSPCの株式に対する質権設定契約を締結することについて、市に対して依頼があった場合は、市は承諾を与えるか否かの判断を合理的に行ったうえで、適当と認めた場合は承諾する予定です。
26	SPCの株式	14	第3	3	(3)				「SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有する」とされています。 募集要項P.3にあります「本事業は、(略)PFI事業と、(略)民間収益事業とを一体的に実施するものである」を踏まえると、PFI事業を実施するSPCは、PFI事業の事業契約が終了するまで株式を保有するものであり、民間収益事業をSPC②が行う場合には民間収益事業の終了まで株式を保有するという理解でよろしいでしょうか。	PFI事業を実施するSPCに出資する株主は、PFI事業の終了までSPCの株式を保有してください。また、民間収益事業を行うSPC②を設立する場合は、SPC②に出資する株主は、民間収益事業の終了までSPC②の株式を保有してください。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
27	S P C②の株主について	14	第3	3	(4)				S P C②を構成する出資者は、「本参加資格要件を満たす者が2分の1超を保有しなければならない。」との記載がありますが、民間収益事業者を複数社想定した場合は、その個々が2分の1を超えていなくとも合計で2分の1をこえていれば条件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	S P C②を設立する場合は、民間収益事業者が、S P C②の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有してください。
28	事業及び選定スケジュール	15	第4	2					・6/20の募集要項等に関する質問（1回目）への回答公表から、7/1の参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切までの期間が短い為、参加表明・資格確認申請の手続き等に係る質問に限定して、可能な限り前倒しで回答を公表して頂けないでしょうか。	参加表明・資格確認申請の手続きに関する質問については、6月20日の回答公表に先行して回答します（6月4日回答済）。
29	参加表明書の受付	17	第4	3	(3)	7			参加表明書の提出方法は「持参による」との事ですが、事前に提出日時を予約しておく必要はありますでしょうか。ご教示ください。	予約の上、提出してください。詳細については、同ホームページを参照してください。
30	応募者との個別対話の実施	17	第4	3	(5)				個別対話において、再度『自由提案事業に関する事前照会』も可能との解釈でよろしいでしょうか。	「自由提案事業に関する事前照会」は2回目を行います。詳しくはホームページを参照してください。また、「個別対話」及び「募集要項等に関する質問（第2回）」においても質問することは可能です。
31	応募者との個別対話の実施	17	第4	3	(5)				質問（第2回）の受付及び回答の公表が提出期限に近いので、個別対話の場での『質問』は可能との解釈でよろしいでしょうか。	個別対話での確認事項については、項目数を限定することを予定しています。
32	個別対話	17	第4	3	(5)	イ			個別対話の時間は、1グループ当りどの程度をご予定でしょうか。	参加申込のあった応募者グループ数にもよりますが、1グループあたり1時間を予定しています。
33	個別対話	18	第4	3	(5)	カ	(イ)		建物の配置計画の考え方を共通テーマにとありますが、個別対話で確認できるのは施設計画のみとのことでしょうか？	共通テーマ以外の議題は、施設計画のみに限定しません。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
34	提案書の提出	19	第4	3	(8)				「なお、提出は代表企業の代表者又はその代理人が行うこと。」とありますが、提出時に代理人は代表企業の者であることを証明するもの（例：代表企業の社員証・代理届等）を提示する必要がありますでしょうか。ご教示ください。	身分証の提示は必要ありませんが、提出者の氏名、会社名部署名は記録します。
35	提案書類に関するヒアリングの実施	19	第4	3	(9)				ヒアリング時に模型を持参することは可能でしょうか？	可能とする予定です。詳細は、資格確認通知書発送時に併せて連絡します。
36	基本協定（P F I 事業、民間収益事業）の締結	19	第4	3	(11)				基本協定（P F I 事業）及び基本協定（民間収益事業）は同日付にて締結されとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
37	事業用定期借地権設定契約の締結	20	第4	3	(14)				事業用定期借地権設定契約は、必ずしも議会議決を経た本契約（P F I 事業契約）の締結日と同日付にて締結される訳ではないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。事業用定期借地権設定契約は、民間施設の着工時に締結することを予定しています。
38	著作権	21	第4	4	(10)				「市は、優先交渉権者の提案書類の一部又は全部を、優先交渉権者以外の応募者の提案書類については、本事業に関する公表を目的として、提案書の一部を無償で使用できる」とありますが、使用される際は、公表の是非を含め、事前に協議させていただけると理解してよろしいでしょうか？	提案概要書に記載されていない内容を公表する場合は、公表に先立ち、事前に事業者と協議する機会を設けますが、提案概要書に記載された内容を公表する場合は、事前の協議は行いません。提案概要書に記載する内容は、公表にあたって事前の協議が必要のない範囲のものとしてください。
39	P F I 事業の上限価格	21	第4	5	(1)				P F I 事業の上限価格について、積算の内訳をお示しいただけますでしょうか？	内訳は提示しません。
40	P F I 事業の上限価格	21	第4	5	(1)				募集要項ではP F I 事業の上限価格が5,567,632,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とありますが、建設費の高騰と施設の充実度を考慮して、維持管理費を除いた建設費を試算すると十分でないと考えます。事業価格の再検討の可能性はありますか。	上限価格の見直しは行いません。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
41	PFI事業の上限価格	21	第4	5	(1)				PFI事業の上限価格5,867,632,000円には、民間収益事業の駐車場使用料の上限価格は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。また、事業費の内訳項目をお示し願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No.39の回答を参照してください。
42	PFI事業の上限価格	21	第4	5	(1)				事業費の上限額が規定されていますが、この上限額は、提案金額の上限であり、提案後の要求水準の変更、不可抗力等により価格が変動した場合は、この制限にかかるものではないと解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	P F I 事業の上限価格	21	第4	5	(1)				P F I 事業費上限価格(総額)5,867,632,000円の内訳・サービス購入料A、B、C、D－1、D－2にはそれぞれの上限はないものと考えて良いですか。	ご理解のとおりです。
44	P F I 事業の上限価格	21	第4	5	(1)				日本経済の急激な成長変化に伴う建築物価の高騰が近々に来ると懸念されています。本P F I 事業の契約までに予測を超える物価上昇が発生した場合には、P F I 事業費のスライドによる契約時の見直しは、可能と考えて良いですか。	サービス購入料等の算定及び支払方法等「2(5) サービス購入料の改定方法」に示すように、物価変動によるサービス購入料の改定は、事業契約の締結後に行います。事業契約は提案価格に基づき締結するものとし、契約時に契約価格は見直しません。
45	P F I 事業の上限価格	21	第4	5	(1)				付属資料4『サービス購入料等の算定及び支払方法等』には、提案書類の提出以降の物価変動に対するサービス購入料の改定方法が規定されています。今後急速に物価上昇が進み、提案書類を提出する9月に入札公告時点より物価上昇が起こった場合、サービス購入料の改定方法と同様にP F I 事業の上限価格の見直しは行う予定はお考えでしょうか。	上限価格の見直しは行いません。
46	P F I 事業の上限価格	21	第4	5	(1)				仮に前項で質問しました入札公告時点の上限価格を変更される場合は、募集期間の延長のお考えがあるのかをご教示ください。	No.45の回答を参照してください。
47	民間収益事業の駐車場使用料の上限価格	21	第4	5	(2)				・駐車場使用料の上限価格が記載されておりますが、駐車場使用料については、貴市で長期債務負担行為がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	P F I 事業と駐車場使用料を含めた債務負担行為が現時点では予算化されています。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
48	民間収益事業の借地料基準単価	22	第4	5	(3)				提案した借地料の改定は想定されますでしょうか。	借地料の単価は、募集要項「第73カ 借地料単価の改定」(34ページ)の規定に基づき、物価変動による改定を行います。
49	締結に係る協議等	25	第5	2	(3)	1			事業契約が議会にて否決された場合の優先交渉権者が要した費用については、市の負担としていただけないでしょうか。 応募に至るまでの費用、仮契約に至る費用が相当にかかることにご配慮ください。	応募者の応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。
50	契約手続き	26	第5	2	(5)	1			貴市と民間収益事業者間で事業用定期借地権設定契約が何らかの事由で締結されなかった場合には、PFI事業者との事業契約も締結されないのでしょうか	基本協定書(PFI事業)(案)第5条第8項に記載のとおりとします。
51	締結に係る協議等	26	第5	2	(5)	1			民間収益事業者が優先交渉権者決定日以降、事業用定期借地権設定契約の締結日までの間に参加要件を欠くような事態が生じた場合に契約しない場合があるとの事ですが、この期間の定めは民間収益事業者に限っての事でよろしいでしょうか。また、ここで言う民間収益事業者とはテナントは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。なお、PFI事業契約の締結に関しては、「第52(3)イ 締結に係る協議等」(25ページ)に示すとおりです。 後段については、テナントは含まれません。
52	債権の譲渡	27	第6	1	(2)	7			「選定事業者が市に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とし」とありますが、PFI事業のサービス購入料と、民間収益事業の駐車場使用料は、それぞれ別の債権と理解してよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
53	事業契約上の債権及び地位の譲渡	27	第6	1	(2)	1			事業者が本事業における資金調達に際して、プロジェクトファインズで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で事業契約上の債権質権設定契約及び地位譲渡予約契約を締結することが一般的ですが、その際は貴市の承諾を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	SPCと金融機関等との間で、PFI事業契約上の債権質権設定契約及びPFI事業契約上の地位譲渡予約契約を締結することについて、市に対して依頼があった場合は、市は承諾を与えるか否かの判断を合理的に行ったうえで、適当と認めた場合は承諾する予定です。
54	債権への質権設定及び債権の担保提供	27	第6	1	(2)	1			選定事業者は、資金調達(建中ローン)を円滑に行うために、選定事業者が有する事業契約上の債権を融資金融機関に対して担保提供する場合があります。ついては、本項目に定める事前承諾については、市は合理的な理由なく、その承諾を留保又は遅延しない、という理解でよろしいでしょうか。	No.53の回答を参照してください。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
55	債権の取扱い	27	第6	1	(2)	イ			建中ローンの借入に当たり、金融機関から直接協定及び各種担保関連契約の締結が求められた際には、承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	直接協定の締結に関する申出があれば、協議に応じる予定です。なお、併せてNo.53の回答も参照してください。
56	その他の支援等に関する事項	27	第6	1	(3)	ウ			何らかの理由により国庫交付金が市に対して交付されない場合でも、本施設の設計・建設等に係る対価は、本施設引渡し時に一括で全額が支払われる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	民間収益事業	28	第6	2	(2)				「市は駐車場について、定期的に利用状況の確認を行い」とありますが、どの程度の頻度での実施をお考えでしょうか。	3カ月ごとの定期モニタリングのほか、随時、必要に応じて駐車場の利用状況等を確認します。
58	選定事業者の契約上の地位の譲渡	28	第6	3					選定事業者は、資金調達（建中ローン）を円滑に行うために、選定事業者が有する事業契約上の地位及び権利義務を融資金融機関に対して担保提供場合があります。ついては、選定事業者からかかる要請があった場合には、市は合理的な理由なく、当該要請に対しての事前の承諾を留保又は遅延しない、という理解でよろしいでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
59	保険	29	第6	5					選定事業者が付保すべき保険の記載がありますが、市が加入している、若しくは今後加入する当該施設に関する保険はありますか？ありましたら、保険金額、補償内容等詳細の公表をお願いいたします。	当該施設に関する保険は未定です。
60	建設工事保険	30	第6	5	(1)	7	(キ)		「免責事項なし」となっておりますが、保険には絶対的免責事由や相対的免責事由があります。(カ)で示された損害が補償されていれば、このような免責事由が付いていても構わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	維持管理等期間中の保険について	30	第6	5	(2)				維持管理等期間中に加入する保険について、被保険者やてん補限度額等の条件を満たせば維持管理企業が単年度で締結している包括賠償保険の適用も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に記載する条件が満たされる場合には、ご質問の保険の適用も可とします。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
62	市と選定事業者の責任分担	31	第6	6	(2)				事業者が本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、金融機関より要請があり、本事業の安定性を確保するため、事業契約の解除事由が発生した場合に貴市と融資金融機関とで対応を協議することを規定した直接協定を締結頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.55の回答を参照してください。
63	借地料の支払	34	第7	3	(2)	オ			借地料の支払い時期は、対象期間について前払い、あるいは後払いのどちらでしょうか？	後払いです。
64	保証金の返還	35	第7	3	(2)	キ	(イ)		契約期間満了前に民間事業者が事業撤退した場合、保証金は返還されますでしょうか？	保証金の返還は、民間収益事業者の市に対する未払い債務等を差し引いた金額とします。
65	定期借地権の転貸	35	第7	3	(2)	ク			民間収益事業者が、施設特性に精通した専門事業者（提案施設の運営事業者あるいは駐車場運営事業者）に対し、提案施設あるいは駐車場のいずれか一方の対象敷地の定期借地権と施設を転貸し、その専門性を生かした一体的運営を行うことを目指した提案は、貴市の承諾を頂戴できると考えてよろしいでしょうか？	民間収益事業者が民間収益事業を実施してください。定期借地権の転貸を前提とした提案は認めません。
66	定期借地権の転貸	35	第7	3	(2)	ク			定期借地権の第三者への転貸を禁止に関するただし書きで「（略）選定事業者の提案内容から逸脱しないことを条件として、（略）第三者に転貸することができる」とされています。転貸の必要性が生じた場合に備えて提案書に記載された転貸に関する考え方や条件なども、提案内容から逸脱しない条件として扱われると考えてよろしいでしょうか。	定期借地権の転貸を前提とした提案は認めません。なお、リスク対応という趣旨で、転貸の必要性が生じた場合に備えて転貸に関する考え方や条件等を提案書に記載することは妨げませんが、その内容が提案内容から逸脱しない条件であるかについての判断、要求水準を逸脱しない範囲であるかについての判断は、別途行います。
67	定期借地権の譲渡	35	第7	3	(2)	ケ			民間収益事業者が、施設特性に精通した専門事業者（提案施設の運営事業者あるいは駐車場運営事業者）に対し、提案施設あるいは駐車場のいずれか一方の対象敷地の定期借地権と施設を譲渡し、その専門性を生かした一体的運営を行うことを目指した提案は、貴市の承諾を頂戴できると考えてよろしいでしょうか？	民間収益事業者が民間収益事業を実施してください。定期借地権の譲渡を前提とした提案は認めません。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
68	事業期間終了時の措置	36	第7	4	(2)	7			「契約期間内に提案施設を解体・撤去し、提案施設用地を原状回復し、市に返還する。」とありますが、ここでの「契約期間」とは、平成44年5月末日まで、又は平成49年5月末日までのいずれかの理解で宜しいでしょうか？もしそうであるなら、提案施設を賃貸あるいは自ら物品販売等を行える期間は、実質的にはそれぞれ15年程度、20年程度に満たないこととなり、民間収益事業の採算性を検討する上では重要なポイントになります。よって、解体・撤去から貴市への用地返還については、例えば「契約期間終了後1年以内」といった取り決めにしていただけないでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、募集要項に記載のとおりとします。
69	駐車場	36	第7	4	(2)	1			新たに事業用定期借地権設定契約を締結した場合、使用料はいただけるのでしょうか。	市と民間収益事業者の協議によるものと考えます。
70	事業期間終了時の措置	36	第7	4	(2)	1			貴市に駐車場を返還するタイミングは、平成44年5月末日以降、又は平成49年5月末日以降、との理解で宜しいでしょうか？民間収益事業の採算性を検討する上で、いつまで事業を行えるかは重要なポイントですので、明確にお示しください。よろしくお願いいたします。	平成44年5月末日又は平成49年5月末日の契約期間終了時に、市に無償で譲渡してください。
71	駐車場	36	第7	4	(2)	1			新たに契約を締結した場合、駐車場施設も継続して民間収益事業者が所有・運営することができまうでしょうか？また、その場合の契約期間は同様に15年or20年を想定しておりますでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、新たに事業用定期借地権設定契約を締結する場合の契約期間については、市と民間収益事業者の協議によるものと考えます。
72	事業要諦借地権設定契約の終了に際する駐車場の扱い	36	第7	4	(2)	1			駐車場施設について、事業期間終了後に市に譲渡する台数の下限値と上限値をご教示ください。 ①200台及び情報拠点施設についての法令や条例で必要となる台数が下限値となるのでしょうか。 ②民間施設用駐車場として設けたものなどを含めた台数については一定の上限値があるのでしょうか。	提案施設の上部駐車場及び平面駐車場を除く、駐車場棟として建設された駐車場施設をそのままの台数で譲渡してください。下限値は200台（本施設において関係法令や条例で必要な台数を含む。）とし、上限値はありません。

■募集要項に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
73	事業期間終了時の措置	36	第7	4	(2)	イ			「駐車場すべてを良好な状態で市に無償で譲渡」とありますが、良好な状態とは具体的にどのような状態を想定されているのか御教示下さい。	業務要求水準書別紙16「明渡し検査」の「3 明渡し検査の視点」に記載する状態を想定していますが、詳細は協議のうえ定めます。
74	事業の継続が困難となった場合における措置	37	第10						選定事業者に対し資金提供を行う金融機関から要請があり、本事業の安定的な継続を図るため必要と認められるときは、事業契約の解除事由等が発生した場合に市と融資金融機関とで対応方法を協議すること等につき規定する協定（いわゆる直接協定）を、市は、融資金融機関との間で締結いただける、との理解でよろしいでしょうか。	直接協定の締結に関する申出があれば、協議に応じる予定です。
75	別紙1 業務分担表	38							「図書情報館システム及び一部備品等の設置及び保守管理業務」は、貴市の分担となっておりますが、業務要求水準書(案)に関する質問回答NO.116のとおり、PFI事業者が設置する備品（別紙9家具・備品リストの備品等）は、運営をされる貴市（又は指定管理者）が保守管理及び修繕されるものであり、備品の保守管理及び修繕はPFI事業者の業務対象外と理解してよろしいでしょうか？	P F I 事業者は、別紙9「家具・備品リスト」に示す家具・備品の内、自らが業務を実施するうえで使用する家具・備品（例、管理室内の家具・備品）の保守管理、修繕等を行ってください。なお、併せてNo.10の回答も参照してください。
76	別紙1 業務分担表	38							分担表に「自由提案事業」の記述がありませんが、どのような理由で記述されていないのでしょうか。	自由提案施設を提案する場合は、P F I 事業者の分担になります。
77	別紙1 業務分担表	38							維持管理業務のうち、「図書情報館システム及び一部備品等の保守管理業務」とありますが、一部の備品とは具体的に何を指すのでしょうか。一部に含まれないその他の備品は事業者が維持管理するのでしょうか。管理するとすればその品名と数量をご教示ください。	No.10、No.75の回答を参照してください。
78	別紙2 複数のグループへの重複参加について	39		1					民間収益事業者が他のグループの民間収益事業者となることを認めるとありますが、テナントも同様の考え方よろしいでしょうか。	テナントは本事業の応募者には該当しないため、「第31 応募者が備えるべき資格」を満たす必要はありません。

■ 付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
1	敷地条件	1	第1	3	(1)				「別紙17 南明治第二土地区画整理事業 施工計画図」において、計画敷地内の既存建屋の解体時期が記載されていませんが、平成26年12月までと考えてよろしいでしょうか	平成26年度末に工事着手できるように、既存家屋の移転・除却を計画しています。
2	敷地条件	1	第1	3	(1)				「別紙17 南明治第二土地区画整理事業 施工計画図」において、西側隣地と1号広場の界は、区画整理事業にて何か施されるのでしょうか。	隣地宅地と1号広場の界については、区画整理事業により境界杭を設置しますが、それ以外の予定はありません。
3	計画道路	1	第1	3	(1)				「別紙17 南明治第二土地区画整理事業 施工計画図」において、都市計画道路南明1号線の南側延伸部の整備目標時期を教えてください。	南側に位置する市道花ノ木町5号線（花ノ木通り）までの延伸を、平成26年度に計画していますが、その先は未定です。
4	敷地の範囲	1	第1	3	(1)				民間施設利用者以外の情報拠点施設の駐輪場は駐車場の考え方と同様に「民間活用用地」に民間駐輪場と一体化させることは可能ですか。	公共施設用の駐輪場は公共施設用地（施設計画エリア）内に整備し、民間施設用駐輪場は民間活用用地内に整備してください。
5	各施設の敷地	1	第1	3	(1)				施設整備する用地は「公共施設用地」「提案施設用地」「駐車場用地」から成るとされています。各用地がそれぞれに整備する施設の建築基準法の敷地にあたるのでしょうか。あるいは、建築基準法上の敷地は、事業者側で設定することが可能でしょうか。ご教示ください。	当該箇所における各「用地」の意味は、本施設（公共施設）の整備等事業（PFI事業）及び民間収益事業（定期借地事業）の関係に対応する各事業対象用地の概念を示し、建築基準法上の「敷地」の設定との連動、又はこれを制約するものではありません。
6	敷地の概要 敷地面積	2	第1	3	(2)				広場面積3,890㎡と記載されていますが、別紙2の敷地図の広場範囲は3,400㎡となっています。本事業の整備範囲は別紙2記載の市有地（広場用地）も含めた範囲と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
7	敷地の概要 法定建ぺい率	2	第1	3	(2)				基準80%ではありますが、将来の分筆時の状況も見据えた上であれば、北東・南東の角地については角地適用の90%が適用可と考えてよろしいでしょうか？	関係法令等のとおりです。
8	敷地高さ	2	第1	3	(2)				敷地の現況地盤高さやレベル差の判る資料がございましたらご提示ください。	回答別紙「敷地周辺計画図」を参照してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
9	地下残存構造物	2	第1	3	(3)	イ			計画に当たり撤去が必要な場合は、選定事業者の負担において撤去することと書かれていますが、計画における杭や基礎等に干渉しない部分の残存構造物は残置することとしてよろしいでしょうか？	関係法令に適合することを前提として、協議に基づき安城市が認める場合においては、残存構築物の残置は可とします。
10	土壌汚染	2	第1	3	(3)	ウ			市は土壌調査を実施する予定であり、平成25年8月頃に公表すると書かれていますが、土壌汚染の有無に関わらず、必要な場合の、土壌の詳細調査・除去・処分費は別途と考えてよろしいでしょうか？例えば、万一、土壌汚染が認められた場合、残土処分費用等のコストが増額となる可能性があります。仮に8月頃に土壌汚染があった旨公表されたとしても、提案価格には、当該増額分は見込まず、土壌汚染はない前提でご提案すればよいと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	土壌汚染	2	第1	3	(3)	ウ			土壌汚染が発見された場合の対策工事はPFI事業に含まれますでしょうか。	調査により土壌汚染が確認された場合は、市が自らの負担で対策を講じる予定です。対策が完了する時期は、調査結果を踏まえて決定される予定です。
12	土壌調査の費用負担	2	第1	3	(3)	ウ			「市は、敷地について、土壌調査を実施する予定であり、調査結果を平成25年8月頃に公表する予定である。」とあります。調査の結果、万が一汚染が判明した場合、土壌の浄化・処理に関する費用は貴市が負担されるという認識でよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
13	土壌調査に伴う費用	2	第1	3	(3)	ウ			「市は、敷地について、土壌調査を実施する予定であり、調査結果を平成25年8月頃に公表する予定である。」とあります。万が一汚染が判明し土壌の浄化・処理を行い事業スケジュールが遅延した場合、遅延の影響を受け本事業に発生する追加費用等は貴市が負担されるという認識でよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。 なお、土壌汚染があった場合には、事業契約書(案)第23条第6項に基づき対応します。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
14	周辺道路計画	2	第1	3	(4)				敷地と接する周辺道路の歩道の仕様、植栽計画などの判る資料がございましたらご提示ください。	北側道路（安城幸田線）、東側道路（南明1号線）は透水性平板ブロック舗装で、7m間隔で樹木を設置する計画です。南側道路（区10-2号線）は透水性脱色アスファルト舗装で、植栽は計画されていません。
15	周辺排水計画	2	第1	3	(4)				敷地からの雨水排水の放流について、位置など、放流条件等がございましたら、ご提示ください。	特に条件等はありませんが、各関係機関との協議が必要です。
16	インフラ引込負担金	3	第1	3	(4)				インフラの引込にあたり負担金は別途と考えてよろしいでしょうか。	公共施設は市の負担、民間施設は民間収益事業者の負担となります。
17	公共交通機関	3	第1	3	(5)				区画整理及び施設整備後のバス停（市営バス、名鉄バスなど）の整備計画位置がありましたらご提示願います。	現在検討中ですが、平成26年度以降に定める予定です。
18	バス停留所	3	第1	3	(5)				現状のバス停留所位置をご教授ください。また、ご教授いただけるバス停留所位置の変更は予定されていないと考えてよろしいでしょうか？	前段については、敷地北西部分に民間バス、市営バスの停留場があります。 後段については、No.17の回答を参照してください。
19	維持管理業務	3	第1	4	(1)	I			事業者が整備する以外の備品の維持管理・修繕についてはPFIの事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	施設の休館日及び開館時間	4	第1	5	(2)				自由提案事業において、「交流・多目的スペース」の開館形態に準ずるものと推察されますが、予定の開館日・開館時間以上に事業を実施することは可能でしょうか。	次の条件を満たす場合は、自由提案施設を本施設の運営時間外に営業することは可能です。 ①本施設内を経由することなく、外部から直接、自由提案施設にアクセスする出入口を設けること。 ②施設運営時間外は、施設への出入りを自由提案施設内に限定すること（本施設内の他施設（トイレ等）に立ち入ることがないようにすること）。
21	施設の開館時間	4	第1	5	(2)				運営費は、公表されている「現在の休館日及び開館時間の予定」を基に算出しますが、開館時間の予定が変更された場合は、それに伴いサービス購入料等の増減があるという認識でよろしいでしょうか。	市の都合により休館日、開館時間を変更した際に、サービス購入料の増加又は減少が合理的に認められる場合は、費用の変更を行う場合があります。

■ 付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
22	施設の開館時間	4	第1	5	(2)				「駐輪場の開館時間・平日：午前8時30分から午後9時30分まで」とありますが、公共施設は土日祝日も開館するため、「平日」ではなく「全日」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。駐輪場の開館時間は平日ではなく全日です。
23	施設の休館日及び開館時間	4	第1	5	(2)				図書館及び交流・多目的スペースのそれぞれの定期休館日をご教示ください。	現時点では未定です。
24	配置職員数	5	第1	5	(3)				「上記の休館日・開業時間、人員配置等については、今後変更する可能性がある」と記述されていますが、それによる維持管理費への影響がある場合は、管理費の見直しがあると理解すればよいでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
25	配置職員数	5	第1	5	(3)				図書情報館の職員数について、レイアウト検討のため、各室、各エリアごとの職員数の想定があれば、ご提示願います。	現時点で、各室・各エリアの配置職員数を想定することは困難ですが、「別紙18 図書情報館の情報システム機器一覧」に示した各室の業務端末の数（事務室を除く。）を目安としても構いません。
26	適用基準	7	第1	6	(3)	7	-	-	駐車場、自由提案施設についても、適用基準は6（3）の内容に準拠するという考え方でよろしいでしょうか。	民間施設のうち、提案施設については設計基準等の適用外としますが、事業終了後に市に移管される駐車場については同基準等を適用するものとします。 なお、「自由提案施設」が民間施設でなく、公共施設内における自由提案事業に伴って公共施設内に設置する施設を指す場合は、公共施設として業務要求水準書記載の適用基準に準拠する必要があります。
27	適用基準	7	第1	6	(3)	7.1.4			設計基準等は民間施設は対象外との理解でよろしいでしょうか。	No.26の回答を参照してください。

■ 付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
28	施設配置計画	10	第2	2	(2)				敷地北側への駐車場（平面駐車場及び単独棟）の配置は不可とありますが、ピロティも不可でしょうか。	不可とします。
29	建設計画エリアについて	10	第2	2	(2)				要求水準で建設計画エリアと広場・公園の計画対象地が設定されていますが、建設計画エリアを広場・公園の計画対象地と明確に区分する必要はありますか。	情報拠点施設及び民間施設は、施設計画エリア(7,415㎡)において計画するものとします。外部空間の計画、設え等においては、業務区分上及び管理上支障ない限りにおいて、施設計画エリアと広場・公園エリアを一体的に整備することは可とします。
30	建設計画エリアについて	10	第2	2	(2)				要求水準で建設計画エリアと広場・公園の計画対象地が設定されていますが、施設の付属物の一部を公園・広場エリアにまたがって設置することは可能でしょうか。	No.29の回答を参照してください。
31	建設計画エリアについて	10	第2	2	(2)				要求水準で建設計画エリアと広場・公園の計画対象地が設定されていますが、広場に設置する屋根は建物エリアと広場エリアとにまたがって設置することは可能でしょうか。	建築物としてエリアをまたがって設置することは不可とします。ただし、関係法令に適合する形で構造的に分離した上で、施設計画エリアのピロティ、庇下空間等との連続性や一体的な利用に配慮した計画は可とします。
32	施設配置計画	10	第2	2	(2)				建築基準法や消防法上で1棟、別棟のどちらで解釈されても、事業期間終了後に民間施設部分を適切に解体、現状復旧でき、駐車場を無償譲渡できれば良いとのことでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	施設配置計画	10	第2	2	(2)				敷地北側への駐車場の配置が不可とありますが、都市計画道路安城幸田線に面して配置することが不可との理解でよろしいでしょうか。それとも敷地を南北半分に分割した場合の北側半分とのことでしょうか。	都市計画道路安城幸田線に面して配置することが不可です。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
34	施設配置計画	10	第2	2	(2)	7			全体の駐車台数の一部に限るとありますが、一部とは具体的に何台（何割）ぐらいなのでしょう か。	具体的な割合は選定事業者の提案によります。ただし、駐車場の無償譲渡にあたり、提案施設の上 部駐車場及び平面駐車場を除く、駐車場棟として 建設された駐車場施設（本施設において関係法令 や条例で必要な台数を含めて200台以上）を譲渡 できるようにしてください。
35	施設配置計画	10	第2	2	(2)	I			専用駐車場とせず、一体的な利用を可能とすること とありますが、民間施設に駐車場を内包する のに民間施設専用とできないのは合理的ではない ように思われます。何故、専用とできないのかを ご教示願います。	施設利用者等の利便性の向上等の観点から、一体 的な利用を可能とする計画としてください。
36	施設配置計画	11	第2	2	(2)				情報拠点施設及び提案施設の西側が広場・公園に 対して「裏側」とならないようにし、とありますが 意匠的に言う「裏側」の事を指しているのでは しょうか。それとも、機能的な事を指しているの でしょうか。	意匠及び機能の両面において、情報拠点施設と広 場・公園の一体性（連携）に配慮してください。 ただし、後方諸室等が広場・公園に面して配置さ れること等を一概に否定するものではありません。
37	敷地内動線計画	11	第2	2	(3)				北側及び南側道路への提案施設のサービス車両動 線等を設けることは可能とする。とありますが、 情報拠点施設のサービス車両動線を設けることは 可能でしょうか。ご提示願います。	北側（都市計画道路安城幸田線）及び南側（区画 道路10-2号線）道路への情報拠点施設のサービス 車両動線を設けることは不可です。
38	敷地内動線計画	11	第2	2	(3)				『敷地南側の道路（区画道路10-2号線）は生活 道路と位置付けられるため、基本的に車両の出入 口は設けないこと』とありますが、例外的に進入 が認められる車両をお示し願います。	業務要求水準書に示す条件を満たす場合に限り、 提案施設のサービス車両動線等を設けることは可 能です。
39	敷地内動線計画	11	第2	2	(3)				提案施設のサービス車両動線について、ただし書 きの条件を満たした上で、北側又は南側に設置可 能とありますが、情報拠点施設のサービス動線に ついては、車両出入頻度が提案施設よりもかなり 低いことから、同様のただし書きによる緩和を受 けられると判断して宜しいでしょうか。	No.37の回答を参照してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
40	敷地内動線計画	11	第2	2	(3)				通勤通学時間帯に車両の出入りを行わない等の十分な配慮を行い、運用上の対応を協議の上で、図書館のサービス車両動線を北側(都市計画道路安城幸田線側)に設けることは可能でしょうか。	No.37の回答を参照してください。
41	各施設に対応する敷地の設定及び権利形態等に関する事項	11	第2	2	(4)				敷地が適切に分筆でき、施設の所有権も明確になり、事業期間終了後に民間施設を解体、現状復旧でき、駐車場を貴市に無償譲渡できれば施設の形態は提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	各施設に対応する敷地の設定及び権利形態等に関する事項	11	第2	2	(4)				各施設における分筆が前提とされていますが、建築確認申請は建設用地7,415㎡を1敷地として行うものと考えてよろしいでしょうか？	建築確認申請は、提案する施設計画の内容に応じて、関係法令に基づき適切な敷地の設定に基づいて行うものとします。
43	各施設の対応する敷地の設定及び権利形態等に関する事項	11	第2	2	(4)				提案施設用地及び駐車場用地区分は、土地賃借権を設定できる分筆であり、建築基準法・消防法など建設可能であれば応募者の提案として良いですか。	No.42の回答を参照してください。
44	各施設に対応する敷地の設定及び権利形態等に関する事項	11	第2	2	(4)				P F I 事業用地と民間活用用地との間は、当初の土地賃借権設定のために、分筆する必要があり、更に提案施設用地と駐車場用地との間に関しても、駐車場を市へ無償譲渡した後に提案施設用地の土地賃借権を設定することができる様に分筆可能な計画としておく必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	敷地の設定及び権利形態等	11	第2	2	(4)				「提案施設用地及び駐車場用地を分筆して土地賃借権を設定できるように配慮すること」とありますが、貴市が所有する土地の分筆に関わる費用については、貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
46	敷地の設定及び権利形態等	11	第2	2	(4)				「提案施設用地及び駐車場用地を分筆して土地賃借権を設定できるように配慮すること」とありますが、土地賃借権の登記の有無並びにその費用負担者についてお示し下さい。	土地賃借権の登記については、提案内容を踏まえ協議しますが、登記費用は民間収益事業者の負担とします。
47	耐震性能	11	第2	3	(1)	7	-	-	駐車場、自由提案施設については、耐震安全性の区分の設定は、構造体Ⅱ類、建築非構造部材B類、建築設備乙類の設定によらないという考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	防災への配慮	12	第2	3	(1)	ウ			『広場・公園を含めて周辺住民の一時避難や救援・復旧活動の拠点の1つとして機能するよう配慮すること』とありますが、市の諸施設のなかで、災害時における当該施設に想定されている役割は何でしょうか。たとえば一時避難、救援・復旧活動拠点、帰宅困難者受け入れ、死体安置所など。	避難者が一時的に集合し、様子を見る場所及び集団を形成する場所並びにボランティア等の救援、復旧活動の拠点の一つとして想定しています。
49	地球環境～地域環境への配慮	12	第2	3	(1)	エ	(7)		環境への配慮策として「屋上緑化、壁面緑化等による緑化の推進、土壌を含めた周辺環境の汚染防止、地域生態系への配慮（例、地域の土壌等に合った樹種の採用等）、雨水流出抑制や地下水の涵養（安城市雨水流出抑制施設設置技術基準の遵守）等により、」とありますが、これらはいずれも事業者の提案によるものであり、必須では無いとの理解で宜しいでしょうか。	雨水流出抑制に係る安城市基準の遵守は必須となりますが、その他は配慮を求めることを趣旨として、具体的な内容は選定事業者の提案によります。
50	「CASBEEあいち」の適用	13	第2	3	(1)	エ	(2)		「CASBEEあいち」の評価範囲について「建物の総合的な環境性能の評価には・・・」とありますが、情報拠点施設（自由提案施設含む）の部分のみの適用と考えてよろしいでしょうか。	建築物としては情報拠点施設を対象としますが、敷地全体及び周辺環境等の評価においては、民間施設を含む全体を適切に評価するものとしてください。
51	各室の面積	14	第2	3	(2)	イ			「各室の要求面積を原則として確保すること」とありますが、施設計画合理的かつ必要性があり、使用上の支障が無い場合は「原則」の適用範囲外との理解でよろしいでしょうか。	基本的に要求面積を満足することを一義的に求めるものであり、要求面積を下回る場合は、使用上の支障がないこと等の十分な根拠等を提示して提案されたものについては、一概に要求水準未達とは取り扱わない趣旨の記述とご理解ください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
52	各室の面積	14	第2	3	(2)	1			各室面積について、「～㎡程度」「適宜」の記述がないものについては、原則±0%以内など、数値基準がございますでしょうか。	業務要求水準書に記載のとおりです。併せて、No.51の回答を参照してください。
53	各導入機能及び要求諸室に関する事項	15	第2	3	(2)				各書室の場所の要求として「近接」とあります。動線の確保等により各室の連携に配慮することで上下階に分けて室を配置した場合も近接して配置したものと捉えても宜しいでしょうか。	「近接」条件を付した室が上下階等に配置されることを一概に否定するものではありませんが、機能上の関係が適切に確保されているか否かは具体的な提案に基づき判断します。
54	共通事項	17	第2	3	(3)	7	-	-	「③ 多層階にわたる施設構成となることが予想されるが、吹抜けや縦動線（階段、エレベーター等）を効果的に配置し、一体的な施設として機能するよう配慮すること。特に、1階から2階への主動線にはエスカレーター（上下1組）を設置すること。」とありますが、図書館のメインエントランスホールを2階に設定しているためエスカレーターが必要という考え方でしょうか。	図書館のメインエントランスホールが2階に配置される可能性を想定して要求条件としておりますが、メインエントランスホールの配置階にかかわらず、図書館への効果的な導入、利用者の利便性に配慮してエスカレーターを設置してください。
55	在館者数の把握等に関するシステム	18	第2	2	(3)	7		⑩	情報拠点施設全体のシステムはPFI事業者、図書館は貴市とありますが、システムに連動の必要がある場合等は、貴市発注の図書館側で対応頂けるという理解でよろしいでしょうか。	情報拠点施設全体の入退館者数・在館者数の把握等は、図書館の情報システムに連動させないシステムを想定していますが、システム間の連動が必要となった場合には、市とPFI事業者との間で対応方法を協議します。
56	共通事項	18	第2	3	(3)	7			「駐車場の利用料金減免や危機管理面に配慮した利用者認証機能付きゲートとして利用者の入退館時間の把握とその情報の蓄積を可能とすることが望ましい」とありますが、これは、特段目的もなく公共施設に立ち寄る市民を含め、来館者全員がICカード等でゲートを通過するシステムを想定しておられるのでしょうか？	技術的に可能であれば、図書館の利用者カードを駐車場の利用カードと連携する等の提案を期待します。
57	エントランスホール・その他ロビー等 ④ブックポスト	19	第2	3	(3)	7			想定される自動返却仕訳装置のサイズをご提示ください。	業務要求水準書「第2 3 (3) ア受付及びサービスカウンター⑥」(22ページ)に記載のとおりです。なお、仕分け数は最低基準の7種類（両サイドに3種ずつ＋前方1種）以上を想定しています。

■ 付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
58	エントランスホール・その他ロビー等 ⑥フリースペース	19	第2	3	(3)	7			「フリースペース」ではどのようなアクティビティを想定されているかご提示ください。	フリースペースを含むBDS外については、過度のにおい発生等に配慮した飲食及び通常の会話等、公共スペースとしての節度を保持した賑わいの空間を想定しています。
59	エントランスホール・その他ロビー等 ⑨図書カート	19	第2	3	(3)	7			想定されるカートのサイズをご教示ください。	現在、安城市中央図書館において使用しているキハラ製のミニカート(製品名・製品番号：ミニカートⅢ・46650-1、幅375×奥行584×高さ900mm)と同製品又は同等の製品の使用を想定しています。
60	エントランスホール・その他ロビー等	19	第2	3	(3)	7			ラーニングコモンズについても飲食可能なエリアとの理解でよろしいでしょうか。	ラーニングコモンズを含む図書情報館のBDS内については、施設や設備の管理上支障のない範囲(空間)での通常の会話(議論)やペットボトル等の持込みは可とし、また、ラーニングコモンズ等の限定したエリアでは、におい等に配慮した軽飲食も可とする予定です。
61	エントランスホール・その他ロビー等	19	第2	3	(3)	7			自由提案事業として「飲食施設」を提案した場合、それをフリースペースと連続して設置し、自由提案施設で購入した飲料等をフリースペースに持ち込んで飲食できるような計画としてもよろしいでしょうか。	No.58、60の回答を参照してください。
62	エントランスホール・その他ロビー等 (飲食可能エリア)	19	第2	3	(3)	7		⑥	エントランスホール・その他ロビー等において、ロビーには「ラーニングコモンズ」の場を・・・設えとし、飲食可能で・・・とありますが、BDS内の飲食可能範囲や飲食に関する方針等があればご提示願います。	No.58、60の回答を参照してください。
63	蔵書数	20	第2	3	(3)	7			各開架・準開架室に提示されている蔵書数は、別置書架に配される分は含まれないと考えてよろしいですか。	各室の蔵書数には、別置書架に配される分も含まれます。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
64	地域資料室兼公開書庫（準開架室）	20	第2	3	(3)	7			『その内、5割程度は持ち込みPCに対応できるよう各席の机に電源コンセント(蓋付)を設けること』とあります。(サ)構内情報通信設備（P40）で『情報拠点施設全館に無線LAN（Wi-Fi）環境を整備し、』とありますので、有線LANシステムは不要と考えてよろしいですか。	別紙19のとおり、各室の持ち込みPC席は、電源コンセント（蓋付）のみの提供による無線LAN（Wi-Fi）環境を想定していますが、23ページのパソコンコーナー等の利用者開放PCは有線LANの環境を想定しています。
65	ブラウジングラウンジ（雑誌架）	23	第2	3	(3)	7		⑤	ブラウジングラウンジで1年間分保存できるスペースが必要な雑誌は300種と考えればよろしいでしょうかご提示願います。	ご理解のとおりです。
66	グループ学習室	24	第2	3	(3)	7			『外国語放送等がスピーカーで試聴できる設え』とありますが、これは実際の海外のTV・ラジオ放送などでしょうか。あるいは、外国語のプログラムということでしょうか。	外国語の生放送は想定していません。録画・録音によるプログラム等を想定しています。
67	健康支援室兼講座室	25	第2						「健康支援関連の講座・講習会や健康体操教室、栄養教室等、多目的に利用する」とありますが、現時点で具体的な実施内容（実施者・開催頻度等）が決まったらご教示下さい。	現時点では、健康推進課との連携による健康体操教室、栄養教室等の健康支援関連プログラムを週1回程度、図書館情報館主体の講座等を月1・2回程度想定していますが、詳細については、今後検討します。
68	健康支援室兼講座室	25	第2						自由提案事業において各種講座の実施する事業者が、健康支援室兼講座室を利用して、文化講座等を実施することは可能でしょうか。	自由提案事業は、自由提案施設をPFI事業者が整備し、運営するものであり、ご質問の提案は認めません。
69	a.健康支援室兼講座室	25	第2	3	(3)	7			「中央にシステムキッチンを設ける」とありますが、料理教室を行うためのものでしょうか？その場合、料理教室等の想定頻度（回／年等）をご提示願います。	健康推進課との連携による栄養教室等として月1・2回程度を想定しています。
70	健康・子育て支援スペース	25	第2	3	(3)	7			健康・子育て支援スペースの職員数はP.5(3)配置職員数（予定）に記載の図書館の人数に含まれると考えればよろしいでしょうか。また、健康・子育て支援スペースで予定しているスタッフ数の計画があればご提示願います。	健康・子育て支援スペースのスタッフは、図書館情報館とは別に常時3～5名程度（延べ10名程度）を配置する予定です。なお、健康・子育て相談コーナー等に配置するスタッフは、隣接する児童受付カウンターとの兼務も想定しています。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か+	(か+)	英小		
71	健康・子育て支援スペース	25	第2	3	(3)	7			上記の質疑でP.5(3)配置職員数（予定）に記載の図書情報館の人数に含まれない場合、予定しているスタッフ数の計画があればご提示願います。また図書情報館のスタッフ動線とは別の専用動線が必要でしょうか。ご提示願います。	前段については、No.70の回答を参照してください。後段については、別の専用スタッフ動線は不要です。
72	託児室	26	第2	3	(3)	7		c	『子ども連れの市民等が図書情報館を利用する間、一時的に子どもを預かるスペース』とありますが、託児は市の業務でしょうか。あるいは事業者の業務でしょうか。	市の業務です。当該「託児室」は、市の事業として講座等の開催時のみの限定的託児サービスでの使用を想定しており、常時は乳幼児の親子が自由に利用できる遊戯室としての使用を想定しています。
73	健康・子育て相談コーナー	26	第2	3	(3)	7		d	『児童受付カウンターに隣接して、相談員や職員等が利用者対応及び関連業務を行う小規模なカウンターを設けること』とありますが、相談員の配置は事業者業務に含まれるのでしょうか。	市の業務です。
74	おはなしコーナー	26	第2	3	(3)	7			『子どもに対する読み聞かせや紙芝居等を行う』とありますが、読み聞かせや紙芝居等の実施は事業者業務に含まれるのでしょうか。	市の業務です。
75	対面朗読室	27	第2	3	(3)	7			『録音図書の作成や再生用の機器の設置に対応した設えとすること』とありますが、機器の仕様・寸法などをお示し願います。	PC等を使用したデジタル録音を予定しているため、ノートパソコンや卓上マイク程度を置けるスペースを確保してください。
76	対面朗読室	27	第2	3	(3)	7			『拡大読書機や音声読み上げ機を収納できる設えとすること』とありますが、機器の仕様・寸法などをお示し願います。	拡大読書機は卓上型で幅510×奥行500×高さ500mm程度を、音声読み上げ機は幅300×奥行400×高さ110mm程度の一般的なものを想定しています。
77	防災無線機 外部アンテナ	28	第2	3	(3)	7			主たる事務室に設置する防災無線機の外部アンテナのスペースを確保とありますが、位置および設置スペースの条件を提示願います。	外部アンテナは、三ヶ根山無線局からの受信に支障の無いように、事務室に近接した外壁又は屋上に設置します。計画にあたっては、これらに配慮してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
78	配送整理室 ④段ボール箱保管スペース	28	第2	3	(3)	7			別紙9 家具・備品リストにスチール製ラックの記載もありますが、想定される保管数量をご教示ください。(スチールラックサイズと数量)	空の段ボール箱は、毎週30個程度発生しますが、箱のまま潰さずに保管するスペースとして壁面に幅3m×奥行0.6m程度を確保するほか、潰して保管するためのスチールラック(幅900×奥行900×高さ1800mmに棚板3枚)を2連分確保してください。
79	事務室	28	第2	3	(3)	7			『主たる事務室には、市が設置する防災無線機を設置するスペース及び電源を確保すること。また、外部アンテナを設置するためのスペースを確保』とありますが、防災無線機を設置するスペースと外部アンテナを設置するためのスペースの大きさをお示し願います。	防災無線機は書類棚等の上に設置するため、そのための独立したスペースを確保する必要はありません。外部アンテナについては、No.77の回答を参照してください。
80	配送整理室	28	第2	3	(3)	7			『大量の空の段ボール箱が発生するため、保管スペースを確保すること』とありますが、どのくらいの広さを確保すればよろしいか、お示し願います。	No.78の回答を参照してください。
81	コンピューター室 セキュリティ	29	第2	3	(3)	7			コンピューター室のセキュリティは入退室用カードリーダー設置による履歴管理程度と考えてよろしいでしょうか。	入退室カード又は指認証等による自動開閉と履歴管理程度で可とします。
82	印刷室・帳票保管室	29	第2	3	(3)	7			設置される図書情報館運營業務用の印刷機、コピー機等の仕様・寸法をお示し願います。	印刷機は幅700×奥行700mm程度、コピー機は幅1100×奥行700mm程度のほか、紙折り機は幅1100×奥行600mm程度、裁断機は幅700×奥行900mm程度、作業用机は幅1500×奥行600mm程度を想定しています。いずれも作業動線等を確保してください。
83	学校図書館支援室	29	第2	3	(3)	7		④	小中学校29校分以上の連絡ボックスを設置すると思いますが、1校に必要なボックスのサイズをご提示願います。	1校あたり幅300×奥行300×高さ300mm程度を想定しています。既製品でも構いませんが、棚全体は5段まで、高さ1600mm程度としてください。
84	多目的ホール 照明ボタン	29	第2	3	(3)	1			照明ボタンおよび演出照明用の電源を見込み、ボタンに設置する照明器具は別途と考えてよろしいでしょうか。	当該箇所⑧の記載に基づき、一般市民利用レベルの設備(照明器具を含む。)を実装してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
85	荷捌き駐車場	31	第2	3	(3)	7			要求水準では荷捌き駐車場(規模は2 t 車3台分の駐停車に対応し、かつ一時的な搬入等において4 t 車の利用が可能なもの)を設ける事と記載されております。4 t 車の利用とはホールへの搬入用と考えられますが、一時的なことであることから、広場・公園側を使用しても宜しいでしょうか。	荷捌き駐車場において、4t車までの搬出入対応が可能なものとしてください。
86	機室等	31	第2	3	(3)	7		③	荷 捌 き 駐 車 場 (規 模 は 2t 車 3 台 分 の 駐 停 車 ・ ・ ・) と あり ますが、P.16(3)【図書館の現状と課題】に記載のある・・・予約資料を毎日配送する・・・とありますが、毎日の配送業務を行う車両の駐車スペースはこの2t車3台分に含まれると考えればよろしいでしょうか。別途必要であれば車両の仕様をご提示願います。	含まれます。
87	機室等	31	第2	3	(3)	7		④	安城市のゴミの分別方法及び収集方法をご提示願います。	可燃物、不燃物として分別し、袋詰めで収集します。
88	交流多目的スペース 多目的ホール③	31	第2	3	(3)	1			「立食パーティー」の記載がありますが、飲食の提供について、どの程度のパントリー等のスペースや設備機器の設置が必要かご提示ください。	特に、パントリー等のスペースや設備機器の設置が必要とは考えていませんが、設置の提案を拒むものではありません。
89	交流・多目的スペース	32	第2	3	(3)	1			多目的ホール⑦に巻き上げスクリーン、各種パトンの装備、また⑧に映写・調光・音響設備の装備とありますが、操作は、運用時に指定管理者が行うものと理解してよろしいでしょうか。また、空調、照明のON, OFFも指定管理者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
90	多目的ホール	32	第2	3	(3)	1			③『車椅子利用者用の客席を適宜、設置すること』とありますが、具体的に何席程度とお示し願いますか。	関係法令上、必要な数以上を設置してください。
91	多目的ホール	32	第2	3	(3)	1			⑨希望される音響性能に関して、具体的数値でお示し願えますか。	別紙10に記載の音環境の性能水準を満足してください。

■ 付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
92	多目的ホール	32	第2	3	(3)	イ			⑩『グランドピアノ1台分が収納できるスペースを確保すること』とありますが、この収納スペースに要求される空調の仕様をお願いします。	具体的な仕様は選定事業者の提案によります。ただし、本格的なホール施設におけるピアノ保管庫レベルの温湿度制御性能を求めるものではありません。
93	多目的室兼リハーサル室	33	第2	3	(3)	イ			『壁面には大型の鏡を収納した設えとする』とありますが、部屋の使用方法に応じて、鏡を出し入れするという事でしょうか。	壁面に常設・固定の鏡を設置し、使用時以外においては収納・格納等が可能な設え（木製建具等によるものを想定するが、機能・性能上支障がない場合はカーテン等も可とする）としてください。
94	交流ロビー・ギャラリー等	33	第2	3	(3)	イ			③『通常時は仕切りのない一体的なロビー空間として、誰もが気軽に訪れ、憩いや交流の場となるよう計画すること。』とありますが、間仕切りで仕切ることもお考えでしょうか。その場合の間仕切りとは、本設の移動間仕切りか、あるいは簡易間仕切りのどちらをお考えでしょうか。	当該箇所④の記述と関連して、有料イベント時等における適切な空間分離を可能にするものであり、仮設的なものでも可とします。ただし、ロビー空間自体の計画提案として、本設的な設えの提案を拒むものではありません。
95	交流ロビー・ギャラリー等	33	第2	3	(3)	イ			「② 交流ロビーは、主要な前面道路側の出入りと併せて、広場・公園側からの出入りも可能な計画とし、開館時は通り抜けの動線としても機能する（ロビーが通り抜け通路に面するか、ロビー自体が通り抜け空間として機能する）ように計画すること。」とありますが、主要な前面道路は東側のみでも可能でしょうか。	最低限、東側から広場・公園へのつながりを確保してください。
96	交流ロビー 大型液晶ディスプレイ	33	第2	3	(3)	イ			200インチ以上の大型液晶ディスプレイは、大型液晶ディスプレイを複数台設置して200インチ以上とするものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	交流ロビー パブリックビューイング	33	第2	3	(3)	イ			パブリックビューイング対応の音響設備も別途と考えてよろしいでしょうか。	通常時において、大型ディスプレイの映像コンテンツに対応した音声コンテンツを含めた視聴が可能な設備を、業務範囲において整備してください。
98	交流ロビー ホワイエ	33	第2	3	(3)	イ			多目的ホールの有料イベント時に専用ホワイエとして区切る場合、家具などにより緩やかに区切ることも可能と考えてよろしいですか。	No.94の回答を参照してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
99	交流ロビー 総合案内ブース	33	第2	3	(3)	イ			総合案内カウンター（ブース）には、開館中は常時、係員が在駐しているものと考えてよろしいですか。	指定管理者の係員の常駐を想定しています。
100	管理室	34	第2						P F I 事業期間中において P F I 事業者の事務所として使用される管理室については、無償で利用できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	管理室	34	第2						P F I 事業期間中において P F I 事業者の事務所として使用される管理室については、S P C の事務所として、登記することは可能でしょうか。	可能です。
102	市政情報コーナー等	35	第2	3	(3)	ウ			市政情報コーナーは対応する人員を配置するとお考えですか。 あるいは各種資料を置くだけの場としてお考えでしょうか。	業務要求水準書「第1 5(3)配置職員数(予定)」(5ページ)に記載のとおり、旅券・各種証明窓口職員により対応します。
103	駐輪場	36	第2	3	(3)	エ			民間施設事業者の承諾の元、民間施設の敷地内に公共施設利用者用の駐輪場を整備し、利用することは可能でしょうか。	不可とします。
104	駐輪場	36	第2	3	(3)	エ			広場の屋根付きエリアを工夫して、公共施設利用者用の駐輪場として整備し利用することは可能でしょうか。	広場内に公共施設用の駐輪場を整備することは認めません。
105	駐輪場	36	第2	3	(3)	エ			民間施設の敷地内に設けた駐輪場を、公共施設利用者用駐輪場として整備・利用することが可能な場合、P F I 事業者と民間収益事業者との間で、費用負担も含めた整備・利用に関する契約を締結すればよろしいでしょうか。あるいは、貴市と民間収益事業者との間で契約を締結する必要がありますでしょうか。ご教示ください。	No.103の回答を参照してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
106	駐輪場	36	第2	3	(3)	I			民間施設の敷地内に設けた駐輪場や広場の一部を、公共施設利用者用駐輪場として整備・利用することが可能な場合、その整備・維持管理などをPFI事業対象とみなし、整備費をサービス購入料A、維持管理費をサービス購入料D-1とすることは可能でしょうか。	No.103、104の回答を参照してください。
107	駐輪場①	36	第2	3	(3)	I			民間施設と一体的な整備計画のため、公共・民間用として「区分する」ことが、難しいと思われるが、明確な利用区分はどの程度と考えればよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
108	駐輪場の設置位置	36	第2	3	(3)	I			駐輪場の設置位置については、7,415㎡の施設計画エリア内と考えてよろしいでしょうか。または、公園・広場内への設置も可能でしょうか	No.103、104、107の回答を参照してください。
109	駐車場譲渡時の状態について	36	第2	3	(3)	I			民間収益事業の駐車場ですが、良好な状態で無償譲渡とありますが良好な状態とは具体的にはどのような状態でしょうか？また、提案施設の上層部駐車場については無償譲渡する必要がないのでしょうか？	前段については、業務要求水準書別紙16「明渡し検査」の「3 明渡し検査の視点」に記載する状態を想定しています。 後段については、提案施設の上層部に整備された駐車場を除く部分を無償譲渡し、上層部の駐車場は、提案施設とともに解体・撤去してください。
110	複合施設の計量管理	36	第2	3	(4)	7			複合施設の計量管理は、各用途区画内で使用する電気・水道を対象と考えてよろしいでしょうか。ガス・電話・LAN等は個別にインフラ会社と契約するものとします。	省エネルギー・省資源の観点から、運用段階において、各機能・用途ごとの全てのエネルギー及び資源項目について利用状況が把握可能な計量管理に対応した計画としてください。なお、公共施設内に自由提案施設を設置する場合は、課金管理が可能なものとしてください。
111	電力総量規制	36	第2	3	(4)	I	(7)		「別紙11電力総量規制の内容」が添付資料にありませんので、ご提示願います。	安城市ウェブサイトに記載のとおり、窓口での直接配布となります。なお、平成24年12月25日公表内容から変更はありません。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
112	各室空調条件	37	第2	3	(4)	イ	(イ)		別紙10に閉架書庫は恒温恒湿機能付きとありますが、空調条件を御指示願います。	要求水準に示す閉架書庫③の貴重資料等を収蔵する小部屋については、可能な限り温湿度の変動を抑えることを主眼としており、基準温度・湿度及び許容変動幅等の設定は提案によるものとします。
113	受水槽容量	37	第2	3	(4)	ウ	(7)		災害時の上水インフラ途絶時に受水槽余力を見込むこととありますが、一般的な容量として1日の使用量の50%程度でよろしいでしょうか。災害用に別途見込む必要があれば必要容量を御指示願います。	通常時の水質維持の観点を含めて、容量・余裕度の設定は選定事業者の提案によることとします。直接採水が可能な対応は必須として計画してください。
114	ガス設備 別紙7インフラ整備図	38	第2	3	(4)	ウ	(オ)		埋設のガス管は耐圧認定を受けた中圧管でしょうか。	低圧管です。
115	発電機設備	39	第2	3	(4)	エ	(ウ)		発電機設備について、相応の容量を有する燃料備蓄設備（オイルタンク等）を設置することとあります。引渡し前の検査に必要な燃料は事業者負担、竣工後の燃料は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	発電機設備	39	第2	3	(4)	エ	(ウ)		防災設備負荷対応と同時に施設の最低限の機能維持に必要な電力供給…とありますが、非常用防災負荷と停電時保安用負荷の切替による防災保安兼用は認めないと解釈してよろしいでしょうか。	非常用防災負荷に加えてサーバー機器類の機能維持が可能な発電機的能力を備えるものとし、その範囲内において、その他必要な箇所にも発電機回路の電源を適切に供給可能な計画としてください。
117	各室照度設定	39	第2	3	(4)	エ	(オ)		別紙10に各室の照度基準の仕様がありますが、机上面(FL+850mm)の要求仕様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	電話設備	40	第2	3	(4)	エ	(キ)		電話設備の業務区分のうち、電話機・交換機の調達・設置については、P F I 事業外と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
119	映像・音響設備	41	第2	3	(4)	エ	(シ)		映像・音響設備の設置対象となっている室（別紙10による）の業務区分については、別紙20に記載の内容と考えて宜しいですか。	別紙20の業務区分によるほか、業務要求水準書の第2の3の(3)に示された各室の要求事項を満足するものとしてください（例、多目的ホールにおける映写設備・音響調整設備等の要求内容等）。

■ 付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
120	入退室管理設備	41	第2	3	(4)	Ⅰ	(Ⅱ)		『ＩＣカードによる入退室監理設備』とは職員を対象としたものでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	サイン	43	第2	3	(5)	Ⅰ			記載のある懸垂幕や横断幕の想定サイズがございましたらご提示ください。また、館名サイン、立看板・塔、などについて、具体的な必要位置、仕様などがございましたらご提示ください。	前段については、確保できる壁面の面積にもよりますが、最大値で懸垂幕は幅1,200×高さ7,200mm、横断幕は幅7,200×高さ1,200mmを想定しています。 後段については、選定事業者の提案によります。
122	サイン	43	第2	3	(5)	Ⅰ			屋外に施設名を表示する場合は照明装置付きとの記載がございましたが、屋外サイン（総合案内板等）の必要設置箇所数等の想定がございましたらご提示ください。	設置箇所数等は提案に委ねますが、デザインに配慮してください。
123	広場用地	43	第2						広場用地3,890㎡は、別紙2の1号広場及び市有地（広場用地）を合わせた用地と理解しております。1号広場と市有地は、一体的整備であり、区画する必要はなく管理上も一体的であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	広場・公園の対象敷地	43	第2	4	(2)				広場用地が3,890㎡となっていますが、1号広場：3,400㎡に加えて市有地（広場用地）もPFI事業の範囲内であり、その面積は490㎡であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	広場・公園の配置	43	第2	4	(2)				広場と公園は管理上の区分が明確になるように配慮することとありますが、広場と公園の配置は公園を南側（区画道路10-4号線側）とする配置を順守する必要がありますか。	順守する必要があります。
126	広場・公園の配置	43	第2	4	(2)				広場と公園は物理的に区画する必要はないとありますが、公園を分散して配置することも構わないと考えても宜しいですか。	公園の位置は、業務要求水準書別紙2のとおりとします。
127	公園にかかる法規	43	第2	4	(2)				都市公園法の適応範囲は公園用地の1000㎡だけと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
128	広場・公園内に設ける施設	43	第2	4	(2)				広場と公園は管理上の区分が明確になるように配慮することとありますが、施設の設置に当たっては広場と公園をまたいだ施設は不可と考えて宜しいですか。	建築物は境界をまたいだ設置は不可としますが、植栽帯等のランドスケープ上の設えは、区分線が確認できれば一体的な設えも可とします。
129	広場・公園内に設ける施設	43	第2	4	(2)				拠点施設の建設用地から広場用地内に庇等を張り出して設けることは可能でしょうか？	No.31の回答を参照してください。
130	広場・公園	44	第2						広場と公園は、管理上の区分が明確になるよう配慮のこととありますが、公園の敷地境界が明確にわかる様にと理解してよろしいでしょうか。	No.128の回答を参照してください。
131	広場・公園の整備に係る要求水準	44	第2	4	(3)				広場・公園の一角に駐輪場設置は可能として良いですか。	不可とします。
132	広場公園内の防犯カメラによる監視について	44	第2	4	(3)	7			広場・公園内に設置する防犯カメラを管理室で監視可能とするとありますが、広場・公園内の防犯カメラ監視対応は本事業者の業務範疇に入るといふことでしょうか？	ご理解のとおりです。
133	広場公園内における事故・事件等への対応について	44	第2	4	(3)	7			防犯カメラ監視中、広場・公園内での事故・事件発生した場合、緊急対応は業務範疇となるのかご教示ください。業務範疇となる場合、一次対応までという理解でよろしいでしょうか？	P F I 事業者は、当事者の救護、他の利用者の安全の確保、警察署等への連絡などの一次対応までを行ってください。
134	広場・公園内の設備	44	第2	4	(3)	7			広場・公園の整備の要求水準に「防犯上必要な照度が確保できるように外灯や庭園灯を適切に配置すること」とありますが、安城市ににおける公園等の照度基準があればご指示ください。もし安城市にない場合は準拠すべき基準をご指示願います。	J I S 照度基準によります。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
135	公園・広場内の施設の建設に関し	44	第2	4	(3)	7			公園・広場内に要求施設以外の提案施設を建設することは可能でしょうか。	業務要求水準書に示すベンチ、親水設備等のランドスケープ的な修景施設を設置することは可能ですが、自由提案施設として売店、自動販売機等を設置することは不可とします。
136	イベント広場	45	第2	4	(3)	1			屋根付きエリアの規模は500㎡程度とのことですが、大規模イベント時の「メインステージ」としては何㎡程度必要と考えればよろしいでしょうか。	イベントによって異なりますが、七夕まつりのステージでは最大100㎡程度を想定しています。
137	広場に係る要求水準	45	第2	4	(3)	1			親水設備の提案は自由と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	広場に係る要求水準	45	第2	4	(3)	1			イベント広場は臨時駐車場のような使われ方も想定するのでしょうか。その場合、駐車場程度の耐圧荷重を必要とするのでしょうか。	広場は臨時駐車場として使いません。耐圧荷重は管理車を対象としてください。
139	広場：屋根付きエリア	45	第2	4	(3)	1			記載の仮設ステージについて想定のスペースや高さがあればご教示ください。	イベントによって異なりますが、七夕まつりのステージでは面積は最大100㎡程度、高さは最大7m程度です。
140	広場に係る要求水準	45	第2	4	(3)	1			大規模イベント等で想定される舗装部分の床荷重はどの程度のものでしょうか。御指示願います。	イベントによって異なりますが、七夕まつりのステージでは面積最大100㎡、高さ最大7m程度であり、舗装部分の荷重は管理車程度の荷重とします。
141	広場に係る要求水準	45	第2	4	(3)	1			広場西側の植樹帯による隣接住宅の配慮の範囲を教えてください。（道路はふくまない）	西側境界はすべて住宅地に面するので、それらへの緩衝帯となるようにしてください。
142	広場に係る要求水準 屋根付きエリアの規模	45	第2	4	(3)	1			「屋根付きエリアの規模は500㎡程度とし」とありますが、自由提案事業でのイベント利用等を想定し、屋根付きエリアの規模を要求水準以上に広げる提案は可能でしょうか。	500㎡以上であっても問題はありませんが、自由提案事業の実施を目的とした拡大は認めません。なお、500㎡以上にする場合は、利用上の支障がないように配慮願います。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
143	広場・公園の整備に係る要求水準	45	第2	4	(3)	イ			広場の北側の安城幸田線に面して、ポケットパークを整備し、イベント時の導入空間(車両等の出入りルートを含む)とするとありますが、通勤通学時間帯に車両の出入りを行わない等の十分な配慮を行い、運用上の対応を協議の上で、図書館のサービス車両動線と一体的に整備することは可能でしょうか。	No.37の回答を参照してください。
144	広場・公園の整備に係る要求水準	45	第2	4	(3)	イ			「安城七夕まつり」で使用される七夕飾りのうち、最も大きいものの寸法及び重量をご教示願います。	10kg程度、直径1m程度ですが、施設に合わせて更新する可能性もあります。
145	ホ口場の屋根付きエリアの配置計画・屋根の高さに関し	45	第2	4	(3)	イ			広場に設置する屋根の高さ基準として、「イベント演出に係る車両の高さ以上」とありますが、当該車両の高さはどの程度でしょうか。	3.8m程度（法令で定める車両の最大高さ）を想定しています。
146	公園に係る要求水準	45	第2	4	(3)	ウ			「安城八景」の石碑を移設とありますが、移設は石碑部分だけと考えて宜しいですか。その場合の石碑のサイズおよび重量、台座があるならそのサイズもご教授ください。	前段については、石碑を移設し、周辺の石材もなるべく再利用してください。 後段については、別紙12「石碑の写真」から類推してください。
147	事前調査業務	47	第2	5	(4)	7			埋蔵文化財調査は必要となりますでしょうか。	本事業の敷地は、埋蔵文化財包蔵地には指定されていません。
148	情報システム企業	48	第2	5	(4)	ウ	(イ)		情報システム企業の選定期間は、いつ頃を予定されていますでしょうか。	正式なシステム業者選定は平成28年度を予定していますが、PFI事業の施設設計段階（平成26年度）～着工後（平成27年度）と並行して情報システムの検討を行い、必要な情報を提示して調整することを想定しています。
149	別工事との調整	48	第2	5	(4)	エ	(イ)		情報システム以外に市が個別に発注する可能性があるものについてご教示ください。	現時点では、敷地周辺の区画整理事業に伴う工事及び防火水槽の設置工事（選定業者との協議の上、公園・広場エリア内の本事業に支障のない位置に市が設置します。）、既設倉庫、トイレ、リサイクルステーションの撤去工事などが主に想定されます。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
150	近隣調査・準備調査等	51	第2	6	(3)	ウ	(イ)		「起工式を行うこと」とありますが、情報拠点施設完成にあたり、貴市が竣工式典や内覧会等を行われる場合、その費用は、貴市でご負担いただくと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
151	近隣調査・準備調査等	51	第2	6	(4)	ウ	(イ)		周辺建物影響調査を行う範囲につき、貴市の規準等がありますか。	基準等はありませんが、掘削、振動等の影響を考慮した根拠を持った範囲としてください。
152	近隣調査・準備調査等	51	第2	6	(4)	ウ	(イ)		『工事工程等について了解』とありますが、了解書への押印が必要というものではないとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	工事エリア	51	第2	6	(4)	ウ	(ウ)		施工計画を立案するにあたり、広場・公園の計画地を情報拠点施設の建設のために、各種作業スペース、重機の設置、車両の駐停車、資機材置場、現場事務所設置などに活用することは可能でしょうか。	可能です。併せて、No.149の回答も参照してください。
154	建設工事	52	第2	6	(4)	エ	(7)		『電波障害』、『地盤沈下』等の記載がありますが、いずれも『工事』に起因する場合を想定したものであり、『建物』によるものではないとの解釈でよろしいのでしょうか。	建物に起因するものを含みます。
155	その他の業務を実施する上で必要な関連業務	54	第2	6	(4)	カ			『会場設営などの協力』とありますが、具体的な業務をご教示ください。	式典企画調整時、会場設営等準備及び式典開催時等における主催者側の援助とし、具体的には協議の上定めます。
156	別工事との調整	54	第2	6	(4)	カ	(7)		情報システムの機器据付等、貴市の発注の工事に起因する工期の遅れや工事費の増大は、貴市の負担であるとの解釈でよろしいのでしょうか。	事業契約書(案)第35条の規定に基づく対応となります。
157	業務区分	57	第3	1	(3)				業務区分アからケに記載されていない、多目的ホールの貸出しや利用に関する業務（例：受付、貸出し規約説明、利用料金授受、鍵・備品等の貸出し・返却、利用後の確認等）は、貴市あるいは指定管理者が実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
158	業務担当者	57	第3	1	(4)	イ			防火管理者の資格者の配置を求められていますが、常駐の必要はありますでしょうか。また、当該資格者を本施設の防火管理者は、市職員又は指定管理者から選任頂けるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、常駐の必要はありません。後段については、ご理解のとおりです。
159	施設の維持管理に関する要求水準	57	第3	1	(4)	イ			防火管理者の資格を有することとありますが、当該施設の防火管理者として選任されるという理解でよろしいですか。ご教示ください。	No.158後段の回答を参照してください。
160	業務担当者	57	第3	1	(4)	イ			「業務に従事する人員のうち1名は、防火管理者の資格を有すること」と記述されていますが、有資格者は配置しますが、選任は各運営担当部署から選任されると理解してよろしいでしょうか。（共同防火管理）	No.158後段の回答を参照してください。
161	業務計画書	58	第3	1	(7)				「本施設の維持管理に関する業務計画書及び業務計画書に付随する書類を維持管理・運営期間の開始6カ月前までに市に届け出」と記述されていますが、準備期間も含まれますでしょうかご教示ください。	業務計画書及び業務計画書に付随する書類は、維持管理業務の着手（情報拠点施設の引渡予定日）6カ月前までに市に届け出てください。
162	業務仕様書	58	第3	1	(8)				維持管理業務開始3ヶ月前までに「維持管理仕様書」を提出し、市の承諾を得ることとあります。貴市が承諾する上で確認される事項は、業務要求水準および提案内容の遵守に関することとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	P F I 事業者から提出されるモニタリング計画書に記載された内容とともに、業務要求水準及び提案で示された業務水準を満たしているかどうかについて確認する予定です。
163	第3 維持管理に関する要求水準	59	第3	1	(11)	イ			災害等の発生時及び緊急時の対応について、マニュアルを作成して対応を明確にするとなっているが、「第2 施設整備に関する要求水準 3（1）ウの防災への配慮で広場・公園を含めて周辺住民の一時避難や救援・復旧活動の拠点の1つとして機能する」からマニュアル作成に際し、市と協議して作成することになると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
164	第3維持管理に関する要求水準	60	第3	1	(11)	ウ			第三者による破損等は市の判断によりありますが、判断基準・判断方法をお示しください。また、判断材料と成り得る証拠（防犯カメラ映像等以外を想定）は選定者が確保提示する必要があるのでしょうか。	前段については、個別の事象に基づき、都度、判断する予定であるため、現時点で明確な基準を示すことはできません。 後段については、市が、選定事業者が善管注意義務を果たしていたかどうかを判断する材料として、業務実施状況等の証左を求める可能性はあります。
165	負担区分	60	第3	1	(11)	ウ			「維持管理業務の実施に必要な資機材及び消耗品等は、選定事業者の負担」とありますが、一般的に業務に必要な資機材・消耗品等は、WAX・洗剤・懐中電灯用電池・測定器具・工具・ウエス等ですが、トイレットペーパー・手洗い石鹼液・蛍光管・電球等は市の負担と理解してよろしいでしょうか。	施設の維持管理業務の実施上必要な消耗品（トイレットペーパー、手洗い石鹼液等の衛生消耗品を含む。）は選定事業者の負担とします。なお、電球等は市が調達しますが、交換等の作業は選定事業者の業務範囲となります。
166	負担区分	60	第3	1	(11)	ウ			本施設の水光熱費は、自由提案施設部分を除き市が実費を負担とありますが、負担開始時期は、本施設の引渡し後でしょうか	ご理解のとおりです。市が本施設の引渡しを受けた後、自由提案事業部分を除き、実費を負担する予定です。
167	負担区分	60	第3	1	(12)	ウ			建設期間中の、受電後の基本料金は市負担、従量料金は選定事業者負担と考えて宜しいでしょうか	工事期間中の電力料金は選定事業者の負担です。
168	業務内容	61	第3	2	(2)	7			「舞台関係設備等」とありますが、スポットライト等、舞台照明の電球等の交換は、事業者の業務対象ではないと理解してよろしいでしょうか？利用頻度及び使い方により、交換の頻度が大きく変わりますので、運営をされる指定管理者のご負担で交換いただくのが合理的と考えます。	選定事業者の業務範囲となります。
169	修繕業務	63	第3	2	(4)	7			事業者が用意する別紙9に記載された家具・備品の管理及び補修・更新は、本業務範囲外として別途市が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	市が保守管理する「備品等」とは、別紙9「家具・備品リスト」に示す家具・備品の内、運営事務室、管理室に設置する家具・備品以外のものを指します。PFI事業者は、別紙9に示す家具・備品の内、自らが業務を実施するうえで使用する家具・備品（例、管理室内の家具・備品）の保守管理、修繕等を行ってください。
170	業務内容（修繕計画）	63	第3	2	(4)	7			長期修繕計画は30年計画とし、そのうち15年間分を提出すると理解してよろしいか。	PFI事業者は、情報拠点施設の引渡し1カ月前までに、30年間の長期修繕計画（概算経費の算定を含む。）を市に提出してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
171	業務内容（修繕計画）	63	第3	2	(4)	7			「修繕・更新は規模の大小を問わず、すべての修繕・更新をいう」と記述されていますが、経常的に修繕するものは計画書から除外してもよいでしょうか教えてください。	長期修繕計画は、様式第6-5号を基に作成してください。
172	業務内容	63	第3	2	(4)	7			「本施設の建築物、建築設備、外構施設等を対象に」とありますが、様式第3-4号には「舞台設備等」の記載があります。「舞台設備等」が修繕業務の対象となる場合、当該設備は、利用頻度によって修繕の要否が変わりますので、多目的ホールで舞台設備を利用される頻度の想定（回数／年等）をご提示願います。	類似ホールの経験・実績等を踏まえ、本多目的ホールでの利用頻度を想定し、適宜、業務内容等を計画してください。
173	業務内容	63	第3	2	(4)	7			「本施設の建築物、建築設備、外構施設等を対象に」とありますが、様式第3-4号には「舞台設備等」の記載があります。「舞台設備等」が修繕業務の対象となる場合、利用者及び運営をされる指定管理者の操作や管理上の不備による故障等の修繕は、指定管理者でご負担いただけると理解してよろしいでしょうか？	指定管理者の運営上の責めに帰すべき事由による破損等については、原則として市が合理的な範囲で対応に要する費用等を負担します。
174	修繕業務の対象範囲	63	第3	2	(4)	1			修繕業務の対象範囲には、募集要項添付資料別紙9家具・備品リストに示されたものは含まれないと考えてよろしいでしょうか。 修繕業務の対象範囲について、可能な範囲で具体的にご教示いただくことは可能でしょうか。	No.169の回答を参照してください。
175	業務内容（修繕計画）	63	第3	2	(4)	ウ	(1)		「基本的に長期修繕計画に基づいて計画するものとし、差異が発生する場合は市と協議を行い、市の承諾を得ること」と記述されていますが、承諾のみで費用の増減について見直しがないと理解してよろしいでしょうか。	モニタリング及び減額措置等示すとおり、修繕業務に関するモニタリングとして、市とPFI事業者との間で協議のうえ、両者が合意した場合には、対象事業年度における修繕業務の実施内容及びサービス購入料D-2を変更することができます。
176	修繕業務	63	第3	2	(4)	ウ	(1)		「計画外に修繕・更新の必要性が生じた場合も速やかに対応のこと」とされています。第三者である指定管理者、利用者の故意・不注意等による破損、故障の修繕は、貴市あるいは原因者の負担（保険含む）と考えてよろしいでしょうか。	計画外に修繕・更新の必要性が生じた場合には、PFI事業者にて速やかに対応してください。 なお、その場合の費用負担については、「第31(11)ウ負担区分」に基づくものとします。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
177	清掃業務	64	第3	2	(6)	7			業務内容として（ア）から（エ）まで記載されていますが、交流・多目的スペース及び広場・公園の清掃業務は、貴市あるいは指定管理者が実施するものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	清掃業務の対象範囲は、「第32(6)イ業務の対象範囲」に記載のとおりです。交流・多目的スペース及び広場・公園も業務の対象範囲に含まれます。
178	清掃業務	64	第3	2	(6)	7			多目的ホールの清掃がPFIの業務範囲の場合、イベント開催の前後に清掃が必要になると想定されます。費用算出のために想定されるイベント開催日数をご提示ください。 また、使用数量の想定が出来ない交流・多目的スペース、公園・広場のトイレの消耗品（利用者が使うトイレトペーパー、水石鹸、手指消毒液）は、貴市の負担（実費精算）との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはNo.172の回答を参照してください。 後段については、選定事業者において負担してください。
179	ゴミ処理業務について	64	第3	2	(6)	エ			外構施設（広場・公園）内のゴミの集積業務も本事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、イベント等で発生するゴミは、原則として主催者の責任で処理することを想定しています。
180	業務対象範囲	65	第3	2	(6)	イ			清掃業務の対象範囲として、広場・公園部分の清掃は含まれますか。	広場・公園は清掃業務の対象範囲に含まれます。
181	業務対象範囲	65	第3	2	(6)	イ			清掃業務の対象範囲として、交流・多目的スペースや図書館部分の清掃は含まれますか。	図書館及び交流・多目的スペースは、清掃業務の対象範囲に含まれます。
182	業務実施時間	65	第3	2	(6)	ウ	(7)		業務実施時間について、施設利用者や職員の利用に配慮した上で選定事業者の提案とありますが、特に職員の立ち合いが必要な部位や開館時間中に実施できない部位の指定はありますでしょうか。	立会いが必要な場所については、コンピューター室など個人情報を保管する部屋を想定しています。開館中に実施する場合は、利用者に迷惑のからない範囲で行う必要があります。
183	施設清掃業務の要求水準における「標準仕様」とは	65	第3	2	(6)	ウ	(4)		施設清掃業務の要求水準は、「標準仕様に沿って業務を実施した場合と同等水準又はそれ以上の施設的美観と衛生を保つこと。」とあります。「標準仕様」について具体的にお示しください。	「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に示す仕様を指します。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
184	業務内容（修繕計画）	65	第3	2	(6)	ウ	(イ)		施設清掃業務の要求水準における記載の標準仕様とは、なにを差しているかご教示ください。(国土交通 建築保全業務共通仕様書等)	No.183の回答を参照してください。
185	清掃業務の要求水準	65	第3	2	(6)	ウ	(イ)	a	(c)消耗品について、トイレトイレットペーパーや水石鹸は事業者の負担と理解してよろしいですか。また、商品について指定がありますか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。商品の指定は特にありません。
186	業務内容（修繕計画）	66	第3	2	(6)	ウ	(イ)	c	特別清掃（d）除草とは、同頁（7）植栽管理業務と同意では無い場合、何を差しているかご教示ください。	植栽管理業務と連携して実施してください。
187	ごみ処理業務の要求水準	66	第3	2	(6)	ウ	(オ)		ごみの館外への運搬搬出は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。また粗大ごみ・産業廃棄物等も業務外と理解してよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段について、産業廃棄物（金属くず、廃プラ等）はごみ処理業務の対象、粗大ごみは対象外となります。
188	要求水準	67	第3	2	(8)	ウ			機械警備業務として開館直前、開館時間中、閉館直後に施設内を巡回とありますが、制服警備員による巡回が必須という理解でよろしいでしょうか。また、深夜・早朝の建物外周巡回と合わせて、1日5回の警備業務としての巡回が必要であると理解すればよろしいでしょうか。	前段については、警備業法に基づいた対応としてください。 後段については、ご理解のとおりです。
189	警備業務	67	第3	2	(8)	ウ			機械警備業務の場合であっても、深夜、早朝等に建物外周を2回以上巡回・パトロールをすることとありますが、この巡回・パトロールは有人警備を想定されているのでしょうか。	建物外周の巡回・パトロールは有人にて実施してください。
190	警備業務の要求水準	67	第3	2	(8)	ウ		a	監視カメラによる監視について、録画の保存期間は、どの程度を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	2週間以上の保存が可能なものとします。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
191	警備業務における機械警備	67	第3	2	(8)	ウ		e	機械警備であっても深夜早朝等に建物外周を2回以上巡回・パトロールすることとされています。一方、H25年2月に公表された実施方針等に関する質問書への回答NO.153によれば、建物外周の巡回・パトロールは閉館後から開館直前までの間に適度な間隔で実施すると回答されています。閉館後から開館直前までの建物外周の巡回・パトロールの回数は2回以上、頻度は事業者の設定によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	警備業務における機械警備	67	第3	2	(8)	ウ		e	機械警備として行う業務a～eの中には有人警備および設備保守の内容と思われる業務が入っております。a～eの業務のうち、機械警備として行うもの、有人警備として行うもの、設備保守など他の業務により行うものを、それぞれ具体的にお示しください。	業務要求水準書の「機械警備」とは、基本的に警備員が施設内に常駐する有人警備ではないという趣旨であり、ご質問のa～eの業務については、人的な対応が必要なものを含んでいます。建築設備保守管理業務等との連携も含めて、具体的な業務実施方法は選定事業者の提案によります。
193	駐輪場管理業務	68	第3	2	(9)				公共用駐輪場と民間駐輪場は、公共駐輪場に業務時間外の侵入ができないよう適切な対応であれば、一体化した駐輪場として良いですか。	No.4の回答を参照してください。
194	要求水準	68	第3	2	(9)	ウ			閉館日は、当該業務を実施する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	要求水準	68	第3	2	(9)	ウ			定期的に巡回とありますが、開館時間の前後30分の時間帯に実施すれば足るという理解でよろしいでしょうか。	巡回のタイミングや頻度は選定事業者の提案によりますが、駐車場の利用者の安全を確保し、快適かつ便利に利用できるようなサービスを提供できるようにしてください。
196	要求水準	68	第3	2	(9)	ウ			業務時間外には、駐輪場に侵入できないように適切に対応とありますが、開館時間の30分前に開場、閉館時間の30分後に閉場すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
197	駐輪場管理業務における要求水準	68	第3	2	(9)	ウ			「駐車位置の整理」や「不適正な駐車車両」という記載における車とは自動車ではなく自転車を意味すると理解してよろしいでしょうか。	自転車、自動二輪車及び原動機付き自転車を指します。
198	第3維持管理に関する要求水準	68	第3	2	(9)	ウ			駐輪場の管理について、業務時間外に進入できないように適切に対応することとは、どのようなことかご教示ください。	情報拠点施設の開業時間外には駐輪場を利用できないように管理することです。
199	駐輪場管理業務	68	第3	2	(9)	ウ			盗難、破損等に対する保安措置を講じることとありますが、保安措置を講じたにも拘らず、盗難、破損等の損害が生じた場合、事業者には責任がないと理解してよろしいでしょうか。	P F I 事業者が適正な保安措置を講じていたと認められる場合にも関わらず、犯罪行為や悪意のある意図的な行為等によって盗難、破損等の損害が生じた場合には、要求水準の未達とはならないと考えます。
200	業務の目的	69	第4	1	(1)				「市は、関係する主体で構成する（仮称）中心市街地拠点運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し」とありますが、いつごろ設置される予定でしょうか？時期の目安をご教示願います。	事業契約の締結後、速やかに設置することを予定しています。なお、指定管理者については、指定管理者の決定後、運営協議会に参画する予定です。
201	運営協議会の運営支援	69	第4	2	(1)				運営協議会の運営支援における業務内容の詳細については、市と選定事業者との間で協議を行うとありますが、現時点で想定している協議会の開催頻度等がありましたらご教示下さい。	現時点では、最低月1回、1時間程度の定例会の開催と、必要に応じた臨時会議の開催を想定しています。
202	第3維持管理に関する要求水準	69	第4	2	(1)				貴市が設置するご予定の運営協議会は、開催の際の会場を当該施設にて実施を想定でしょうか。又その際の開催場所貸室費用負担等は免除又は貴市にてお支払いいただけたらと考えて良いでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
203	総合連携支援業務内容	69	第4	2	(3)				広場・公園に関する事項は市との調整連携となりますか？指定管理者と行うことになりますか？ご教示願います。	施設運営上の指定管理者との各種調整は、基本的に市が行いますが、調整内容によっては、P F I 事業者に協力を依頼することも考えられます。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
204	総合連携支援業務内容	69	第4	2	(3)				広場・公園は市が別途指定する指定管理者が運営することになっていますが、指定管理者とPFI事業者の業務区分と責任区分をご教示願います。	広場・公園の運営業務は指定管理者が実施（予定）し、維持管理業務はPFI事業者が実施します。各業務の実施に伴う責任は、原則として業務実施者それぞれの負担となりますが、指定管理者の運営上の責めに帰すべき事由による破損等が生じた場合には、PFI事業者の責任とはなりません。
205	市との調整連携	70	第4	2	(3)				事業者は市職員と日常的な情報交換、意見交換、調整等を行うこと記載されているが、事業者の所在地が安城市内にあるまたはその近郊にあることが評価されるということでしょうか。	密接なコミュニケーションを図るための具体的な方策は、選定事業者の提案によります。
206	自由提案施設事業内容	71	第5	1					自由提案施設の事業主体はPFI事業者が設立するSPCという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	自由提案施設事業内容	71	第5	1					自由提案施設について、PFI事業者が設立するSPCから第三者への委託は、事業契約書（案）第73条に基づいて可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	自由提案施設事業内容	71	第5	1					飲食施設運営を行う場合、貴市と事業者が協議してルールを決めたうえで、利用者が飲み物等をテイクアウトして情報拠点施設内や広場・公園内で飲食することは可能でしょうか。	No.58、60の回答を参照してください。
209	自由提案事業に関する事項	71	第5	1					提案した自由提案事業を実施し、財務上等の理由で自由提案事業を途中で断念せざる得ない場合のペナルティについてご教示願います。	事業期間途中での自由提案事業の終了に対するペナルティの付与は予定していません。ただし、終了に際して、事業の終了により発生する費用及び損失はPFI事業者が負担し、また、PFI事業者の費用で設置した設備・備品等を撤去し、原状に回復したうえで自由提案事業の実施場所を市に返還する必要があります。
210	料金の設定	71	第5	3					料金を徴収しない自由提案事業についても、貸付料が発生するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
211	自由提案施設 費用及び料金の設定	71	第5	3					「ただし、料金を徴収する場合は、費用を負担して実施すること。」とありますが、ここでの「費用」とは具体的にどのような事を指しているのかご教示ください。	行政財産の貸付料や自由提案施設の整備費用等を負担するという趣旨です。
212	自由提案事業の費用	71	第5	3					自由提案事業の光熱水費については、「原則、子メーターを設置」とありますが、設置費用については貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	設置費用は選定事業者の負担です。
213	費用及び料金の設定	71	第5	3					「料金を徴収する場合は費用を負担して実施すること」とありますが、事業者にて料金を徴収しない場合には、貴市にて費用負担していただける場合があるのでしょうか。	No.210の回答を参照してください。市は、選定事業者の自由提案事業の実施について、費用負担は行いません。
214	自由提案施設	71	第5						PFI事業者が、自由提案事業を企画し、市より貸付を受けたうえで、しかるべき業者に運営委託、もしくは転貸することは可能でしょうか。	可能です。
215	行政財産の貸付	72	第5	4					事業者にて行政財産を借り受けるにあたり、保証金等は不要との理解でよろしいでしょうか。	保証金は不要です。
216	行政財産の貸付	72	第5	4					自由提案事業をやむを得ない事由（経営が困難等）により中止する場合には施設の撤去費等のみ負担すれば、違約金等のペナルティは発生しないとのことでよろしいでしょうか。	No.209の回答を参照してください。
217	行政財産の貸付	72	第5	4					自動販売機の設置等についても、同様の貸付料が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、市が設置予定の自動販売機の設置スペースはP F I 事業にて整備する必要があり、同スペースを利用した自動販売機の自由提案事業は認められません。
218	行政財産の貸付	72	第5						安城市公有財産規則に基づき、行政財産として貸し付けるとありますが、貸付期間が10年以内とあることから、行政財産の目的外使用ではなく、普通財産の貸付けと理解すれば宜しいでしょうか。（行政財産の目的外使用の期間は1年以内と規則に記載してあるため）	行政財産の貸付となります。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
219	行政財産の貸付	72	第5	4					②貸付料月額1,700円/㎡(電気・水道等使用料は別途契約)は、応募後の進捗により減額の交渉は可能ですか。	不可とします。
220	自由提案施設 行政財産の貸付	72	第5	4					「③貸付期間 10年以内」とされる一方、事業契約書第72条においては、自由提案施設の期間は維持管理期間の終了日までとされております。正しい貸付期間をご教示ください。	市の規則上、行政財産の貸付期間の最長が10年となるため「貸付期間10年以内」としています。実際には、10年後に貸付料を見直して、新たに契約することを想定しています。
221	自由提案事業の行政財産の貸付	72	第5	4					自由提案事業を実施する場合は、市が選定事業者行政財産を貸し付けるとあります。自由提案事業に関する照会の回答に合わせて契約書の案文を明示頂くことは可能でしょうか。	提示する予定はありません。
222	自由提案事業の行政財産の貸付	72	第5	4					公共性の高いサービスを行う場合や利用者から料金徴収を行わない場合は、事業者が貸付料を支払わないことは可能でしょうか。	不可とします。
223	【自由提案事業】 行政財産の貸付料	72	第5	4					貸付料は最初の10年間は「月額1,700円/㎡」の固定単価だとわかりますが、残り5年間の貸付料はどのように決定されるのでしょうか。(市場相場の平均である等、具体的な説明をお願いします。)	No.220の回答を参照してください。
224	民間収益事業者	73	第6	1	(1)				提出する提案書類には民間施設事業者の名称等を明確に記載しておく必要があるでしょうか。	民間収益事業者の企業名は、参加表明書提出時に明らかにしてください。
225	基本方針	73	第6	1	(1)				民間収益事業に関しては基本的に独立採算にて実施すると考えていますが、公共性・公益性の高く地域住民に有益な事業で十分な収益が期待できない事業を実施する場合には定期借地料の一部免除等はあるのでしょうか。	借地料の免除はありません。
226	基本方針	73	第6	1	(1)				自らが民間収益事業者として民間収益事業を実施することはできない。とありますが、ここで言う「自ら」とはSPCの事でしょうか。	PFI事業者（SPC）自らが、民間収益事業者として民間収益事業を実施することは不可とします。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
227	実施体制	73	第6	1	(2)				民間収益事業総括責任者は同種事業の経験と必要な知識及び技能を有するものとありますが、必要な技能とは具体的にどのような技能でしょうか。また、必要な場合には当該資格を有する者を配置すること。とありますが、どのような資格の事を求めているのでしょうか。	前段については、民間収益事業総括責任者の要件として、提案する事業と同種事業の実施経験、必要知識、市やPFI事業者との調整力を備えていることを期待しています。後段については、応募者にて適宜、判断してください。
228	実施体制	73	第6	1	(2)				・民間収益事業総括者は、市と事業用定期借地権設定契約を締結する民間収益事業を行う者ではなく、実際に物品販売等を行なう者から選出することは可能でしょうか。	民間収益事業総括責任者は、民間収益事業者から選出してください。なお、SPC②を設立して民間収益事業を実施する場合は、民間収益事業総括責任者は、民間収益事業者又はSPC②から選出してください。
229	実施体制	73	第6	1	(2)				民間収益事業総括責任者は、民間収益事業者となる企業の役員・従業員等から選任しなければならない、との理解でよろしいでしょうか？	No.228の回答を参照してください。
230	実施体制	73	第6	1	(2)				SPC②を設立して民間収益事業を行う場合、民間収益事業総括責任者は、SPCの直接雇用である必要はなく、出資企業等に所属し、そこから派遣される形態で構わない、との理解でよろしいでしょうか？	No.228の回答を参照してください。
231	施設整備に関する条件・基本的事項	74	第6	2	(1)				民間施設と情報拠点施設を合築することは不可と記載がありますが、駐輪場については駐車場と同様に全体の計画・維持管理上一体化が有効であれば、敷地及び建築物を一体化して整備する提案は可能ですか。	No.4の回答を参照してください。
232	導入施設	74	第6	2	(2)				「市と選定事業者との間で変更に関する協議を行うことができる。」とありますが、変更協議の結果、貴市のご指示により変更を行うこととなった場合、変更が生じたことに起因する増加費用については貴市にご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか？民間収益事業である以上、「事業の魅力が高めることが期待できる」との観点で実施することが必ずしも採算性を向上させることには繋がらないケースもあることをご理解頂きたくお願いいたします。	原則として、提案した事業内容に基づいて事業を実施してください。提案施設は、民間収益事業者の独立採算で行うものであり、市が費用を負担することは原則としてありません。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
233	導入施設	74	第6	2	(2)				提案した事業のテナントが出店できなくなった場合の措置をご教示願います。また、提案時に示した業種が何らかの理由で出店できなくなった場合、業種を変更することは可能でしょうか。でしょうか。	提案した事業内容に基づいて提案施設を整備するものとし、提案した業種・業態を変更することは原則として認めません。ただし、変更することが事業の魅力が高めることが期待できると市が判断した場合、やむを得ない理由により変更が必要であると市が判断した場合等においては、市と選定事業者との間で変更に関する協議を行うことは可能とします。
234	商業施設	74	第6	2	(2)	7	(7)		食料品等を取り扱う物販施設を期待されていますが、食料品等を扱うテナントは平面駐車場の設置を条件にしてくる事が多々あります。今回は北側に民間施設を配置した場合は平面駐車場は不可となっているため、食料品を扱うテナントをリーシングするとなると配置が限定されてしまいます。その辺りの考え方についてご教示願います。	敷地北側に民間施設（提案施設）を設ける場合、平面駐車場は、民間施設（提案施設）の南側であれば、可能です。北側の道路（都市計画道路 安城幸田線）に面して平面駐車場を設けることは認めません。
235	提案施設	74	第6	2	(2)	7	(7)		「食料品等を取り扱う物販施設が不足していることから当該施設の導入により」とありますが、提案を期待する施設としては、周辺の商店街等の活性化等を考慮し、総合スーパーのような商店街の活性化を妨げる可能性のあるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	商店街の活性化にもつながる施設の提案を期待します。
236	提案施設の用途	74	第6	2	(2)	7			提案施設の用途として、商業施設・健康増進施設・生涯学習関連施設が列記されていますが、これらすべての用途を含める必要があるのでしょうか。それとも1つ以上が入っていれば良いのでしょうか。	提案施設として記載した3つの施設（商業施設、健康増進施設、生涯学習関連施設）については、市が提案を期待する施設の例を示したものです。すべての施設を提案することを義務付けているわけではありません。
237	駐車場仕様	75	第6	2	(2)	ウ			収容自動車仕様について、特殊な車種は想定せず、一般的な乗用車と考えてよろしいですか。	一義的には、関連法規に基づき普通乗用車・小型乗用車等の収容が可能な施設計画とすることが必須要件です。その上で、ハイルーフ車、ワンボックス車等への配慮は、事業者の提案によります。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
238	駐車場	75	第6	2	(2)	ウ			公共駐車場として200台確保するとあります。200台分を区画する等の対策は必要あるのでしょうか。また、仮に公共用200台、民間用100台の計300台整備し、民間施設の来場者が120台あった場合、オーバーした20台分は公共駐車場を利用することは可能なのでしょうか。	前段については、区画等を限定することは想定していませんが、公共施設と民間施設の利用者がともに円滑に利用できる台数設定、区画配置、管理方法等の提案を求めます。 後段については、イベント利用等によって、公共施設（200台）と民間施設それぞれの設定台数と実利用台数との間に、一時的に不整合が生じることはやむを得ないと考えられます。ただし、それが慢性的に発生することのないように必要台数を計算のうえ提案し、可能な限りその管理ができることが望ましいと考えます。 慢性的に設定台数と実利用台数との間に不整合が生じることが判明した場合には、市と民間収益事業者との間で、別途駐車場を確保することや駐車場使用料の支払等について、協議を行うことも考えられます。
239	駐車場	75	第6	2	(2)	ウ			「公共施設用として必要な駐車場台数」を200台と設定された根拠（図書館等の公共施設来訪者数の想定等）をご教示願います。	現中央図書館の駐車台数170台に、閲覧席数の倍増による「滞在型図書館」及び多目的ホール(250席)等の付加要因を加味したうえで、敷地等の制約や周辺の市営駐車場との連携を考慮し、200台としています。
240	駐車場	75	第6	2	(2)	ウ			施設供用後、公共施設利用者数が貴市の想定を大幅に上回り、200台に不足が生じた場合等は、駐車場使用料等について、協議させていただけると理解してよろしいでしょうか？公共施設利用者数の変動リスクは、民間収益事業者ではコントロールできませんので、貴市にも一定のリスクをご負担いただけませんか？	No.238の回答を参照してください。
241	駐車場	75	第6	2	(2)	ウ			「駐車場の各所に防犯管理上、必要十分な台数の防犯カメラ（録画機能付き）を設置すること。」とありますが、事業者側との考え方の違いにより、施設の整備時に事業者側のコスト負担が増加する可能性がありますので、貴市のお考えによる「防犯管理上、必要十分な台数」につき、より明確な基準をお示しくくださいますようお願いいたします。	防犯管理上、十分な台数であることを説明できる台数を設置してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
242	工事エリア	76	第6	3	(1)				民間施設を早期に供用開始する場合、民間施設の建設工事用の一時用地として公共施設用地を使用することは可能とされています。 工事中の周辺の安全性向上や環境保全など貴市のためのメリットがある場合も、上記同様に民間施設工事で公共施設用地を使用することは可能でしょうか。ご教示ください。	可能です。
243	供用開始日・営業時間	76	第6	3	(1)				公共施設の設計変更等により、公共施設の供用開始が遅れた場合、市から受領する駐車場固定使用料は、公共施設のスケジュール変更に関わらず、当初予定していた駐車場供用開始日から受領できますでしょうか？	市の都合により、公共施設の供用開始が当初の予定日より遅れる可能性がある場合の駐車場使用料の支払方法については、市と選定事業者との間で協議を行う予定です。
244	供用開始日・営業時間	76	第6	3	(1)				24時間365日営業についてはセキュリティの観点から、屋上駐車場は対象外にできませんでしょうか？	施設利用者の利便性が十分保たれ、効率的で円滑な運営が可能であると市が認める場合は、協議により可能とします。
245	民間収益事業の改善勧告等	77	第6	3	(4)	1			「市は、駐車場利用者のうち、情報拠点施設を利用した者に対して、認証機器により一定時間の無料サービスを提供する予定である。」とありますが、その無料サービスを超えて支払われた駐車料金は民間収益事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	駐車場の維持管理・運営	77	第6	3	(4)	1			情報拠点施設を利用した者に対して、認証機器により一定時間の無料サービスを提供する予定とありますが、どの程度の時間を想定されているのでしょうか。	2時間を想定しています。
247	駐車場の維持管理・運営	77	第6	3	(4)	1			情報拠点施設を利用した者に対しての一定時間の無料サービスにおける、民間収益事業者への対価については、市が支払う駐車場使用料に含まれるのでしょうか。	本施設用駐車場の使用料は、本施設利用者が一定時間、無料で駐車場を使用できるようにするための費用として支払うものです。
248	駐車場の維持管理・運営	77	第6	3	(4)	1			「一定時間の無料サービス」とありますが、一定時間とはどの程度の時間ででしょうか。	No.246の回答を参照してください。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
249	駐車場の維持管理・運営	77	第6	3	(4)	イ			民間収益事業の駐車場使用料収入は、200台分の年額の固定使用料収入と駐車場利用者から徴収する時間貸し等の利用料金の合計という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
250	駐車場の維持管理・運営	77	第6	3	(4)	イ			「認証機器により一定時間の無料サービスを提供」とありますが、何時間を無料サービスとされる予定でしょうか？	No.246の回答を参照してください。
251	駐車場の維持管理・運営	77	第6	3	(4)	イ			「認証機器により一定時間の無料サービスを提供」とありますが、認証機器の費用は、貴市のご負担と理解してよろしいでしょうか？	公共施設内に設置する認証機器の設置費用は、市が負担します。
252	運営協議会への参加	77	第6	3	(4)	ウ			「運営協議会」の開催頻度はどの程度でしょうか。また、「他の参加主体」とは何か、具体的にご教示ください。	前段については、No.201の回答を参照してください。 後段については、業務要求水準書「第41(1)業務の目的」に記載のとおりです。
253	代替事業者の確保	77	第6	3	(4)	エ			民間収益事業の実施を終了する場合には、速やかに代替事業者を確保するように努めること。とありますが、万一、代替事業者が見つからない場合は撤退も可能でしょうか。また、その場合のペナルティ等は有りますでしょうか。	前段については、民間施設の供用開始日から5年以上が経過した場合には、市に対し6カ月以上前に書面により通知することにより、事業用定期借地権設定契約を終了させることができますが、できる限り撤退しないこと、撤退した場合も代替事業者を確保することを期待します。 後段については、違約金の有無や金額等は、借地契約の終了又は借地契約を締結できないこととなった事由によります。詳細は、各種基本協定書(案)、契約書(案)を参照してください。
254	活性化事業の実施	78	第6	3	(4)	オ			中心市街地のにぎわい創出や活性化に資する事業を企画し実施した場合に、交流・多目的スペースや広場・公園の使用料は発生しないと考えてよろしいでしょうか。 また、当該事業は、後に選定される指定管理者もしくは市民による事業に優先して交流・多目的スペースや広場・公園を利用できると考えてよろしいでしょうか。	前段については、施設管理に関する規定は今後、検討を行うため、現時点で具体的な内容を示すことができませんが、原則として、施設の使用は有料とする予定です。 後段については、選定事業者の提案を踏まえ、市と協議を行います。

■付属資料1 業務要求水準書に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
255	活性化事業の実施	78	第6	3	(4)	オ			交流・多目的スペースや広場・公園を活用したイベントの実施等を企画し実施することができるとありますが、具体的にはどの程度の日数が活用可能なのでしょうか。また、安城市等が実施するイベント等が実施される場合はそちらが優先されるのでしょうか。	現時点では使用可能な日数や予定しているイベントは示せませんが、これまで現交流広場を活用して市等で実施してきた「安城七夕まつり」等のイベントでは、市の利用を優先する予定です。
256	活性化事業の実施主体	78	第6	3	(4)	オ			活性化事業を民間収益事業者が第三者に委託して行うことは可能でしょうか。	可能です。
257	民間施設の維持管理・運営等	78	第6	3	(4)	オ			民間収益事業者は自らの費用と責任において、広場・公園を活用したイベントを開催できるとありますが、イベント時に広場・公園内で物販行為を行ってもよいと考えてよろしいでしょうか。	施設管理に関する規定は今後、検討を行うため、現時点で具体的な内容を示すことができませんが、営利を目的として利用する場合は有料とする予定です。

■付属資料1 業務要求水準書(別紙)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
1	別紙2 敷地図 別紙7 インフラ整備図								事業用地南側の区画道路が別紙-2敷地図では区10-2、別紙-7インフラ整備図では区10-4号線となっていますが、どちらの名称でしょうか。	別紙2敷地図：区10-2号線を正とします。
2	別紙2 敷地図								市有地北西側隣接地および1号広場・公園の西側敷地（道路の反対側）の土地利用状況をご教授ください。	市有地北西側隣接地は民間が所有する宅地であり、商業、住居等の用途が想定されます。広場、公園の道路反対側も同じく民間が所有する宅地であり、住居が建ち並んでいます。
3	別紙3 敷地測量図								前面道路を含む敷地内各所の地盤レベルをご教授ください。	回答別紙「敷地周辺計画図」を参照してください。
4	別紙9 家具・備品リスト 一般書架の90cm幅1段当たりの冊数算定について	2		3	(5)	7			要求水準では書架の90cm幅1段あたりに納まる本の冊数は30冊を基準とすると記してあります。一般的には一般開架書架の書架90cmの幅には35冊入るものとして計算します。本計画の冊数の計算は90cm幅1段あたり35冊として計算して計画して宜しいでしょうか。	全体の収蔵冊数や配架上の余裕を含めたものとして、1段あたり30冊の条件で計画してください。その余裕を施設計画に活かす工夫があれば、分かりやすく提案してください。
5	別紙9 家具・備品リスト 児童書架の90cm幅1段当たりの冊数算定について	2		3	(5)	7			要求水準では書架の90cm幅1段あたりに納まる本の冊数は30冊を基準とすると記してあります。一般的には児童開架書架の書架90cmの幅には40冊入るものとして計算します。本計画の冊数の計算は90cm幅1段あたり40冊として計算して計画して宜しいでしょうか。	全体の収蔵冊数や配架上の余裕を含めたものとして、1段あたり30冊の条件で計画してください。その余裕を施設計画に活かす工夫があれば、分かりやすく提案してください。
6	別紙10 各室仕様・設備一覧表 空調機の有無								業務要求水準書34頁、倉庫等の要求水準に「安定した温湿度環境が保持できるよう」とありますが、別紙10では空調不要とあります。換気のみに対応でよろしいですか。	設置位置や仕上仕様等を含めて、換気のみで安定した温湿度環境を保持できる場合には、換気のみで計画で結構です。
7	別紙10 各室仕様・設備一覧表 閉架書庫の温湿度設定								閉架書庫の温湿度設定について、指定はありますか。	業務要求水準書に関する質問No.112の回答を参照してください。

■ 付属資料1 業務要求水準書(別紙)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か+	(か+)	英小		
8	別紙10 各室仕様・設備一覧表 多目的ホールの仕様		2	3	(3)	7			多目的ホールの仕様として別紙10にある音環境をNC20～25とするのは過剰ではないでしょうか。また光環境としてはを完全な暗転が可能で、演出照明等の効果が十分に得られるように配慮されている。とありますが、にぎわい創出の一環としてホールの環境に可変性を持たせることは可能でしょうか。	前段については、別紙11に記載のとおりとします。 後段については、記載された条件を満足した上で可変性を持たせる工夫について、事業者の提案に期待します。

■付属資料2 事業者選定基準に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
1	広義の経済効果	5		3	(3)	7			地域の活性化、地域経済への貢献の審査の視点に記載されている「広義の経済効果」について、たとえば健康増進による市民の医療費の縮減のような効果も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ここでいう「広義の経済効果」は、次項イに記載された「地元企業の活用等」の直接的な経済効果以外の幅広い経済効果を意図しています。なお、具体的な経済効果の内容については、提案内容に基づき、各応募者にて設定のうえ、記載してください。
2	加点点目審査の審査項目及び配点	6		3	(3)	1			各機能の計画／動から静へのゾーニングとの表記がありますが、「動」「静」について具体的に教えてください。	「中心市街地拠点整備事業計画」（平成24年12月）を参照してください。
3	民間収益事業に関する図面	9		3	(3)	オ			図面及び計算書のうち、平面図、断面図には民間収益施設を含めて記載できるとの理解でよろしいでしょうか。 その他の図面及び計算書のなかで、民間収益施設を含めて記載できるものがあればご指示ください。	図面類については、民間施設を含めたもので結構ですが、設備計画概要、各種設備系統図、構造計画概要については、各棟の内容が明確に記載されていることが必要です。 CASBEE計算書の取扱いについては、業務要求水準書に関する質問No.50の回答を参照してください。
4	民間収益事業に関する事項(10点)	9		3	(3)	オ			民間収益事業の延床面積1,500㎡以上の商業施設・健康増進施設・生涯学習関連施設の各施設の規模、面積比率については配点の評価は出ないと考えて良いですか。	民間収益事業に関する評価は、事業者選定基準で示す審査の視点に基づいて行います。
5	維持管理・運営計画 ①提案施設・駐車場	10		3	(3)	オ			周辺住民の利便性向上が図られる施設（食品等を扱う物販施設）が提案されているか。とありますが、食品を扱う物販施設は必ず必要でしょうか。	必須ではありませんが、提案を期待する施設です。
6	民間収益事業に関する事項	10		3	(3)	オ			「（食料品等を扱う物販施設）が提案されているか」との記載がありますが、食料品等を扱う物販施設の提案は必須であるとのことでしょうか。もしくは必須ではないものの審査上の評価が高いとのことでしょうか。	No.5の回答を参照してください。

■ 付属資料2 事業者選定基準に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
7	民間収益事業に関する事項	10		3	(3)	オ			業務要求水準書には民間収益事業における提案を期待する施設として「商業施設」「健康増進施設」「生涯学習関連施設」の記載があるが、審査の視点には（食料品等を扱う物販施設）しか記載がありません。（食料品等を扱う物販施設）と限定して記載されている意図についてご教示ください。	No.5の回答を参照してください。
8	得点化方法	12		3	(4)				各審査委員が当得点化方法で採点した点の平均点が得点となるのでしょうか。審査委員の協議により当得点化方法により採点した点が得点となるのでしょうか。ご教示ください。	評価方法の詳細は公表しません。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
1	資料作成におけるエクセルについて								様式集のエクセルにて提出資料を作成する場合のエクセルのバージョンはEXCEL97-2003バージョンを使用するという理解でよろしいでしょうか。また、それ以降のバージョンの使用は可能でしょうか。	市が公表したエクセルのバージョンを使用してください。
2	データの提出について								様式第6以降のエクセルファイルについて、事業者側で作成したキャッシュフローより、各様式にリンクを張った場合、それに用いた事業者側作成のプログラムも一緒にCD-R等に保存して提出させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。	問題ありません。リンク切れにならないよう留意してください。
3	代表者の委任に関し								企業代表者から、支店代表者に決裁権等を委任状にて委任した場合、様式第11号及び様式第12号における企業代表者名、捺印及び所在地を当該受任者とするのが可能でしょうか。また、その場合、業者区分（市内・県内・県外等）は、受任者が代表を務める支店を基準とするべきでしょうか。ご教授ください。	前段については、安城市競争入札参加有資格者名簿の登録者（受任者）により書類を作成してください。後段については、登録者（受任者）の所在地における区分となります。
4	応募者の構成員及び協力企業等一覧表	1		1	(2)				応募者の構成員及び協力企業等一覧表には自由提案事業の候補企業は対象外であるとの理解で宜しいでしょうか。また自由提案事業の業務担当企業は応募時の提出資料で明らかにすれば宜しいでしょうか。	前段については、自由提案事業の候補企業が構成員又は協力企業ではない場合、記載の必要はありません。後段については、提案書類で明らかにされることが望ましいですが、必ずしも示す必要はありません。
5	建設企業の施工実績を証明する書類について	1		1	(2)				建設企業の施工実績（様式第16号）を証明できる資料として、財団法人日本建設情報総合センター（CORINS）の発行する竣工時カルテ受領書で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	企業名の記載	5		2	(2)				「・・・提案書類に示された代表企業、構成員、協力企業及び民間収益事業者の企業名を記載した一覧表（1部）」は任意の書式と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
7	企業名の記載	5		2	(2)				自由提案事業の受託企業については、企業名の記載は無くても良いとの理解で宜しいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
8	提出書類、書式等	5		2	(3)				各様式において[要点](箇条書き)記載枠がありますが、複数枚数にわたる場合も先頭ページのみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。先頭ページに全体の要点を記載してください。
9	補足資料	5		2	(3)				各様式での提案に関する補足資料(様式6-7の関心表明書以外で技術的な補足資料等)があれば、枚数制限とは別に添付しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、質問にある補足資料は評価の対象とはならないことをご理解のうえ、必要最低限の枚数としてください。
10	提出書類、書式等	5		2	(4)				複数ページの番号(例 1/3)、受付番号、様式タイトルは提出書類に設ける上下左右20mm余白内に記載してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
11	書式等	5		2	(4)				提案書の書式について、外枠を外してもよろしいでしょうか？	外枠を外しても構いませんが、上下左右20mm程度の余白を設けてください。
12	損益計算書・貸借対照表について	6		3	(1)				電子データ提出の際に用いる、Microsoft WordまたはMicrosoft Excel(Windows対応)に関し、バージョンの指定はございますでしょうか。	市が公表したWord、Excelのバージョンを使用してください。
13	提出要領(共通事項)	6		3	(1)				Word、Excelのファイルは、それぞれ拡張子が.docx、.xlsxのバージョンで作成(2007か2010で作成)してもよろしいでしょうか？	No.12の回答を参照してください。
14	添付資料	6		3	(2)	d			入札参加申し込み企業の添付資料として企業単体の損益計算書、貸借対照表の提出を求められておりますが、連結決算を行っている企業に関しては公開義務がないため公開していない企業がございします。連結決算をしている企業については連結決算の損益計算書並びにキャッシュフロー計算書、貸借対象のみの提出とさせていただけないでしょうか。	様式集で指定した書類について、公開していない場合や作成していない場合は、提出可能なものを提出してください。なお、ホームページ等で公表された資料等を印刷・コピーして提出することは可能としますが、その場合は原本証明を付して提出してください。
15	プロポーザル参加資格確認時の提出書類	6		3	(3)				「(全書類の写し(1部)を正本とは別に提出すること)。」とありますが、写しは正本の白黒コピーと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
16	プロポーザル参加資格確認時の提出書類	6		3	(3)				法人の登記事項証明書は、履行事項全部証明書が必要でしょうか？それとも、現在事項や一部証明書でも構わないでしょうか？	全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)を提出してください。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
17	d 企業単体の損益計算書、貸借対照表（直近2期分）（写し）、e 連結決算の損益計算書、キャッシュフロー計算書、貸借対照表（直近2期分）（写し）	6		3	(3)				当該書類は、3月決算の企業の場合、平成23年度及び平成24年度の書類を提出すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
18	損益計算書・貸借対照表について	6		3	(3)	d			直近2年分とありますが、弊社は昨年度に合併したため1カ年分は、合併前のそれぞれ会社の損益計算書・貸借対照表の提出で問題ないでしょうか？	問題ありません。
19	提出書類（提案書類）	7		3	(5)				提出書類のア～カはそれぞれ別のA4ファイルに綴じるという理解で宜しいでしょうか。	様式集「3(5)応募時の提出書類(提案書類)」に記載された方法で綴じてください。
20	提案概要書及び事業の全体方針に関する提案書類	7		3	(5)	イ			「最優秀提案者決定の公表用資料として用いることを想定」とありますが、提案の具体的なノウハウ等、一部内容の非開示について、協議させていただけますでしょうか？	提案概要書については、記載した内容が公表されることを前提に、事前協議なしで公表できる範囲で作成してください。
21	図面及び計算書	8		3	(5)	カ			図面及び計算書の各書類のうち、枚数について記載がないものは適宜（必要枚数）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、徒に紙面を増やすことがないように配慮してください。
22	外観透視図	8		3	(5)	カ			「提案施設撤去後の…外構等整備イメージを表現すること」とありますが、提案施設撤去後は図書館の増築等の建設計画はないと考えてよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
23	(オ) 立面図、(カ) 断面図	9		3	(5)	カ			当該書類はページ数の制限が無く、必要枚数を作成すれば良いと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
24	様式第9号 参加表明書								S P Cに出資を行うが、業務を直接受託しない参加企業は、参加表明書に記載する必要がありますか。記載する必要がある場合は、参加区分に「その他出資者」のような表現で記載すればよろしいでしょうか。	ご質問の参加企業は応募者には該当しないため、参加表明書に記載する必要はありません。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か+	(か+)	英小		
25	様式第9号 参加表明書								「担当する業務」が「その他」のみの企業は、様式集P6の添付書類a～fを提出すれば良いと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
26	様式第9号 参加表明書								様式第9号の表の「担当する業務」の欄に「その他」とあります。「その他」には自由提案事業や活性化事業を記載するのでしょうか。ご教示ください。	募集要項「第3 1(1)ア応募者の構成等」の(7)から(カ)までに示す業務以外の業務を、応募者の判断にて適宜、記載してください。
27	様式第9号 参加表明書 プロポーザル参加資格の確認に関する提出書類								代表企業の代表者印を押印することになっておりますが、弊社の場合、貴市競争入札参加有資格者上の代表者は会社法等で定める代表取締役ではなく、支店長で登録していることから、支店長印での押印でも可能と考えてよろしかったでしょうか。	No.3の回答を参照してください。
28	様式第9号 参加表明書								「担当する業務」に「その他」とありますが、記載すべき事項をご指示願います。	No.26の回答を参照してください。
29	様式第9号 参加表明書 様式第11号 応募者の構成員及び協力企業等一覧表								参加表明書の「担当する業務」及び応募者の構成員及び協力企業一覧表の「本事業における役割」は、参加表明時の予定を記載し、詳細は提案書提出までに決めればよいと理解してよろしいでしょうか？参加表明時には詳細の役割分担まで確定できない可能性があります。応募者の資格要件を満足することを前提として、提出時までの若干の変更は許容いただきたくお願いいたします。	応募者の各構成企業の役割及び担当業務の変更は認めません。
30	様式第11号 応募者の構成員及び協力企業等一覧表								「本事業における役割」に「その他 () 」とありますが、カッコ内に記載すべき事項をご指示願います。	No.26の回答を参照してください。なお、様式第9号と様式第11号のその他 () 欄に記載する内容は、一致するようにしてください。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
31	様式第11号 応募者の構成員及び協力企業等一覧表								提出書類の「代表者」は、「安城市競争入札参加資格者名簿の登録者」でしょうか、それとも、「法人の代表取締役」でしょうか？企業によっては、上記登録者と代表取締役が異なり、押印手続き等に時間を要します。代表者の定義については、6月20日より早くご回答いただきたく、お願いいたします。 また、代表者が前者（名簿登録者）の場合、①記載する所在地、商号又は名称、代表者名は、安城市競争入札参加資格者名簿の登録内容と同じと理解してよろしいでしょうか？②名簿登録者が代表取締役ではない場合は、代表取締役から名簿登録者への委任状を任意書式で作成して別途添付すればよろしいでしょうか？	前段については、No.3の回答を参照してください。 後段については、 ①ご理解のとおりです。 ②添付不要です。競争入札参加有資格者名簿登録時に提出される委任状に基づき、本事業のプロポーザルにおける応募等関係手続きは委任されています。
32	様式第11号 応募者の構成員及び協力企業等一覧表								押印する印鑑は、本様式に記載する代表者の印鑑と理解してよろしいでしょうか？	No.3の回答を参照してください。
33	様式第11号 応募者の構成員及び協力企業等一覧表								各構成員・各協力企業ごとに別々の用紙に記入・押印する形としても宜しいでしょうか。	企業別に作成することは不可とします。1応募者グループにつき1枚で作成することを基本としますが、複数枚にわたる場合は、すべての企業の割印が必要です。
34	様式第12号 委任状								各構成員・各協力企業ごとに別々の用紙に記入・押印する形としても宜しいでしょうか。	No.33の回答を参照してください。
35	様式第12号 委任状								代表者が「安城市競争入札参加資格者名簿の登録者」で、代表企業の当該登録者が代表取締役ではなく事業所の長（例えば支店長等）の場合、代表取締役社長から当該登録者への委任状は必要でしょうか？必要な場合、任意の書式を提出すれば良いと理解してよろしいでしょうか？	No.31後段②の回答を参照してください。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か+	(か+)	英小		
36	様式第13号 設計企業の実施設計実績 様式第15号 工事監理企業の実施設計実績								設計企業と工事監理企業が同一の場合、実績が1件のみであっても様式13号及び様式15号に同じ内容を記載し、実績を証明できる同じ資料を準備し、それぞれ提出すると考えてよろしいでしょうか？	ご質問の場合、様式第13号及び第15号には同じ内容を記載してください。実績を証明する書類が同一の場合は、添付する書類は1部で結構です（同じ証明書類を13号、15号それぞれに添付する必要はありません）。
37	様式第17号 維持管理企業の維持管理実績								選定事業者からの受注欄の、単独・共同企業体・個別の区分は、要求水準p57（3）の業務区分7～ケの各業務を1社が全て実施する場合は単独、業務それぞれを1社が担う場合は個別、複数企業が担う場合は共同企業体という理解でよろしいでしょうか。（例えば、イ建築設備保守管理業務をA社1社が担う場合は個別、A社、B社等2社以上で担う場合は共同企業体）	ご理解のとおりです。
38	様式第18号 民間収益事業者の民間収益事業実績								実績を証明する資料として想定される契約書等の写しについては、開示できない部分等がある場合には、黒塗り等することで問題ないでしょうか。	黒塗り等することは可能です。
39	様式第23号 応募書類確認書								（図面第12号）CASBEE計算書について、提案時点でご提出できる各種計算結果はあくまでも参考値であり、実施設計完了時の詳細数値を保証するものではないとの認識でよろしいでしょうか。	提案時のCASBEE計算において、ランクA又はランクS等の達成レベルは必須の拘束事項となります。BEE値も原則として拘束事項とすることを想定していますが、PAL、CEC等の個々の性能指標については多少の柔軟性をもって判断します。
40	様式第26号 価格提案書（1）								「契約金額（提案価格に消費税及び地方消費税を加えた金額）」は、応募者が記入するのでしょうか。その場合、各様式の指示どおり、消費税率5.0%で計算した金額を円単位で記入すればよろしいでしょうか？	前段、後段ともご理解のとおりです。
41	（任意様式）提案概要書								提案概要書は、審査対象にならないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
42	様式第1-3号 実施体制に関する提案書								様式第1-3号において、事業実施体制を担保する契約書、協定書等の資料を添付してもよろしいでしょうか。	添付することは可能ですが、添付資料は評価の対象とはならないことをご理解のうえ、必要最低限の枚数としてください。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
43	様式第1-4号 地域の活性化、地域経済への貢献に関する提案書								当該様式に関する関心表明書等がある場合は、当該様式に添付してもよろしいでしょうか？	添付することは可能ですが、添付資料は評価の対象とはならないことをご理解のうえ、必要最低限の枚数としてください。
44	様式第2-3号 工程計画書 様式第2-4号 面積表 様式第2-5号 仕上表 様式第2-6号 家具備品リスト								当該様式は、エクセルファイルで作成し提出してもよろしいでしょうか？	問題ありません。
45	様式第2-14号 LCCの縮減、LCCO2の低減及び雨水流出抑制に関する提案書								様式第2-14号「LCCの縮減、LCCO2の低減及び雨水流出抑制に関する提案書」において、LCCの縮減、LCCO2の低減について公的に位置づけられた算出方法による試算結果を記載することとされています。 公的に位置づけられたとは、専門知識や技術をもつ学会や協会等が開発あるいは公表しているという理解でよろしいでしょうか。	一義的には、国土交通省のグリーン庁舎基準や公共建築協会等の基準・指針等によるものとし、これら以外においては、十分な公共性・客観性を持った基準等と考えられることの説明を提案書類に付記してください。
46	様式第3-3号 保守管理業務計画に関する提案書								建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務の2業務についての実施計画や具体的な管理項目等を記載する様式で、外構・修繕・環境衛生管理・清掃・植栽管理・警備・駐輪場管理業務については記載の必要がないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務及び修繕業務以外の維持管理業務については、様式第3-2号に記載することは可能です。
47	様式第4-2号 総合連携支援業務計画に関する提案書								当該様式に関する関心表明書等がある場合は、当該様式に添付してもよろしいでしょうか？	添付することは可能ですが、添付資料は評価の対象とはならないことをご理解のうえ、必要最低限の枚数としてください。
48	様式5-5号 活性化事業に関する提案書								当該様式に関する関心表明書等がある場合は、当該様式に添付してもよろしいでしょうか？	添付することは可能ですが、添付資料は評価の対象とはならないことをご理解のうえ、必要最低限の枚数としてください。
49	様式第6-2号 リスク管理に関する提案書（PFI事業）								様式第6-2号リスクに関する提案書の題名には、「（PFI事業）」との表記がある一方で、事業者選定基準には「各業務及び民間収益事業の履行に係るリスク」との審査の視点が示されています。 様式第6-2号の提案書には、PFI事業及び民間収益事業の両方の事業に関するリスクを記載すると理解してよろしいでしょうか。	当該様式には、主としてPFI事業のリスクについて記載するものとしますが、PFI事業と民間収益事業のリスクの分離方策に関する提案がある場合は、その内容を記載してください。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
50	様式第6-2号 リスク管理に関する提案書（P F I 事業）								様式第6-2号において、詳細なリスク分析とその対応策等についての資料を添付してもよろしいでしょうか。	添付することは可能ですが、添付資料は評価の対象とはならないことをご理解のうえ、必要最低限の枚数としてください。
51	様式第6-4号 維持管理業務費等の算出根拠（P F I 事業）								年度金額は平成29年6月1日以降の12ヶ月の金額と考えてよろしいでしょうか。	平成30年度の金額を記載してください。
52	様式第6-4号 維持管理業務費等の算出根拠（P F I 事業）								様式第6-4号において、「年度金額」の欄がありますが、サービス購入料C及びサービス購入料D-2は各回均等払いではないため、維持管理業務費の年度合計額は、年度ごとに金額が違うことが想定されます。 その場合、「年度金額」には、どの年度の金額を記載すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	No.51の回答を参照してください。
53	様式第6-4号 維持管理業務費等の算出根拠（P F I 事業）								見出しの年度金額は事業期間総額の単純平均として算出すればよいですか。またこの費用には準備期間中の維持管理費は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。	前段については、No.51の回答を参照してください。 後段については、開業準備期間の費用も含めて記載してください。
54	様式第6-4号 維持管理業務費等の算出根拠（P F I 事業）								事業期間総額は平成28年12月から平成29年5月までの準備期間の金額と平成29年6月から15年間の合算と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	様式第6-4号 維持管理業務費等の算出根拠（P F I 事業） 様式第6-6号 維持管理業務費等の内訳書（P F I 事業）								本様式には、その他費用（S P C運営経費他）を記入しなくても良いと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、その他費用については、様式第6－10号に記載してください。
56	様式第6-5号 長期修繕計画書（P F I 事業）								当該様式は、金額単位が千円となっていますが、四捨五入のために縦横の合計が必ずしも一致しない可能性があります。これは許容されると理解してよろしいでしょうか？金額単位が千円のお他様式についても同様の考えでよろしいでしょうか？	前段、後段ともご理解のとおりです。

■ 付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
57	様式第6-5号 長期修繕計画書 (PFI事業)								合計額にH44.6～H59.3までの欄がありますがこの欄の金額は他の様式(6-4、6-6)にリンクせず、また(様式第26号)の価格提案書にも関係しないと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本計画書は、修繕業務で作成する長期修繕計画(30年)のベースとなります。
58	様式6-5長期修繕計画書(PFI)								欄外(注2)に、作成にあたっては様式6-6号と整合させることとありますが、様式6-6工修繕業務費にその他の欄があり様式6-5にはありません。様式6-5にその他の欄を追加してよろしいでしょうか。	その他費用がある場合は、様式第6-5号に適宜、追加のうえ、記載してください。
59	様式第6-6号 維持管理業務費等の内訳書(PFI事業)								昇給分を加味した15年間の年度業務費の合計が、維持管理業務費の算出根拠(様式6-4)で計算された事業期間総額になり、これに準備期間の業務費と修繕費を加算したものが提案金額になると理解してよろしいでしょうか。	様式第6-4号～第6-6号は、第6-10号のサービス購入料C及びDのベースになるものと考えます。提案価格は、サービス購入料A～Dの合計になります。
60	様式第6-6号 維持管理業務費等の内訳書(PFI事業)								ケ 駐車場管理業務費 は、駐輪場管理業務費と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。該当箇所を修正します。
61	様式第6-6号 維持管理業務費等の内訳書(PFI事業)								OM-2(H29/6～)は平成29年6月から平成30年3月までの10ヶ月分を計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	様式第6-6号 維持管理業務費等の内訳書(PFI事業)								OM-17(H44年度)は平成44年4月5月の2ヶ月分を計上すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	様式第6-7号 資金調達計画に関する提案書(PFI事業)								様式第6-7号において、借入金については金融機関からの借入の他、株主からの借入についてもこの欄に記入すればよろしいでしょうか。その場合、金融機関名の欄に融資を行う株主名を記載すればよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
64	様式第6-8号 損益計算書(PFI事業) 様式第6-9号 キャッシュフロー計算書・貸借対照表(PFI事業)								自由提案事業に係る収入及び費用(貴市へ支払う賃料を含む)は、様式第6-8号損益計算書(PFI事業)及び様式6-9号キャッシュフロー計算書・貸借対照表(PFI事業)には計上しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
65	様式第6-9号 キャッシュフロー計算書・貸借対照表（PFI事業）								間接法での計算書式となっておりますが、実際の運用面では直接法にて管理することとなります。間接法での計算書式に代えて、直接法での計算書式での提案も容認頂けますでしょうか。	直接法での提案も可能とします。
66	様式第6-10号 サービス購入料の内訳書（PFI事業）								2（１）（２）広場・公園及び駐車場・・・とあるのは、広場・公園及び駐輪場と判断いたします。	ご理解のとおりです。該当箇所を修正します。
67	様式第6-13号 駐車場維持管理・運営費の算出根拠								本様式は、事業者の提案期間に合わせ、適宜「H31年度金額」以降の欄を右方向へ追加していく、との理解でよろしいでしょうか？	平成29年度、30年度の2年度分のみ記載としてください。
68	様式第6-13号 駐車場維持管理・運営費の算出根拠								様式第6-13号「駐車場維持管理・運営費の算出根拠（民間収益事業）」にある公共施設用相当分と民間施設用相当分は、公共施設用200台分のスペースとそれ以外に割り振った上で、車路や階段などは提案者が任意に割り振ればよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。公共施設用相当分と民間施設用相当分の割振方法を「積算根拠」欄に記載してください。
69	様式第6-13号 駐車場維持管理・運営費の算出根拠								様式第6-13号「駐車場維持管理・運営費の算出根拠（民間収益事業）」に平成29年度金額と平成30年度金額だけを記載する理由をご教示ください。	積算のベースとなる当初1事業年度分の金額の考え方をみるためです（平成29年度は12カ月に満たないため、平成30年度分も記載してください）。
70	様式第6-13号 駐車場維持管理・運営費の算出根拠								様式第6-13号「駐車場維持管理・運営費の算出根拠（民間収益事業）」の経年変動の説明には、平成29年度金額と平成30年度金額での変動の理由を記載すればよろしいでしょうか。	民間収益事業の事業期間中の費用が一定でない場合は、その変動に対する考え方を記載してください。
71	様式第6-14号 損益計算書								様式第6-14号「損益計算書（民間収益事業：提案施設）」の項目に民間収益施設の解体撤去費の欄がありません。その他に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。適宜、項目を追加して記載してください。

■ 付属資料3 様式集に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
72	様式第6-14～16号 損益計算書								「法人税等」の記入欄について、SPC②を設立せずに民間収益事業者が民間収益事業を行う場合、事業部門別の収支を前提に民間収益事業者の資本規模・利益規模に見合った税率により計算した法人税等を記載すればよいのでしょうか？（実際の税額とは異なってくると思われます。）	SPC②を設立しない場合は、ご質問のように民間収益事業分のみなし税金を想定して記載してください。
73	様式第6-17～19号 キャッシュフロー計算書・貸借対照表								SPC②を設立せずに民間収益事業者が民間収益事業を行う場合、この様式にあるような出資（資本金）を前提としたキャッシュフロー計算書や貸借対照表を作成することは困難と思われるので、SPC②を設立しない場合の様式についてお示しくださいますようお願いいたします。	SPC②を設立しない場合は、民間収益事業分のみなし資産、みなし負債等を想定し、記載可能な項目を記載してください。
74	様式第6-17～19号 キャッシュフロー計算書・貸借対照表								間接法での様式となっておりますが、直接法での提出も認めていただけませんか？	直接法での提案も可能とします。
75	様式第7-2号 自由提案事業に関する提案書								当該様式に関する関心表明書等がある場合は、当該様式に添付してもよろしいでしょうか？	添付することは可能ですが、添付資料は評価の対象とはならないことをご理解のうえ、必要最低限の枚数としてください。

■付属資料4 サービス購入料等の算定及び支払方法等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
1	サービス購入料の内訳等	2	第1	2	(2)				サービス購入料Aのその他費用には、施設整備期間の「SPCの運営経費、法人税等法人の利益に対してかかる税金、税引後利益」も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。質問にある各費用については、様式第6-3号にて適宜、項目を追加して記載してください。
2	サービス購入料の内訳等	2	第1	2	(2)				設計業務費はサービス購入料Aのみに記載されておりますが、広場・公園及び駐輪場の整備にかかる設計業務費もサービス購入料Aに含まれるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	サービス購入料の内訳等	2	第1	2	(2)				サービス購入料Bにその他費用が記載されていませんが、施設整備期間のその他費用は、サービス購入料Aに含まれるという理解でよろしいでしょうか？	情報拠点施設の引渡しから本施設の供用開始までのその他費用については、サービス購入料Cに含めてください。
4	サービス購入料B	2		2	(2)				サービス購入料Bには、設計費が記載されていませんが、広場・公園・駐輪場に係る設計業務費は対象として含めると考えてよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
5	サービス購入料の支払方法	3	第1	2	(3)				請求手続きが適切に行われたにもかかわらず、貴市の帰責でサービス購入料の支払いが遅延した場合、遅延損害金等はいただけるのでしょうか？	事業契約書(案)第8条に基づき、遅延損害金を支払う予定です。
6	サービス購入料Aの支払方法	3		2	(3)	1			「請求日から30日以内にPFI事業者に対してサービス購入料Aの全額を支払う」とのことですが、情報拠点施設の引渡が予定通り平成28年12月20日までに完了した場合、適正な請求書を提出すれば、平成29年1月末までにはお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。	総合連携支援業務（設計・建設期間分）の終了後、業務報告書が選定事業者から速やかに提出され、市が業務確認を行った結果、業務実施状況等に特に問題がなく、速やかに市が選定事業者から適正な請求書を受理できた場合は、ご理解のとおりとなります。

■付属資料4 サービス購入料等の算定及び支払方法等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
7	サービス購入料Bの支払方法	3		2	(3)	ウ			「請求日から30日以内にPFI事業者に対してサービス購入料Bの全額を支払う」とのことですが、情報拠点施設の引渡が予定通り平成29年4月28日までに完了した場合、適正な請求書を提出すれば、平成29年5月末までにはお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、開業準備期間における総合連携支援業務については、サービス購入料Cの支払に関連するモニタリングの対象となります。
8	サービス購入料Cの支払方法	3	第1	2	(3)	エ			対価の対象期間が5カ月未満の場合は日割計算と規定されておりますが、対象期間が提案上の期間より短くとも、5カ月以上（5カ月と1日）の場合は全額支払われるという理解でよろしいでしょうか？	対価の対象となる期間が情報拠点施設の引渡日（平成28年12月20日）の翌日から供用開始予定日（平成29年6月1日）の前日までの期間（約5カ月）に満たない場合は、対象期間の日割計算となります。 なお、詳細はサービス購入料等の算定及び支払い方法等【修正版】を参照してください。
9	サービス購入料Dの支払方法	3	第1	2	(3)	オ	(7)		対価の対象期間が3カ月未満の場合は日割計算と規定されておりますが、対象期間が3カ月以上（3カ月と1日）の場合は当該期間(四半期)の対象額が全額支払われるという理解でよろしいでしょうか？	業務の実施対象期間が、3カ月を超えることは想定していません。
10	サービス購入料Dの支払方法	3		2	(3)	オ	(7)		サービス購入料Dの支払方法に関して、四半期毎の支払となると、支払までの期間は事業者の持ち出しとなり負担となりますので、負担低減の為に毎月の支払に変更することは検討いただけないでしょうか？	サービス購入料等の算定及び支払方法等に記載のとおりとします。
11	サービス購入料D-2の支払い方法	4		2	(3)	オ	(ウ)		事業年度毎の支払額は選定事業者の提案による各事業年度の修繕業務費の金額とありますが、応募当初の修繕計画と引渡し1カ月前までに提出する修繕計画、或いは当該年度の修繕内容が変更となった場合の支払いの考え方をご教示ください。当該年度に提案時に提案した修繕を実施しない場合でも取り決めた額の支払いを受けるのでしょうか。	モニタリング及び減額措置等「2(4)イ修繕業務に関するモニタリング」(11ページ)に示すとおり、修繕業務計画書の内容変更について、市とPFI事業者との間で協議を行い、両者が合意した場合には、サービス購入料D-2等を変更することができるものとします。

■付属資料4 サービス購入料等の算定及び支払方法等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
12	サービス購入料D-2の支払い方法	4		2	(3)	オ	(ウ)		平成44年度の業務履行に対する対価は事業期間終了後に支払うとのことですが、事業期間終了後どの程度の期間について事業者を存続する必要がありますのでしょうか？	基本協定書(PFI事業)(案)第8条(4)及び事業契約書(案)第6条第10項を参照してください。
13	サービス購入料Dの支払方法	4		2	(5)	オ	(イ) (ウ)		支払いのイメージを表示いただいておりますが、表中の「請求・支払予定時期」は「支払予定時期」の誤りではないでしょうか？また、その場合、表示されているのは最短の支払予定時期という理解でよろしいでしょうか？	請求及び支払のいずれも含んでいます。例えば、第1回支払の平成29年8月は、最も遅い請求予定時期又は最も早い支払時期を意味します。
14	サービス購入料Aの改訂 (建設工事着工まで)	6	第1	1	(5)	7	(7)		建設業者といたしましては、建設工事費デフレーターは、建設工事費の実勢を適切に反映させる指標とは言い難いと感じております。公共工事標準契約約款に準じた取り扱いとしていただけないでしょうか。	サービス購入料等の算定及び支払方法等に記載のとおりとします。
15	建設工事着工月までの改定	6		2	(5)	7	(7)	c	着工月が属する月の前12ヵ月の平均値との比較ではなく、着工月の属する月との比較としていただけないでしょうか。建設費については基本的に工事着工後の資材発注買い入れとなるため、物価の上昇、下降の双方において適切な変動の判断が可能と存じます。	サービス購入料等の算定及び支払方法等に記載のとおりとします。
16	建設工事着工月までの改定	6		2	(5)	7	(7)	c	物価変動の指標を、着工月が属する月の前12ヵ月分の平均値にされた理由についてご教示ください。	一定期間の物価変動を対象としているためです。
17	サービス購入料の改定方法	6		2	(5)	ア			「サービス購入料Aの改定」とありますが、「サービス購入料B」は改定の対象とはならないのでしょうか？「サービス購入料B」も「サービス購入料A」と同様に、提案書提出時までに費用を算定しておりますので、同様に物価改定の対象としていただきたくお願いいたします。	サービス購入料Bの物価変動による改定は行いません。

■付属資料4 サービス購入料等の算定及び支払方法等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	ナ	(ナ)	英小		
18	建設期間中の改定	7		2	(5)	7	(イ)	b	建設期間中における費用の改定について、物価の上下の指標はどのようなものにて判断する予定でしょうか。	建設期間中の費用の具体的な改定方法については、改定の必要性が生じた際に、市とPFI事業者との間で協議を行います。
19	建設期間中の改定	7		2	(5)	7	(イ)	b	工事材料の価格変動はカバーされていますが、労務費等の価格変動もカバーしていただくようご再考いただけませんか？建設工事は、ご承知おきのとおり労働集約型産業であり、建設労務費の影響も極めて甚大であると言えます。	サービス購入料等の算定及び支払方法等に記載のとおりとします。
20	サービス購入料の改定方法	7		2	(5)	イ			「サービス購入料Dの改定」とありますが、「サービス購入料C」は改定の対象とはならないのでしょうか？「サービス購入料C」も「サービス購入料D」と同様に、提案書提出時までに費用を算定しておりますので、同様に物価改定の対象としていただきたくお願いいたします。	サービス購入料Cの物価変動による改定は行いません。
21	サービス購入料D-2の支払方			2	(3)	オ	(ウ)		修繕計画に盛り込めない突発修繕等の費用について、費用の流用は協議のうえと理解してもよろしいでしょうか。（次年度分を前倒して修繕する等）	モニタリング及び減額措置等「2(4)イ修繕業務に関するモニタリング」(11ページ)に示すとおり、修繕業務計画書の内容変更について、市とPFI事業者との間で協議を行い、両者が合意した場合には、サービス購入料D-2等を変更することができるものとします。
22	サービス購入料Dの改訂	7		2	(5)	イ	(7)		物価変動の指標値の表に記された計算方法欄の改定率①、改定率②とは、p6(5)サービス購入料の改定方法 c改定の計算方法に示された①の式と②の式であるとの理解でよろしいでしょうか。	改定率①は、「1(5)イ(ウ) 改定の計算方法」(8ページ)の枠内に示す「Index」に「WI(実質賃金指数)」を当てはめた場合の改定率を指し、改定率②は「Index」に「BCCI(建設物価指数)」を当てはめた場合の改定率を指します。該当箇所を修正します。
23	サービス購入料Aの改訂 (建設期間中)	7		1	(5)	7	(イ)	b	現在、労務費をはじめとする建設関連の物価上昇が続いている状況であり、将来の東北地方の復興事業の本格化や円安の進行による工事費の変動を見通すことが困難な状況ではありますが、将来これらにより建設物価が高騰した場合、「予想することができない特別な事情」によるものとして、費用は改訂されるものと解して宜しいでしょうか。	現時点においては、具体的な想定はありません。

■付属資料4 サービス購入料等の算定及び支払方法等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
24	サービス購入料Aの改訂 (建設期間中)	7		1	(5)	7	(イ)	b	「本事業の継続に重大な支障をきたすほどに建設業務費が著しく不適当になった場合」とは、どのような場合なのか具体的な基準をお示ください。	現時点においては、具体的な想定はありません。
25	サービス購入料Aの改訂 (建設期間中)	7		1	(5)	7	(イ)	b	現在、労務費をはじめとする建設関連の物価上昇が続いている状況であります。将来の東北地方の復興事業の本格化や円安の進行による工事費の変動の可能性など変動要素が強く、完成まで長期間を要する本件事業について、正確な工事費を積算することが困難な状況にあります。つきましては、サービス購入料Aの改訂につき、公共工事標準約款に準じた取り扱いとしていただくことはできないでしょうか？	サービス購入料等の算定及び支払方法等に記載のとおりとします。
26	対象とする費用	7		2	(5)	7	(イ)		建設業務費の改定に伴い、借入を行った場合の利息も変更になりますが、金利も改定の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	建設業務費のみを改定します。
27	その他	8		2	(5)	イ	(オ)		指標が改定された場合も協議対象としてお認めいただけるという理解でよろしいでしょうか？	指標が改定されたことにより、本事業の実態に合わなくなった場合には協議を行う予定です。
28	サービス購入料の改定方法	9		2	(5)	オ			7頁「イ サービス購入料Dの改定」と「オ 消費税等の変更による改定」の間にウ及びエが見当たりませんが、追って規定される項目があるのでしょうか？	ご指摘の箇所を修正（オ→ウ）します。
29	サービス購入料の改定方法	9		2	(5)	オ			改定後消費税率を反映した支払いは、改定直後の支払いから適用いただけるという理解でよろしいでしょうか？（Ex. H26.4改定分→H26.8支払に反映）	適用される関係法令によります。
30	サービス購入料の減額等	9		2	(6)				サービス購入料の減額等は、あくまで事業契約書（案）第67条及び別紙6にのみ基づき実施されるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■付属資料4 サービス購入料等の算定及び支払方法等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
31	駐車場使用料の支払方法	10	第1	3	(1)	ウ			対価の対象期間が3カ月未満の場合は日割計算と規定されておりますが、対象期間が3カ月以上（3カ月と1日）の場合は当該期間(四半期)の対象額が全額支払われるという理解でよろしいでしょうか？	対象期間が3カ月を超えることは想定していません。
32	駐車場使用料の減額等	12		3	(4)				「公共施設用駐車場が適正に利用できる状態にないと判断できる場合」とありますが、公共施設利用者数が貴市の想定を大幅に上回ったことに起因する台数不足等は、減額対象にはならないと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	駐車場使用料の減額等	12		3	(4)	7			公共施設用駐車場が適正に利用できる状態にないと判断される場合、使用料の減額等を行う場合がありますとありますが、適正に利用できる状態にないとは具体的にどのような状態でしょうか。	機器の整備不良や施設の管理不備などにより、駐車場が明らかに利用できない状況が続く場合などが想定されますが、発生した実際の事象により個別に判断します。

■付属資料5 モニタリング及び減額措置等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
1	サービス購入料D-1	2		1	(3)	7			本施設の利用者に直接影響を与える維持管理業務につきましては、モニタリングの減額対象との理解をしておりますが、直接影響を与えない総合連携支援業務と同様であるその他費用（SPC運営経費等）も減額措置の対象外と考えますが如何でしょうか。	モニタリング及び減額措置等に記載のとおりとします。
2	日常モニタリング	6		2	(4)	7	(7)	a	「PFI事業者は、日報を作成する」とありますが、これは維持管理に関する日報であり、維持管理企業がPFI事業者として作成・保管するものとの理解で宜しいでしょうか。	P F I 事業者が履行する維持管理業務に関する1日の業務実施報告書として作成し、保管してください。
3	日常モニタリング	6		2	(4)	7	(7)	a	「PFI事業者は、日報を作成する」とありますが、これは維持管理に関する日報であり、清掃作業や巡回警備など当該日に実施した作業の報告書との理解で宜しいでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
4	PFI事業に関するモニタリング	6		2	(4)	7			PFI事業の維持管理段階におけるモニタリングにおいて、自由提案事業に関する記載はありません。これらは対象外としてよろしいでしょうか。	自由提案事業はモニタリングの直接的な対象とはなりません。事業の実施内容や状況等が当初の提案内容から逸脱していないかどうかの確認は適宜、行います。
5	サービス購入料の支払停止措置	8	第1	2	(4)	7	(f)	(h)	適正な改善措置が確認できた後の当該停止分の支払いは、通常の支払時期とは別に、速やかに行われるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	サービス購入料の支払停止措置	8		2	(4)	7	(f)	(h)	サービス購入料の支払停止措置が講じられるのは、事業者の責めに帰すべき事由により規定される是正が認められない場合に限られるという理解でよろしいでしょうか？	P F I 事業者による改善措置によっても、事業者の責めに帰すべき事由により、2回目の改善計画書に沿った期間及び内容による是正が認められないと市が判断した場合、市はサービス購入料の支払停止措置を講じることができます。
7	減額ポイントの発生	8		2	(4)	7	(f)	b(a)	減額ポイントの発生は、改善勧告が発出されるタイミングとしていただけませんか？市による水準未達の認定を受けた場合と雖も、速やかには是正が行われた場合は減額ポイントの発生を免除いただきたくご再考願います。	減額ポイントの発生は、水準未達の発生を抑制するための措置と考えます。したがって、モニタリング及び減額措置等に記載のとおりとします。

■付属資料5 モニタリング及び減額措置等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
8	維持管理等業務を行う者の変更	8		2	(4)	7	(1)	b (c)	「施設利用者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある事象が、1四半期に3回以上発生した場合」とありますが、事業者の責めに帰すべき事由によることが前提であるという理解でよろしいでしょうか？また、「明らかに重大な支障がある事象」の例示をお願いいたします。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、9ページのa)表に示すとおりですが、当該項目で示す事象の例はあくまで例示です。機器、設備等の整備・管理不良等によるサービス停止、事故の発生、利用者が著しく不便を被ること等が考えられますが、施設利用者が施設を利用するうえで明らかに重大な支障があるかどうかについては、発生した実際の事象により個別に判断します。
9	維持管理等業務を行う者の変更	8		2	(4)	7	(1)	b (c)	維持管理会社の変更は、当該変更事由の発生した四半期の途中ではなく、当該四半期の減額ポイントが確定する翌四半期に求められるという理解でよろしいでしょうか？仮に、当該四半期途中での変更を求められる場合、変更後の業務については、前維持管理会社時の減額ポイントを反映させない形としていただけませんか？	前段については、例えば、1四半期の減額ポイントが四半期の当初に50ポイント以上発生したことが確定した場合などにより、当該四半期に、維持管理等業務を行う者の変更を求める場合があります。後段については、モニタリング及び減額措置等に記載のとおりとします。
10	施設利用者が施設を利用する上で、明らかに重大な支障がある状況	9		2	(4)	7	(1)	c	「施設利用者が施設を利用する上で、明らかに重大な支障がある状況」として「各業務の未実施」とありますが、これは作業予定の変更などによる未実施は含まれず、未実施の放置などにより利用者が施設を利用する上で明らかに重大な支障がある状況になったとき、という意味との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	減額ポイント	10		2	(4)	7	(1)	c(b)	モニタリング対象期間中に同一業務（項目）について重複して減額ポイントが課されることは無いという理解でよろしいでしょうか？	1四半期中に、同一業務において断続的に水準未達の対象となる状況が発生した場合には、同一業務で減額ポイントが発生することはあり得ます。
12	減額ポイント	10		2	(4)	7	(1)	c(b)	減額ポイントが発生する段階をポイント合計で10ポイントを超える段階からとしていただけませんか？明らかに重大な支障がある場合1件につき、即減額が発生することは回避していただきたくご再考願います。	モニタリング及び減額措置等に記載のとおりとします。

■付属資料5 モニタリング及び減額措置等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
13	サービス購入料D-2の減額等	11		2	(4)	イ	(ウ)	a	「PFI事業者が、修繕業務計画書で示した修繕業務を履行しなかった場合」とありますが、事業者の責めに帰すべき事由による不履行が前提であるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	モニタリング方法	12		2	(5)	7	(イ)		「(イ)PFI事業者が締結する契約又は覚書等」とありますが、これは、基本協定書契約第4条及び第9条に基づき提出する契約書の写しを指すものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	モニタリング方法	12		2	(5)	7			株主総会及び取締役会の資料、議事録の提出まで求められるのは、事業者に対し少々過大な要求ではないでしょうか？ここまでの提出を必要とされる理由、また、当該資料等で具体的に何をご確認されるのか、ご教示いただけませんか？	事業の遂行状況等を確認するためです。
16	モニタリング方法	12		2	(5)	7			「(ウ)株主総会の資料及び議事録、(イ)取締役会の資料及び議事録」とありますが、募集要項（28頁）及び事業契約書（第98条）には、「議事録又は議事要旨の写し」とありますので、「議事録」を「議事録又は議事要旨の写し」に修正いただけませんか？	ご質問のとおり、議事録については議事録又は議事要旨の写しで結構です。
17	水準未達があった場合の措置	12		2	(5)	イ			財務状況の「水準未達」の判断基準、又は例をご教示いただけませんか？	例としては、提案された保険内容の保険が付保されているか、健全な財務状況を維持しているか等を想定しています。
18	水準未達があった場合の措置	12		2	(5)	イ			「「2(2)イ 水準未達があった場合の措置」に準じる」とありますが、財務状況に関するモニタリングによるサービス購入料の減額措置はないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
19	改善勧告等	16		3	(2)	イ			駐車場に関して、駐車場使用料を減額することができるとありますが、減額する場合のルールをご教示ください。	減額することを含め、個別に判断します。

■ 付属資料5 モニタリング及び減額措置等に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
20	民間収益事業の 改善勧告等	16		3	(2)	イ			「改善措置が図られるまで、駐車場使用料を減額 することができる」とありますが、明確な減額基 準が提示されておりません。具体的な基準をお示 してください。	No.19の回答を参照してください。

■ 付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
1	全般的な内容について							業務要求水準書の記載「PFI事業及び民間収益事業それぞれの継続性、安定的な事業運営を図る観点から、民間収益事業者は、民間施設において発生すると想定されるリスクをPFI事業から分離し、そのリスクを民間収益事業者自らがその責において負担すること（p73 第61（1）基本方針）」に基づき、民間収益事業者に関する規定は本協定書より削除し、基本協定書（民間収益事業）（案）にて規定するようご検討をお願いします。	基本協定書（PFI事業）（案）に記載のとおりとします。
2	前文	1						「優先交渉権者」が個別の構成員をさすことがある旨定義されているが、責任分担等が曖昧になる可能性があるので、個別の構成員はその用途に合わせ「〇〇担当構成員」として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	基本協定書（PFI事業）（案）に記載のとおりとします。
3	基本的合意	2	第3条	3	3			個別対話又は提案書類に関するヒアリングをとおして、提案条件を満足していることが明示的に確認された内容については、少なくとも「未充足部分」には該当しないという理解でよろしいでしょうか？	当該内容が提示条件を満たしているかどうかという観点から、「未充足部分」に該当するか否かを判断します。
4	基本的合意	2	第3条	3	4			SPCが追加費用を負担するほどの「尊重」を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか？（「要望事項を」の後ろに「追加費用が生じない範囲において」を挿入することをご検討下さい。）	提示条件から逸脱しない要望事項については、費用負担の有無に関わらず「尊重」していただく必要があります。
5	業務の委託等	3	第4条	4				優先交渉権者が、それぞれ自らがSPCから受託し、又は請け負う業務を誠実に履行する、という趣旨に変更願えませんか？（自ら以外の者について、彼らが誠実に業務を履行することまでをお約束することは困難と思われます。）	基本協定書（PFI事業）（案）に記載のとおりとします。

■ 付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
6	仮契約及び事業契約の締結	3	第5条	3				「その他一切の書面及び情報」について、具体的にご提示願います。	具体的な事情に応じて必要な資料の提出をお願いする予定ですので、現時点で該当する書面等を具体的に示すことはできません。
7	仮契約及び事業契約の締結	3	第5条	3				「速やかに本件提案の詳細を明確にするために必要又は相当として市が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含むがこれに限られない。）その他一切の書面及び情報を提出する。」とありますが、構成員及び協力企業の企業利益を損なう可能性のある秘密事項は、要求されないと理解してよろしいのでしょうか？	具体的な事情に応じて必要な資料の提出をお願いする予定です。
8	仮契約及び事業契約の締結	3	第5条	5	1			第5条5項(1)については、本事業に関して当該事由があった場合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	仮契約及び事業契約の締結	3	第5条	5 6 7				構成員、協力企業又は民間収益事業者のいずれかが本条項に該当した場合でも、基本協定書（民間収益事業）（案）第8条第4項と同様に、当該条項に該当する構成員等の代替業者を市が満足する条件で確保できる場合には事業契約が不成立とならない規定の検討をお願いします。	基本協定書（P F I 事業）（案）に記載のとおりとします。
10	仮契約及び事業契約の締結	5	第5条	7				基本協定締結の段においてまでも、資格要件の全部又は一部の喪失をもって事業契約不締結の根拠とされ得るのは、優先交渉権者を著しく不安定な状況に置くものであり、あまりに過酷な措置かと存じます。また、募集要項において、緩和条件付き参加資格の確認を優先交渉権者の決定日までとする趣旨（14ページ2（3））とも矛盾いたします。本項の削除をご検討いただけませんか？	基本協定書（P F I 事業）（案）に記載のとおりとします。

■付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
11	仮契約及び事業契約の締結	5	第5条	7				「募集要項において提示された資格要件の全部又は一部を喪失したとき」とありますが、募集要項P.11に「応募者になれない者」として「参加表明書の受付締切日から提案書類の提出締切日までの間において、市から入札参加資格停止の措置を受けている者」とあります。従って、本協定締結後、万一、不慮の事故や軽微な過失によって指名停止を受けたとしても、資格要件の喪失にはならないと理解してよろしいでしょうか？	資格要件の喪失になり得ます。なお、第5条第7項の場合には、当然に事業契約を締結しないわけではありません。
12	仮契約及び事業契約の締結	5	第5条	8				基本協定（民間収益事業）の解除、又は本件借地契約の不成立といった事象は、民間収益事業者と市との関係に専ら依るものであり、PFI事業及びPFI事業を行うSPCとして、何らコントロールし得ず、また、関知するところではございません。民間収益事業に係る事象が事業契約の締結に影響を及ぼすことは許容できませんので本項の削除をご検討いただけませんか？	基本協定書（PFI事業）(案)に記載のとおりとします。
13	仮契約及び事業契約の締結	5	第5条	8				事業契約締結までに、基本協定（民間収益事業）が解除された場合又は本借地契約が不成立となった場合、市は事業契約を締結しないことができると思いますが、事業契約を締結しないことを選択するのは、優先交渉権者に帰責原因がある場合のみと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の場合が同項が適用される典型的な場合ですが、基本協定書（PFI事業）(案)第5条第8項が適用されるのは、当該場合に限られません。
14	仮契約及び事業契約の締結	5	第5条	8				事業契約締結までに、基本協定（民間収益事業）が解除された場合又は本借地契約が不成立となった場合、市は事業契約を締結しないことができると思いますが、一方で第13条ではそのような場合に代替事業者の確保に努めるとあります。第5条8項にある契約の不締結は、第13条にある努力を行えば回避しようと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	SPCの設立	5	第6条	1	(1)			SPCの本社所在地を安城市内にすることになっておりますが、情報拠点施設を本社所在地としてもよろしいでしょうか？	本施設をSPCの本社所在地とすることは可能です。

■付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
16	S P Cの株主	6	第7条	2	(6)			「株主は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。」とありますが、第14条（秘密保持）第1項と同様に、守秘義務の対象を限定していただきたくお願いいたします。	基本協定書(P F I 事業)(案)に記載のとおりとします。
17	違約金	8	第11条					要求水準書の「民間収益事業に関する事項」の基本方針(P.73)には、「民間収益事業者は、民間施設において発生すると想定されるリスクをP F I 事業から分離し」とあります。 P F I 事業の協定書の第11条（違約金）の1項から5項では、構成員、協力企業だけでなく、民間収益事業者も連帯して違約金を支払うとされています。 要求水準書においてそれぞれの継続性の確保、安定的な運営を図る観点から、民間収益事業のリスクをP F I 事業から分離していることを踏まえ、第11条における連帯から民間収益事業および民間収益事業者を外すことは可能でしょうか。ご教示ください。	ご質問を踏まえ、本条の一部を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
18	違約金	8	第11条	1				「構成員、協力企業及び民間収益事業者は、連帯して」とありますが、PFI事業と民間収益事業が別の事業であることを鑑み、民間収益事業者は、除外いただき、併せて、第5条第5項及び第6項に規定される「民間収益事業者」を削除いただきたくご再考をお願いいたします。	基本協定書(P F I 事業)(案)に記載のとおりとします。なお、第11条第1項の一部を修正します。
19	違約金	8	第11条	1				「構成員、協力企業及び民間収益事業者は、連帯して」とありますが、あくまでも帰責者が支払うべきだと考えます。「連帯」ではなく「帰責者が支払う」とことと修正いただきたくご再考をお願いいたします。	No.18の回答を参照してください。

■ 付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
20	違約金	8	第11条	1				「連帯して・・・支払う」とありますが、実態として違約金は帰責者に求償されます。「提案価格の10分の2」は、企業規模によっては経営が破綻し兼ねない金額ですので、違約金として過大ではないでしょうか？ご再考をお願いいたします。	No.18の回答を参照してください。
21	違約金	8	第11条	1				事業契約に至らない原因が本契約第5条である場合には帰責性が明確であるため連帯の必要はないと考えます。当該事由を発生させた帰責者が支払うとしていただけないでしょうか。	No.18の回答を参照してください。
22	違約金	8	第11条	1～5				各項にて構成員および協力企業ならびに民間収益事業者が連帯債務を負う条項がございます。連帯債務は抗弁権がなく、本来の負担者である帰責企業はまったくの債務を負わず、債権者が指定した構成企業および協力企業ならびに民間収益事業者が不合理に多額の違約金を負担する虞がございます。また、当該契約を締結することで構成企業および協力企業ならびに民間収益事業者は多額の偶発債務を負うことになり、当該企業の財政状態を著しく悪化させる要因ともなりますので、各項の「連帯して」の削除をお願い致します。	ご質問を踏まえ、本条の一部を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
23	違約金	8	第11条	2				第11条1項に規程される悪質な違法行為による不締結事由ではないにも拘わらず、「本事業の提案価格の20分の1に相当する金額」の違約金を課すことは大変厳しい条件であるため、緩和措置を再考頂くことは可能でしょうか。	基本協定書(P F I 事業)(案)に記載のとおりとします。
24	違約金	8	第11条	2				「優先交渉権者の責めに帰すべき事由」について「第5条第5項各号及び第6項各号の事由以外」としており、その他の事由が不明確であるため、範囲の限定をお願い致します。	基本協定書(P F I 事業)(案)に記載のとおりとします。

■付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
25	違約金	8	第11条	2				「構成員、協力企業及び民間収益事業者は、連帯して」とありますが、PFI事業と民間収益事業が別の事業であることを鑑み、民間収益事業者は、除外いただき、併せて第5条第7項に規定される「民間収益事業者」を削除いただきたくご再考をお願いいたします。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
26	違約金	8	第11条	2				「構成員、協力企業及び民間収益事業者は、連帯して」とありますが、あくまでも帰責者が支払うべきだと考えます。「連帯」ではなく「帰責者が支払う」とことと修正いただきたくご再考をお願いいたします。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
27	違約金	8	第11条	2				不慮の事故や軽微な過失による貴市からの指名停止は、優先交渉権者の責めによる事由には該当しないと理解してよろしいでしょうか？	個別の事情を踏まえて判断します。
28	違約金	8	第11条	2				議会の否決により事業契約が締結されない場合は、その否決された原因となる事由の如何を問わず、本項の「優先交渉権者の責めによる事由」には該当しないと理解してよろしいでしょうか？	個別の事情を踏まえて判断します。
29	違約金	8	第11条	2				SPC側が合理的な根拠に基づき契約内容を不服として契約に応じない場合は、本項の「優先交渉権者の責めによる事由」には該当しないと理解してよろしいでしょうか？	個別の事情を踏まえて判断します。
30	違約金	8	第11条	2				「優先交渉権者（民間収益事業者を含む。）」とありますが、「優先交渉権者（民間収益事業者を除く。）」に変更いただけませんか？民間収益事業者の帰責事由を含む民間収益事業に係る事象は、PFI事業のコントロール外であり、これが事業契約の締結に影響を及ぼすことは許容できません。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。

■付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
31	違約金	8	第11条	2				「優先交渉権者の責めに帰すべき事由」とありますが、前提とする範囲が極めて広く、また、違約金債務発生の可能性が不必要に拡大されることが懸念されるなど、優先交渉権者にとって著しく過酷な条項と思われます。本条項は削除いただきたくご再考をお願いいたします。(悪質な違法行為以外の理由で「提案価格の20分の1」は、制裁としては過大ではないでしょうか?)	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
32	違約金	8	第11条	3～5				当該条項にて民間収益事業者の事業実施に係るリスクをPFI事業者が連帯して負う記載があり、PFI事業と民間収益事業のリスクが混在しております。また、平成24年12月公表の「安城市中心市街地拠点整備事業 実施方針」の別紙2リスク分担表(案)4.には、「民間収益事業の実施に係るリスクは、すべて民間収益事業者の負担とする。」との記載もありますので、リスク分担の切り離しをお願いいたします。	ご質問を踏まえ、本条の一部を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
33	違約金	8	第11条	3				民間収益事業とPFI事業が別事業であることに鑑み、民間収益事業に関する違約金負担がPFI事業者(構成員、協力企業)に及ぶことは許容できません。本条項は削除いただきたくご再考をお願いいたします。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
34	違約金	8	第11条	4				「構成員らは、連帯して」とありますが、PFI事業と民間収益事業が別の事業であることを鑑み、民間収益事業者は、除外いただき、併せて第5条第5項に規定される「民間収益事業者」を削除いただきたくご再考をお願いいたします。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
35	違約金	8	第11条	4				「構成員らは、連帯して」とありますが、あくまでも帰責者が支払うべきだと考えます。「連帯」ではなく「帰責者が支払う」とことと修正いただきたくご再考をお願いいたします。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。

■付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
36	違約金	8	第11条	4				「連帯して・・・支払う」とありますが、実態として違約金は帰責者に求償されます。「提案価格の10分の2」は、企業規模によっては経営が破綻し兼ねない金額ですので、違約金として過大ではないでしょうか？ご再考をお願いいたします。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
37	違約金	8	第11条	4				事業契約締結後の違約金について基本協定で定める意図をご教示ください。	優先交渉権者は事業契約の当事者とならないため、基本協定書(PFI事業)(案)に規定を置く必要があります。
38	違約金	8	第11条	4				「事業契約締結後において、～構成員らは、連帯して、本事業の提案価格の10分の2に相当する金額の違約金を支払う」とありますが、違約金の金額として過大であると思いますので、緩和頂けないでしょうか。	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
39	違約金	8	第11条	4,5				事業契約締結後において、民間収益事業者の基本協定書第5条第5項、第6項に該当する事由が生じた場合を除き、PFI事業者は民間収益事業者のリスクを負わないという理解でよろしいでしょうか。	「民間収益事業者のリスク」とは、具体的に何をさしているか内容が不明確であるため、回答しかねます。PFI事業と民間収益事業の関係は、各契約書案に規定の通りです。
40	違約金	8	第11条	4,5				事業契約締結後は、事業契約解除事由の一として事業契約のみに基づきご整理願えませんでしょうか？(本項の削除をご検討願います。)	基本協定書(PFI事業)(案)に記載のとおりとします。
41	違約金	8	第11条	5				「事業契約締結後において、～構成員らは、連帯して、本事業の提案価格の10分の2に相当する金額の違約金を支払う」とありますが、違約金の金額として過大であると思いますので、緩和頂けないでしょうか。	ご質問を踏まえ、該当箇所を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
42	違約金	8	第11条	5				「構成員らは、連帯して」とありますが、PFI事業と民間収益事業が別の事業であることを鑑み、民間収益事業者は、除外いただくと共に、但し書きの「若しくは・・・受けている場合」、及び第5条第6項に規定される「民間収益事業者」を削除いただきたくご再考をお願いいたします。	ご質問を踏まえ、該当箇所を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。

■付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
43	違約金	8	第11条	5				「構成員らは、連帯して」とありますが、あくまでも帰責者が支払うべきだと考えます。「連帯」ではなく「帰責者が支払う」とことと修正いただきたくご再考をお願いいたします。	ご質問を踏まえ、該当箇所を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
44	違約金	8	第11条	5				「連帯して・・・支払う」とありますが、実態として違約金は帰責者に求償されます。「提案価格の10分の2」は、企業規模によっては経営が破綻し兼ねない金額ですので、違約金として過大ではないでしょうか？ご再考をお願いいたします。	ご質問を踏まえ、該当箇所を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
45	違約金	8	第11条	5				「第5条第6項各号のいずれかの事由が生じた場合」とありますが、第11条4項同様、当該募集要項に関するものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項に関するものに限定されません。
46	違約金	8	第11条	5				本事業は、事業契約締結後における事業期間が長期に亘るところ、本項で定める違約金が継続的に提案価格の10分の2と設定されており、PFI事業者にとって過度の負担となることから、事業期間の経過を踏まえた違約金設定として頂けないでしょうか。具体的には、PFI事業者がサービス購入料のお支払を受ける時点毎に当該サービス購入料の対象となる費用に対応する提案価格相当分を違約金算出根拠から減算して違約金を算出するという方法（情報拠点施設引き渡し後は、サービス購入料Aの対象となる設計・建設業務費等に対応する提案価格相当分を減算した提案価格の10分の2を違約金とする。）です。	ご質問を踏まえ、該当箇所を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
47	損害の補償	8	第12条					実損害が違約金を超過した場合の当該超過した部分の請求が行われるのであれば、実損害が違約金額に満たない場合に、当該満たない部分の返還を行っていただけないでしょうか？	基本協定書(P F I 事業)(案)に記載のとおりとします。

■付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
48	民間収益事業の代替事業者	9	第13条					「・・・代替事業者を確保するよう努める」とありますが、代替事業者が確保できなかった場合、これを理由として、市が事業契約を締結しないことにはならないと理解してよろしいでしょうか？	基本協定書(P F I 事業)(案)第5条第8項を参照してください。
49	民間収益事業の代替事業者	9	第13条					「・・・代替事業者を確保するよう努める」とありますが、代替事業者が確保できなかった場合と雖も、これを理由として、優先交渉権者が市から賠償請求等を求められることは一切ないという理解でよろしいのでしょうか？	代替事業者が確保できなかったことのみを理由として賠償請求を行うことはありません。
50	協定の有効期間	10	第17条					「第10 条乃至第14 条、第18 条及び第19 条の規定の効力は存続する」とありますが、本事業終了後いつまで効力が存続するのでしょうか？また、第14条以外の上記条項について、効力を存続させる目的を具体的にご教示いただけませんか？	基本協定書の終了後も各条に基づく権利を行使すべき場合があります。
51	記名押印欄	11						PFI事業と民間収益事業が別の事業であることを鑑み、「本協定第11 条及び第12 条に基づく違約金及び損害賠償の支払義務を連帯して負担することについて、ここに承諾いたします。」の文章及び民間収益事業者の記名押印は、削除いただきたくご再考をお願いいたします。	ご質問を踏まえ、該当箇所を修正します。修正内容の詳細は、【修正版】を参照してください。
52	別紙2 株主誓約書の様式		前文					「連帯して誓約し」とありますが、誓約、表明及び保証は、各株主自らのことに限定願えませんでしょうか？それぞれガバナンスを異にする他の株主（法人）に関することまでを誓約、表明及び保証することは理論上不可能と思われるます。どうしても連帯を求められるのであれば、それを可能とする理論的根拠をお示してください。	基本協定書(P F I 事業)(案)に記載のとおりとします。

■ 付属資料6 基本協定書(PFI事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
53	別紙2 株主誓約書の様式			9				「当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。」とありますが、第14条（秘密保持）の第1項と同様に、守秘義務の対象を限定していただきたくお願いいたします。	基本協定書（P F I 事業）（案）に記載のとおりとします。

■付属資料7 基本協定書(民間収益事業)(案)に関する質問

■基本協定書(民間収益事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	第●条	項	(●)				
1	本件借地契約の締結	3	第5条	3				「速やかに本件提案の詳細を明確にするために必要又は相当として市が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含むがこれに限られない。）その他一切の書面及び情報を提出する。」とありますが、民間収益事業者の企業利益を損なう可能性のある秘密事項は、要求されないと理解してよろしいでしょうか？	具体的な事情に応じて必要な資料の提出をお願いする予定です。
2	本件借地契約の締結	3	第5条	5				「基本協定（PFI事業）第5条第7項に該当した場合」とありますが、本協定締結後、民間収益事業者が、万一、不慮の事故や軽微な過失によって指名停止を受けたとしても、資格要件の喪失にはならないと理解してよろしいでしょうか？	資格要件の喪失になり得ます。
3	資金調達協力義務	3	第6条	2				民間収益事業者が行う資金調達は事業者が独自に行うものであり、融資金融機関との関係性を鑑みても、その名称等の詳細を貴市に通知することが義務付けられるのは適切ではないと思われることから、本条項については削除いただけないでしょうか？	基本協定書(民間収益事業)(案)に記載のとおりとします。なお、本事業への応募にあたっては、民間収益事業に関する資金調達計画を提案する必要があります（様式第6-20号、6-21号）。
4	資金調達協力義務	3	第6条	3				民間収益事業者が行う資金調達は事業者が独自に行うものであり、融資金融機関との関係性を鑑みても、締結した融資契約を提出すること、また融資金融機関が取得する担保権の行使等に関し貴市との協定締結等が義務付けられること等は適切ではないと思われることから、本条項については削除いただけないでしょうか？	基本協定書(民間収益事業)(案)に記載のとおりとします。

■付属資料7 基本協定書(民間収益事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	第●条	項	(●)				
5	資金調達協力義務	3	第6条	3				「民間収益事業者は、融資金融機関の取得する担保権の行使等に関し、融資金融機関をして、市と協定を締結させるよう必要な協力を行わせる。」とありますが、民間収益事業者と融資金融機関が資金調達協議を行う際に、融資金融機関が融資の可否を判断する上で最も重要視する問題であることから、現時点で貴市がこの協定に規定することを想定している事項をお示してください。	金融機関による担保権実行の手続、貸付債権譲渡時の手続等を規定することを想定しています。
6	資金調達協力義務	4	第6条	3				「融資金融機関をして、市と協定を締結させるよう必要な協力を行わせる」とありますが、プロジェクトファイナンスによる資金調達ではない場合、貴市と融資金融機関の協定は必要ないと理解してよろしいでしょうか？	「プロジェクトファイナンスによる資金調達」としてどのような内容が想定されているかが明らかではありませんが、No.5への回答のとおり、担保権の実行や貸付債権の譲渡等に関する規定等を置くことが想定されているため、基本的に協定を締結していただくことになります。
7	提案施設及び駐車場の設計等	4	第7条	2				「基本設計の終了時に、要求水準書別紙13に定める書類を市に提出し」とありますが、駐車場に該当するもののみご提出すればよいと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	提案施設及び駐車場の設計等	4	第7条	3				「基本設計の修正を求めることができる。」とありますが、ここでいう対象施設は駐車場のみであり、提案施設は含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、モニタリング及び減額措置等3.(1)のとおりモニタリングの対象となります。
9	提案施設及び駐車場の設計等	4	第7条	6				「実施設計の終了時に、要求水準書別紙14に定める書類を市に提出し」とありますが、駐車場に該当するもののみご提出すればよいと理解してよろしいでしょうか？また、模型は、PFI事業のものを兼用してもよろしいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、PFI事業の完成模型を兼用することも可とします。
10	提案施設及び駐車場の設計等	4	第7条	7				「実施設計の修正を求めることができる。」とありますが、ここでいう対象施設は駐車場のみであり、提案施設は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	No.8の回答を参照してください。

■付属資料7 基本協定書(民間収益事業)(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	第●条	項	(●)				
11	本件借地契約の不成立	4	第8条	1				民間収益事業者の責めに帰すべき事由によらずに契約不成立となった場合、PFI事業とは連動せずに民間収益事業が単独で事業中止となるのでしょうか？また、その場合は、違約金支払義務は発生しないという理解でよろしいでしょうか？	事業契約締結前に、借地契約が不成立となった場合、基本協定書(P F I 事業)(案)第5条第8項に基づき事業契約が締結されない可能性があります。また、P F I 事業に係る構成員等に一定の事由が生じたことにより借地契約が不成立となった場合には、民間収益事業者にも違約金支払義務が生じ得ます。
12	協定の有効期間	6	第12条					「第8条、第9条、第14条及び第15条の規定の効力は存続する」とありますが、第15条は誤記ではないでしょうか？	「第13条(協議)」を「第14条(協議)」に、「第14条(準拠法及び裁判管轄)」を「第15条(準拠法及び裁判管轄)」に、それぞれ修正します。
13	協定の有効期間	6	第12条					「第8条、第9条、第14条及び第15条の規定の効力は存続する」とありますが、本件借地契約終了後いつまで効力が存続するのでしょうか？また、第8条、第14条について、効力を存続させる目的を具体的にご教示いただけませんか？	基本協定書の終了後も各条に基づく権利を行使すべき場合があります。
14	第13条	7	第13条					第13条が2つありますが(「債務不履行による終了」と「協議」)、誤りでしょうか。	No.12の回答を参照してください。

■付属資料8 仮契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
1	仮契約書（案）		1,2					本契約書の締結をもって提案書類で定められた条件、契約代金額の変更は不可、となっておりますが、基本協定書や事業契約書で定められた上記事項の変更が可能である場合の規定との優劣について定めておく必要があるのではないのでしょうか。 また、その旨の定めがない場合、仮契約書の効力（有効期間、基本協定書・事業契約書との関係等）をどのように考えておけば宜しいのでしょうか。	前段については、事業契約等の案が募集要項の付属資料となっているため、優劣に関する規定は不要です。 後段については、仮契約書と基本協定書との関係は、例えば、基本協定書（P F I 事業）(案)第5条第4項等に規定されています。また、仮契約書の有効期間は、事業契約の締結により終了します。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
1	その他（PFI事業者と民間収益事業者のリスク分担）							事業契約締結後において、民間収益事業者の基本協定書第5条第5項、第6項に該当する事由が生じた場合を除き、PFI事業者は民間収益事業者のリスクを負わないという理解でよろしいでしょうか。	「民間収益事業者のリスク」とは、具体的に何をさしているか内容が不明確であるため、回答しかねます。PFI事業と民間収益事業の関係は、各契約書案に規定のとおりです。
2	契約代金額							消費税及び地方消費税の額については、契約時点での税金を記載し、法令変更等により税率が変更となった都度、改定されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	用語の定義	7	第2条		(9)			自由提案事業の実施企業は、事業者との契約当事者となりますが、業務の受託者では無いので、協力企業の定義に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	「協力企業」の定義	7	第2条		(9)			協力企業が事業者から受託、又は請け負う業務とは募集要項5頁第2・7（1）アに記載の（ア）から（オ）の業務のこととの理解でよろしいでしょうか。	「本契約により事業者が実施すべき業務」については、募集要項「第28(1)PFI事業者が実施する業務」を参照してください。
5	「構成員」の定義	8	第2条		(23)			構成員が事業者から受託、又は請け負う業務とは募集要項5頁第2・7（1）アに記載の（ア）から（オ）の業務のこととの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
6	用語の定義	9	第2条		(50)			「通常予見可能な範囲を超えるもの」とありますが、予見可能であっても不可避のものについては不可抗力としてお取り扱い願えませんでしょうか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
7	「法令の変更」の定義	9	第2条		(53)			「本契約の締結日時点において効力を有する法令がその後変更されること、又は本契約の締結日時点以降において新たな法令が施行されることをいう」とありますが、入札時点から本契約締結日までに法令が変更、新設された場合についても、本契約の第15章（法令の変更）が準用されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結前に生じた事象については、事業契約書(案)第15章は直接適用されず、必要に応じて基本協定書（PFI事業）(案)第18条に基づき市と代表企業（又はSPC）との間で協議を行います。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
8	用語の定義	9	第2条		(53)			社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律が平成24年8月22日に公布され、本法律により平成26年4月1日に消費税率は地方消費税と合わせて8%、平成27年10月1日より同じく10%に変更されますが、これに関して事業契約第94条第1項及び別紙9が適用され、変更後の消費税を市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
9	用語の定義	9	第2条		(53)			法令変更から除外されるのは、契約時点で明確に公布されているものに限定願えませんか？予測可能な場合にまで範囲を広げることは事業の安定性を損なわせることにつながります。（「及び～」以降の記述を削除いただきたくご再願います。）	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
10	用語の定義	9	第2条		(54)			定義によれば「募集要項」に要求水準書も含まれると思われそうですが、別途「要求水準書」も定義されているようです。定義の重複を整理いただけませんか？	募集要項の定義に要求水準書が含まれることはご指摘の通りですが、「募集要項」という定義語とは別に「要求水準書」という定義語が使われている箇所がありますので、両定義を残します。
11	用語の定義	10	第2条		(65)			「要求水準書」には要求水準書に係る質問及び回答書も含まれるという理解でよろしいでしょうか？その場合、要求水準書と質問回答書に齟齬があった場合、両者の解釈の優先順位はどのように整理されるのでしょうか？	「要求水準書」には要求水準書に係る質問・回答は含まれません。また、解釈の優劣については、事業契約書(案)第104条第2項を参照してください。
12	提案書類と要求水準の関係	11	第5条	1				個別対話又は提案書類に関するヒアリングをとおして、提案条件を満足していることが明示的に確認された内容については、少なくとも「未充足部分」には該当しないという理解でよろしいでしょうか？	当該内容が要求水準等を満たしているかどうかという観点から、「未充足部分」に該当するか否かを判断します。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
13	提案書類	11	第5条	2				「提案書類以外」のとありますが、応募者による応募した際の条件であり、要求水準を逸脱していない提案については、要求水準等に含めていただけないでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
14	提案書類と要求水準の関係	11	第5条	2				事業者が追加費用を負担するほどの「尊重」を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか? (「要望事項を」の後ろに「追加費用が生じない範囲において」を挿入することをご検討願います。)	要求水準等から逸脱しない要望事項については、費用負担の有無にかかわらず、「尊重」していただく必要があります。
15	誓約事項	11	第6条	1				事業者が本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で事業契約上の債権質権設定契約を締結することが一般的ですが、その際は貴市の承諾を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	SPCと金融機関等との間で、PFI事業契約上の債権質権設定契約を締結することについて、市に対して依頼があった場合は、市は承諾を与えるか否かの判断を合理的に行ったうえで、適当と認めた場合は承諾する予定です。
16	誓約事項	11	第6	2				事業者が本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で事業契約上の地位譲渡予約契約を締結することが一般的ですが、その際は貴市の承諾を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	SPCと金融機関等との間で、PFI事業契約上の地位譲渡予約契約を締結することについて、市に対して依頼があった場合は、市は承諾を与えるか否かの判断を合理的に行ったうえで、適当と認めた場合は承諾する予定です。
17	誓約事項	11	第6	1,2,3				事業者による資金調達に必要な範囲で担保設定等を行うことは妨げられないという理解でよろしいでしょうか?	予め市の承諾を得る必要があります。
18	事業者の資金調達等	12	第7条					事業者が本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、金融機関より要請があり、本事業の安定性を確保するため、事業契約の解除事由が発生した場合に貴市と融資金融機関とで対応を協議することを規定した直接協定を締結頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	直接協定の締結に関する申出があれば、協議に応じる予定です。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
19	損害賠償	12	第9条	1				自由提案事業と雖も、市の責めに帰すべき事由により損害を被った場合の賠償請求は認められるべきではないでしょうか？（民法の損害賠償の原則にも悖ることになるのではないのでしょうか？）	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
20	損害賠償	12	第9条	1				「自由提案事業の実施について発生した損害については市は負担しない」とありますが、市の義務違反に関して自由提案事業に発生した損害に関しては負担されるとのことによろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
21	損害賠償	12	第9条	1				市の契約違反があっても、自由提案事業の損害は負担しないとありますが、協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
22	法令に定める許認可の取得等	12	第10条	1				自由提案事業については協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	本質問は、10条5項に関する質問と判断します。その場合、事業契約書(案)に記載のとおりとします。
23	法令に定める許認可の取得等	12	第10条	1				第二文との整合の観点から第一文の文頭に「事業者が」を挿入願えませんか？（事業者が必要となる許認可を事業者が取得する（市が必要となる許認可は市が取得される）という理解です。）	市が許認可等を取得する場合については第3文で手当てしていますので、修正は行いません。
24	法令に定める許認可の取得等	12	第10条	4				市の責めに帰すべき事由による遅延により生じた増加費用、損害は市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか？	事業契約書(案)第10条第5項を参照してください。
25	法令に定める許認可の取得等	12	第10条	4				構成員や協力企業が取得すべき許認可等までを報告すること等は免除いただけませんか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
26	責任の負担	13	第11条					「承認」は契約変更の可能性が有り、削除して欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
27	著作物の利用及び著作権	13	第12条	1				市と事業者の協議が整わない場合、市の判断で事業者固有の技術等に関する事項が利用（公表、複製、頒布を含む。）されることは営業上利益喪失の観点から許容できませんので、但書きを削除いただけませんか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
28	本施設の設計	14	第16条	3				「設計内容が確認できる図面などを事前に市に提出」とありますが、これは市が設計内容を確認し14日以内に事業者に通知するために提出することによってよろしいでしょうか。	是正要求に対応する是正に要する期間を考慮し、早めの対応をお願いする趣旨です。
29	設計業務の第三者への委託等	15	第17条	1				「事業者は、・・・設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委託することができる」とありますが、設計企業も同様に設計業務の一部を第三者に委託することができると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
30	設計業務にかかる費用等の負担	15	第18条	1				「増加費用」には、事業者の資金調達における金利固定化に伴い発生し得るブレイクコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	合理的な範囲であれば含まれます。
31	設計業務にかかる費用等の負担	15	第18条	1	(1)			「市は当該増加費用及び損害を負担する」とありますが、当該増加費用及び損害には各種契約変更等に伴う費用や金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No.30の回答を参照してください。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
32	市の請求による設計図書等の変更	16	第19条	4				要求水準未達の設計は審査時点で失格となるため、事業者の設計内容は貴市および第三者の意見等に左右されず要求水準を満足しており、設計変更には先んじて要求水準の変更が必要であると考えます。 事業者が施設利用者の意見を聞き、それをもとに設計変更を貴市に要請した場合は、事業者の責めによるものと考えますが、貴市が施設利用者の意見を聞き、それをもとに設計変更を事業者に要請した場合には、貴市の責めによる設計変更になると考えます。 施設利用者の意見を反映させるための設計変更を市の責めに帰するものとされていない理由をご教示ください。	施設利用者の意見を反映させるための設計変更が行われ得ることが業務要求水準書「第2 5(4)オ(i)設計変更について」に明記されているため、要求水準の変更は不要です。また、施設利用者のニーズに合った施設を建設・運営することが事業者に期待されているため、かかる設計変更は市の責めに帰すべき事由には当たりません。
33	市の請求による設計図書等の変更	16	第19条	4				「増加費用」には、設計業務費自体も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	追加的に作成された設計図書に係る合理的な業務費は「増加費用」に含まれます。
34	市の請求による設計図書等の変更	16	第19条	4				「要求水準書に基づく施設利用者の意見を反映させるための設計変更」は、市の責めに帰すべき事由による設計変更と見做すのが適当ではないでしょうか？かかる設計変更により生じた増加費用及び損害を事業者が負担するのはあまりにも不合理かと思われます。	No.32の回答を参照してください。
35	市の請求による設計図書等の変更	16	第19条	4				第18条との整合の観点から、「維持管理業務の開始が遅延した場合」の直前に「本施設の完工若しくは」を挿入願えませんか？	ご質問を踏まえ、修正します。
36	設計に関する情報システム企業との協力	17	第22条					事業者が追加費用を負担しない範囲での「設計内容への反映」及び「実施設計段階として必要な協議や調整」に留まるものであり、仮に事業者に追加費用等が発生した場合は、市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか？	情報システム企業との協力は当然に予定された事項ですので、「事業者が追加費用を負担しない範囲」という限定はありません。ただし、過剰な費用が発生した場合には別途協議します。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
37	建設に伴う各種調査	17	第23条	4				「本土地に関する市からの事前開示情報の内容と齟齬を生じる事実」には、かかる事前開示情報に示されていない事実も含まれるという理解でよろしいでしょうか？（事業者側に想定外の事象という点では同様と思われます。）	事前開示情報として当然に提供されるべき重要な情報が事前開示情報に含まれていなかった場合には、ご指摘のとおりです。
38	建設に伴う各種調査	17	第23条	5				「市は当該増加費用及び損害を負担する」とありますが、当該増加費用及び損害には各種契約変更等に伴う費用や金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であれば含まれます。
39	建設に伴う各種調査	17	第23条	5				「本件土地に関する事前開示情報の誤謬」には、かかる事前開示情報に示されていなかったという事実関係も含まれるという理解でよろしいでしょうか？（市が負担すべきリスクという点では同様と思われます。）	含まれません。
40	建設に伴う各種調査	17	第23条	5				「増加費用」には、事業者の資金調達における金利固定化に伴い発生し得るブレイクコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	No.38の回答を参照してください。
41	建設に伴う各種調査	17	第23条	6				自由提案事業については協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
42	建設に伴う各種調査	17	第23条	6				「市の把握していない」は客観性を欠く虞がありますので「事前開示情報に示されていない」に修正いただけませんか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
43	建設に伴う各種調査	17	第23条	6				合理的に入手可能な情報までを含めると、事業者が予測可能であったとされる範囲がほぼ無制限に広がり、事業者にとって過酷な内容と言えます。「及び事業者において合理的に入手可能な本土地に関する情報」は削除いただきたくご再考願います。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
44	建設に伴う各種調査	17	第23条	7				要求水準書別紙6は、まさに地質調査内容を示す資料であり、これについて市が何らの責任も負わないというのは、実質的に第5項及び第6項を空文化することにならないでしょうか？本項を削除いただきたくご再考願います。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
45	建設に伴う各種調査	17	第23条	7				「事前開示情報のうち、要求水準書別紙6に記載されたデータの内容について市は何らの責任を負わない」とありますが、これは公表された当該資料に基づく事業者の判断に対して市は責任を負うものではないが、資料自体の不備や誤謬には責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	参考として開示したものであり、市は責任を負いません。
46	調査等の第三者への委託	18	第24条	2				事業者と委託を受けた者との関係において、当該委託を受けた者に増加費用及び損害を負担させることを約すことを本項の規定が妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
47	本施設の建設	18	第25条	4				加入が義務付けられる保険について、別紙3に規定されている補償以上の付保は、リスク管理の観点から評価していただけるのでしょうか？	事業者選定基準に示す審査の視点に基づいて、審査委員会が評価を行います。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
48	本施設の建設	18	第25条	5				事業者の意図的な業務遅延等によらない場合には、貴市と事業者との協議の上、引渡予定日を合理的な期間に延期する事は、事業者の責務を減じることにはならず、対等な契約を妨げないと考えます。 (2)において、事業者の責めに帰すべき事由の場合には、引渡予定日が延期されない理由をご教示ください。	引渡予定日までに本施設を引き渡すことは事業者の義務であり、当該期日を延期することは、事業者の責務を減じることにはなりません。したがって、事業者の責めに帰すべき事由の場合には、引渡予定日を延期しません。
49	本施設の建設	18	第25条	5				市に帰責事由が有る場合、自由提案事業については協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
50	本施設の建設	18	第25条	5	(1)			「市は当該増加費用及び損害を負担する」とありますが、当該増加費用及び損害には各種契約変更等に伴う費用や金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であれば含まれます。
51	建設業務・工事監理業務にかかる費用の減少によるサービス購入料の減少	18	第25条	6				建設方法の変更や工期の変更により、建設業務や工事監理にかかる費用減少した場合、サービス購入料を減額するとの規定となっておりますが、日本国内で通常行われている総価請負契約では、設計図が変更されれば請負代金は兼行されますが、建設の方法については請負人の裁量に関わる部分であり、請負工事代金が減額されることはありません。 本事業につきましても、通常の総価請負契約と同様の取り扱いとしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
52	建設工事期間中の土地使用	19	第26条	1				「事業者は、建設工事期間中、建設業務に必要な範囲で本土地を無償で使用するができる。」とありますが、事業者に本土地の管理責任が発生するのは、建設工事着工からだとして理解してよろしいでしょうか？	工事開始日からです。
53	建設工事期間中の第三者の使用	19	第28条	2				建設企業が建設業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、当該第三者について、貴市に下請届を提出すればよいと理解してよろしいでしょうか？	事前承諾が必要です。様式等については、適宜指示します。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
54	建設工事期間中の第三者の使用	19	第28条	4				事業者と工事請負人等との関係において、工事請負人等に増加費用及び損害を負担させることを約すことを本項の規定が妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
55	事業者による工事監理者の設置	19	第29条	1				「事業者は、・・・工事監理業務の一部を工事監理企業以外の第三者に委託することができる」とありますが、工事監理企業も同様に工事監理業務の一部を第三者に委託することができる」と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
56	事業者による工事監理者の設置	20	第29条	5				事業者と工事監理者との関係において、工事監理者に増加費用及び損害を負担させることを約すことを本項の規定が妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
57	本施設の建設に伴う近隣対策	20	第31条	6				「本施設を設置すること自体に関する近隣対策」の実施を事業者に求めるものではないという理解でよろしいでしょうか？かかる近隣対策に関しては、必要に応じて市が実施されるという認識です。	ご理解のとおりです。
58	本施設の建設に伴う近隣対策	20	第31条	6				「市は当該増加費用及び損害を負担する」とありますが、当該増加費用及び損害には各種契約変更等に伴う費用や金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であれば含まれます。
59	建設に関する情報システム企業との協力	20	第32条					情報システム企業を第2条に定義して欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)第22条を参照してください。
60	市による説明要求及び建設現場立会い	21	第33条	4				安全管理上の配慮から、本工事への立会いを制限させていただく場合があることを否定する趣旨ではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
61	工事の中止	21	第34条	2				施工が中止された結果、開業時期が遅れた場合でも、事業採算堅持の観点から、維持管理等の開業後業務期間は当初予定通りの期間を確保いただけるという理解でよろしいでしょうか？	維持管理期間を後倒しすることはありません。
62	工事の中止	21	第34条	2				「市は当該増加費用及び損害を負担する」とありますが、当該増加費用及び損害には各種契約変更等に伴う費用や金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であれば含まれます。
63	工事の中止	21	第34条	2				自由提案事業については協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
64	工期の変更	21	第35条	1				市は合理的理由なく工期の変更を求めることは無いという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
65	工期の変更	21	第35条	3				自由提案事業については協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
66	工期の変更	21	第35条	3				「市は追加費用を負担する」とありますが、当該追加費用には各種契約変更等に伴う費用や金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲であれば含まれます。
67	事業者による情報拠点施設の完成検査	22	第37条	1				「舞台装置、機器、器具及び備品等の試運転を行う」とありますが、当該試運転は、建物の部分使用には当たらないと理解してよろしいでしょうか？	当該試運転は事業者が行いますので、部分使用には当たりません。
68	事業者による情報拠点施設の完成検査	22	第37条	1				「1ヶ月前」までに完了検査と試運転を行うことについては、工期をはじめスケジュールが検証されていない現時点においては「●日前」に変更いただけませんか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カナ)	英小		
69	市による情報拠点施設の完成確認及び確認通知の交付	22	第38条	1				「14日以内」の確認は、工期をはじめスケジュールが検証されていない現時点においては「●日以内」に変更いただけませんか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
70	市による情報拠点施設の所有	23	第39条	2				「事業者は、市が行う情報拠点施設の所有権保存の登記手続きについて市に協力する。」とありますが、登録免許税は貴市が負担されると理解してよろしいでしょうか？また、所有権保存登記に先立ち、表示登記も貴市が貴市の負担で行われると考えてよろしいでしょうか？	市が登記を行う場合は、ご理解のとおりです。
71	市による情報拠点施設の所有	23	第39条	2				「事業者は、市が行う情報拠点施設の所有権保存の登記手続きについて市に協力する」とありますが、事業者は可能な範囲（新たな追加費用が発生しない範囲）で協力するとの理解でよろしいでしょうか。	費用の発生有無を問わず、必要な協力をして頂きます。
72	市による情報拠点施設の所有	23	第39条	3				引渡し遅延につき、事業者の責に帰さない事由（不可抗力を含む）による場合は第35条の工期変更が許容されることを前提として違約金が発生しないと解して宜しいでしょうか？念のため確認させて頂ければと思います。	不可抗力等によって工期変更の一環として引渡予定日が延期された場合、当該延期された引渡予定日に遅延しないことは事業者の義務です。
73	市による情報拠点施設の所有	23	第39条	3				本項で規定の「違約金」と「損害額」は事業者にとって二重負担となるものではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、損害額の支払義務は、損害額が違約金の額を超えた場合に、当該超過部分に関して生じます。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
74	市による情報拠点施設の所有	23	第39条	3				本項における違約金の支払い事由は、事業者の帰責事由によるものという理解でよろしいでしょうか。 また、貴市の帰責事由による引渡遅延の場合は、事業者において生ずる損害、損失及び費用（この事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）は、貴市より事業者に対して支払れ、不可効力事由による引渡遅延の場合は、別紙10に定める事業者の負担割合により算出される額を事業者が支払えばいいとの理解でよろしいでしょうか。 この点、各種帰責事由による負担者を事業契約書にて明確化して頂けますでしょうか。	事由によって引渡予定日の延期が可能であり、延期された引渡予定日に遅延しないことは事業者の義務です。個別の事由によって発生する増加費用や損害等の負担は、事業契約書の規定に従って処理します。
75	市による情報拠点施設の所有	24	第39条	3				「サービス購入料Aの金額につき、～法定率（年365日の日割計算）で計算した違約金を市に支払う」とありますが、本項の法定率とは商法第514条に基づく利率6%という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第2条第51号の定義を参照してください。
76	事業者によるその他施設の完成検査	24	第41条	1				「1ヶ月前」までに完了検査と試運転を行うことについては、工期をはじめスケジュールが検証されていない現時点においては「●日前」に変更いただけませんか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
77	市によるその他施設の完成確認及び確認通知の交付	24	第42条	1				「14日以内」の確認は、工期をはじめスケジュールが検証されていない現時点においては「●日以内」に変更いただけませんか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
78	市によるその他施設の所有	25	第43条	2				本項で規定の「違約金」と「損害額」は事業者にとって二重負担となるものではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおり、損害額の支払義務は、損害額が違約金の額を超えた場合に、当該超過部分に関して生じます。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
79	市による他施設の所有	25	第43条	2				本項における違約金の支払い事由は、事業者の帰責事由によるものという理解でよろしいでしょうか。 また、貴市の帰責事由による引渡遅延の場合は、事業者において生ずる損害、損失及び費用（この事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）は、貴市より事業者に対して支払れ、不可効力事由による引渡遅延の場合は、別紙10に定める事業者の負担割合により算出される額を事業者が支払えばいいとの理解でよろしいでしょうか。 この点、各種帰責事由による負担者を事業契約書にて明確化して頂けますでしょうか。	No.74への回答を参照してください。
80	市による他施設の所有	25	第43条	2				「サービス購入料Bの金額につき、～法定率（年365日の日割計算）で計算した違約金を市に支払う」とありますが、本項の法定率とは商法第514条に基づく利率6%という理解でよろしいでしょうか。	No.75の回答を参照してください。
81	事業者による維持管理業務体制整備	25	第46条	3				「各引渡開始予定日から」は「各引渡予定日の翌日から」の誤りではないでしょうか？	「各引渡予定日の翌日から」に修正します。
82	業務計画書の作成・提出	27	第52条	1				初年度の業務計画書は要求水準書にあるように業務開始6ヶ月前に市に提出し承認を受けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、第48条第1項を参照してください。
83	維持管理業務に伴う近隣対策	27	第54条	3				自由提案事業については協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
84	維持管理業務に係る第三者の使用	28	第55条	1				「事業者は、・・・維持管理業務の一部を維持管理企業以外の第三者に委託することができる」とありますが、維持管理企業も同様に維持管理業務の一部を第三者に委託することができる」と理解してよろしいでしょうか。？	ご理解のとおりです。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
85	維持管理期間中の保険	28	第56条					加入が義務付けられる保険について、別紙3に規定されている以上の付保は、リスク管理の観点から評価していただけるのでしょうか？	No.47の回答を参照してください。
86	維持管理期間中の保険	28	第56条					万一SPCの過失等（故意は除く）により、本施設の建物・設備に損害を与えた場合に、貴市が共済等火災保険に加入されているケースでは、まず貴市が加入する共済等火災保険の保険金を損害に充当し、当該保険金等で不足する損害等につきSPCに損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。	事業契約書(案)第58条に記載のとおりです。
87	維持管理業務にかかる費用等の負担	28	第58条					自由提案事業については協議事項として欲しいと考えますがいかがでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
88	維持管理業務にかかる費用等の負担	28	第58条					市の帰責による増加費用及び損害は市が負担するとありますが、当該負担にはSPCの経費並びに金融に関する費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な範囲であれば含まれます。
89	維持管理業務に係る費用等の負担	29	第58条		(4)			「市と事業者の間で協議を行う」とありますが、文脈上、市にご負担いただくことを前提にご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか？	そのような前提ではなく、損害等の負担割合については協議により定められます。
90	維持管理業務にかかる費用等の負担	28	第58条		(4)			事業者以外の本施設の利用者の責めに帰すべき事由により維持管理業務について増加費用及び損害が発生した場合には、事業者が当該増加費用及び損害を負担することを原則とありますが、本事業はBTO案件であり事業者が善管注意義務を果たしていないなどの事業者にも責がある場合を除いて、原則的に市負担とすることが妥当と考えますが如何でしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
91	維持管理業務にかかる費用等の負担	29	第58条		(4)			事業者が善管注意義務を果たしていると市が判断した場合の当該増加費用及び損害の負担について市と事業者で協議とありますが、どのような場合に事業者が全部又は一部を負担することを想定されていますでしょうか。	個別の事情を考慮し、協議の上で決定されるべき事項ですので、お答えできません。
92	本施設の修繕	29	第59条	4				法令の変更又は不可抗力により既に引渡し完了した施設(市の所有施設)に修繕の必要が生じた場合、かかる修繕は要求水準書に照らしPFI業務範囲外とされますが如何でしょうか。(本項を削除いただきたくご再考願います。)	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
93	運営協議会の運営支援	30	第63条		(4)			「その他協議会に関し市が指定する業務」とありますが、想定される業務を例示いただけませんか?	協議会で使用する資料の作成等を想定しています。
94	運営協議会の運営支援	30	第63条		(4)			第63条(運営協議会の運営支援)の(4)「その他協議会に関し市が指定する業務」とあります。現時点で想定される当業務内容を具体的にご教示ください。	No.93の回答を参照してください。
95	市との調整・連携	30	第65条	1				「かかる調整等の結果を可能な限り本施設の設計等に反映させる」とありますが、設計等への反映は、あくまで第19条に基づき実施されるという理解でよろしいでしょうか?	当然に事業契約書(案)第19条に基づき行われるわけではなく、例えば設計業務を行う際に調整等の結果を考慮して頂く必要があります。
96	第三者に及ぼした損害	30	第66条	1				本項で求められる事業者の賠償は、法的に事業者が賠償義務を負う範囲に限定されるという理解でよろしいでしょうか?	事業契約書(案)第66条第1項のとおりです。
97	サービス購入料の支払い方法	31	第69条	2項				別紙8により年度協定書を締結するのは建設工事における年度出来高を認定して、募集要項付属資料4(2サービス購入料(2)内訳のA)にある建中金利算出の根拠とするの理解でよろしいでしょうか。	年度協定書を締結するのは、主に国庫補助を導入するためです。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
98	サービス購入料の支払い方法	31	第69条	2				別紙8の年度協定書に印紙は不要という解釈でよろしいでしょうか？	協定書の収入印紙貼付については、協定時に税務署に確認し判断します。
99	自由提案事業の実施	31	第72条	1				要求水準書P72において、行政財産の貸付期間は10年以内とされておりますが、事業契約書第72条1維持管理期間の終了日まで自由提案事業を実施するとあります。正しい貸付期間・業務期間をご教示ください。	自由提案事業の実施期間は、維持管理期間の終了日までとなり、10年後に貸付料を見直す(更新)ことを想定しています。
100	自由提案事業の実施	31	第72条	1				「事業者は、供用開始予定日までに、自由提案施設を開業させる」とありますが、自由提案施設は本施設の供用開始予定日である平成29年6月1日より前に開業でき、開業日は提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、本施設の供用開始と同時としますが、具体的には協議によるものとします。
101	自由提案事業の実施	31	第72条	1				自由提案事業は維持管理期間の終了日まで実施する旨が記載されておりますが、一方で、行政財産の貸付は10年以内との記載がございます。自由提案事業は10年で終了との理解で宜しいでしょうか。それとも、10年の貸付終了後、維持管理期間終了日まで、更新を行うことが必要なのでしょうか。	No.99の回答を参照してください。
102	自由提案事業に係る第三者の使用	32	第73条	1				第三者から他の第三者への再委託は可能でしょうか？	市が事前に承諾する場合に限り可能とします。
103	自由提案事業の費用負担	32	第74条	1				「衛星器具」は「衛生器具」の誤植ではないでしょうか？	「衛生器具」に修正します。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
104	自由提案事業の実施場所	32	第75条					「賃貸借契約に基づき事業者に貸し付ける」とありますが、事業者は、第73条の当該事業を委託する第三者と賃貸借契約を結び、市から貸借する本施設の場所を転貸できると考えてよろしいでしょうか？	市に承諾を受けた場合に限り、第三者への転貸を可能とします。
105	自由提案事業の賃貸借契約	32	第75条					第75条に「別途定める賃貸借契約」とあります。自由提案事業に関する照会への回答公表に合わせて当賃貸借契約をご提示いただくことは可能でしょうか。	賃貸借契約の締結時期に合わせて、示す予定です。
106	自由提案事業の終了	32	第76条					第76条に自由提案事業の終了に関して貴市と事業者が協議することとされています。事業終了を貴市に通知する前に、採算の改善を図るため、施設貸付料、料金設定、委託先の選定や変更などについて、貴市と協議させていただくことは可能でしょうか。	適宜、判断します。
107	自由提案事業の終了	32	第76条					採算の悪化等により自由提案事業が終了した場合であっても、事業契約は従前のまま継続し、当該事業契約に悪影響を及ぼさないとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約の取扱いは、事業契約書(案)第76条に基づく協議により定められます。
108	自由提案事業の終了	32	第76条					「市と協議を行う」とありますが、文脈上、事業者が何らペナルティー等を負うことなく自由提案事業を終了させることができることを前提にご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか？	当然にペナルティを課すことは予定していません。自由提案事業の終了原因によっては、別途一般的な損害賠償義務が発生することは考えられます。
109	自由提案事業の終了	32	第76条					維持管理期間の終了前における自由提案事業が終了した場合、終了に伴う市への違約金や事業契約解除となるようなペナルティは設定しないとの理解で宜しいでしょうか。	No.108の回答を参照してください。
110	自由提案事業の終了	32	第76条					自由提案事業の終了は、事業契約の解除事由には該当しない、という理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業の終了だけをもって事業契約を解除することは想定していません。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
111	要求水準書に定める条件の変更に伴う増加費用等の負担	33	第78条					自由提案事業の実施について発生した増加費用または損害は事業者が負担するとありますが、自由提案事業であっても貴市の事由に基づく変更に伴い増加費用並びに損害が生じた場合には貴市にて負担して頂けないでしょうか。自由提案事業実施にあたり事業者の大きな課題となります。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
112	要求水準書に定める条件の変更に伴う増加費用等の負担	33	第78条	1				自由提案事業と雖も、市の責めに帰すべき事由による要求水準書の変更に伴う増加費用の負担に関して帰責者負担の原則は認められるべきではないでしょうか？括弧内の但書きを削除いただきたくご再考願います。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
113	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(2)			第39条第3項及び第43条第2項等の完工遅延規定の存在にも鑑み、「各引渡予定日までに本施設のいずれかについて引渡しが行われない」事由をもって契約解除事由とされるのは如何なものでしょうか？（当該箇所を削除いただきたくご再考願います。）	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
114	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(5) (7)			(5)と(7)は同義と理解してよろしいでしょうか？	同義ではありません（例えば、事業者の法令違反は5号にのみ該当します。）。
115	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(6)			「重大な影響」について、例示いたしませんでしょうか？	具体的な事情を踏まえて判断されるもので、例示はできません。
116	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(7)			「構成員又は協力企業が基本協定の規定に反したとき（基本協定第5条第6項各号のいずれかに該当した場合を含む。）。」とありますが、基本協定第5条第5項に該当した場合は事業契約の契約解除事由に該当するのでしょうか。	ご理解のとおり、該当します。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
117	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(7)			本項は、基本協定書第5条第5項及び第6項の違反に限定いただけませんか？原文ですと軽微な違反まで含まれるため、事業者が著しく不安定な状況に置かれる結果となりますのでご再考願います。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
118	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(8)			「重大な虚偽の記載」について、例示いただきませんか？	No.115の回答を参照してください。
119	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(9)			「重大な違反」について、例示いただきませんか？	No.115の回答を参照してください。
120	事業者の債務不履行による契約解除	34	第82条	1	(10)			“別紙6に定める解除事由”とありますが、別紙6は「モニタリング及び減額措置等」となっています。お間違いないでしょうか。	「モニタリング及び減額措置等」において、解除事由を規定する予定です。付属資料5「モニタリング及び減額措置等」の「2(4)ア(イ)b(d)契約の解除」を参照してください。
121	市の債務不履行による契約解除	35	第83条					事業者からの契約解除事由は、サービス購入料支払いの遅延しか定められていないが、公共工事標準約款にあるような、サービス購入費の減少、工事の中止（着工遅延を含む）期間の長期化を解除事由として追加いただけないでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
122	引渡前の本施設についての解除の効力	36	第87条	1				第82条による解除の場合であっても本施設の出来高部分の市による買い受けについては、第2項同様の扱いとされるべきではないでしょうか？出来高の買い受けについては、解除帰責に伴う損害賠償請求とは切り離して考えられるべきものであり、認識される出来高が存在する以上、解除帰責に関係なく買い受けされる必要があるかと思料いたします。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
123	引渡前の本施設についての解除の効力	36	第87条	1				市による出来形検査に合格したにもかかわらず、市が当該合格部分の引渡しを受けない事態とは、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。	具体的な事情を踏まえて判断されるもので、例示はできません。なお、市が出来形を不要とする場合には、そもそも出来形検査は行いません。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
124	引渡前の本施設についての解除の効力	36	第87条	1				出来形部分の範囲には、当該出来形を構築するのに要した諸費用（工事監理業務費用、建中金利、施設整備に係る保険料、SPCの開業費用等）が含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第87条第3項で、合格部分の建物価格に相当する対価を支払う旨を規定しています。
125	引渡前の本施設についての解除の効力	36	第87条	1,2				サービス購入料A、B、Cを構成する費用の内訳の全ての項目が、本項で規定する市が買い受ける「出来高」の対象となり得るという理解でよろしいでしょうか？	事業契約書(案)第87条第3項で、合格部分の建物価格に相当する対価を支払う旨を規定しています。
126	契約解除の効果	36	第87条	2				「市は第83条乃至86条の規定に基づき本契約が解除された場合～当該施設の出来形部分を検査の上、合格部分を事業者より買い受け、その引渡しを受ける」とありますが、当該事業契約解除にかかる金融費用（ブレイクファンディングコストを含むがそれに限らない）についても貴市にご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)第87条第4項で、合格部分の建物価格に相当する対価を支払う旨を規定しています。
127	引渡前の本施設についての解除の効力	36	第87条	3				出来形合格部分に相当する対価は、事業者からの請求後、分割ではなく全額一括払いで支払われる、という理解でよろしいでしょうか。（87条4項も同様です。）	支払い方法は協議によって定めます。
128	引渡前の本施設についての解除の効力	36	第87条	3				解除時の違約金については、別途第92条の保証金にて対応するよう事業者でも用意されている費用であるため、出来形買取との相殺は、不適格かと存じます。本条項は削除いただけないでしょうか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
129	引渡前の本施設についての解除の効力	36	第87条	4				出来高については、合理的なSPC運営費用、金融費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	対価とは、合格部分の建物価格に相当する額を意味します。
130	解除の効力	36	第87条 第88条					第83条又は第84条による解除の場合に事業者に生じた損害、増加費用等の賠償請求規定及び第85条又は第86条による解除の場合に生じる損害等の分担規定を追加いただけませんか？	事業契約書(案)第83条又は第84条による解除の場合の損害賠償については、各条の第2項に規定しています。事業契約書(案)第85条又は第86条による解除の場合については、事業契約書(案)第90条に規定を置いています。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
131	違約金	37	第89条	1	(3)			「当該解除された日が属する事業年度に支払われるべきサービス購入料D」とありますが、当該購入料は「サービス購入料D-2」が除外された金額だと理解してよろしいでしょうか？「当該D-2」は事業年度によって変動するため、事業年度によって違約金額が変動するのは合理的ではないと思料いたします。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
132	法令の変更又は不可抗力による解除に伴う費用	37	第90条					「直接必要となる費用」には、融資契約解除に伴うブレイクコストも含まれると理解してよろしいでしょうか？	合理的な範囲であれば含まれます。
133	事業終了に際しての処置	37	第91条	1,2,3,4				「当該物件の処置につき市の指示に従う」とありますが、事業者が撤去するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
134	保証	38	第92条	1	(1)			維持管理業務の契約保証について保険等を以て替える場合、保険の始期が建物引渡後となり変更の可能性がある為、維持管理業務開始までに変更にならないでしょうか。	建物引渡しから付保までの間は、保証金の納付によりご対応下さい。
135	保証	38	第92条	1	(1)			本契約締結とは、市議会の議決を得たときとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、市議会の議決を得た後に本契約を締結する予定です。
136	保証	38	第92条	1	(1)~(3)			各号に定められる保証金は税込金額となっておりますが、消費税率が変更となった場合は追加の差入が必要となりますでしょうか？また、次項以降で規定されております保険等を採用する場合も同様に追加付保等が必要となりますでしょうか？	ご理解のとおり、追加の差入れ又は付保が必要です。
137	保証	38	第92条	1	(3)			「当該解除された日が属する」は誤記ではないかと思われませんが、「サービス購入料D」には、事業年度によって変動する「D-2」が含まれます。保証金額の算定方法をご教示願います。	事業契約書(案)に記載のとおりとしますが、「当該解除された日が属する」は削除します。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
138	保証	38	第92条	3	(2)			履行保証保険契約を締結するとき、保険商品の性格上、複数の履行保証保険契約を組み合わせることになりますが、よろしいでしょうか。念のため、確認させてください。	個別の事情を踏まえて判断します。
139	保証	38	第92条	3	(2)			業務受託企業が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権に対し市のために第1順位の質権を設定することにより、契約保証金の納付は免除できますでしょうか。	業務受託企業が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権に対し市のために第1順位の質権を設定することにより、契約保証金の納付は免除いたします。
140	保証	38	第92条	3	(2)			「市を被保険者とする履行保証保険契約」とありますが、事業者に代わり、当該契約を建設企業又は維持管理企業が事業者を被保険者として付保して、保険証券を貴市に差し入れてもよろしいでしょうか？	No.139の回答を参照してください。
141	保証	38	第92条	3	(2)			1項第3号の期間において、市を被保険者とする履行保障保険契約の締結をもって契約保証金の免除となる措置を受ける場合、その履行保障保険は単年度の年度更新の保険でも可能でしょうか。維持管理期間を通じた履行保障保険契約の締結は、難しいと考えております。	市を被保険者とする履行保障保険契約の締結をもって契約保証金の免除となる措置を受ける場合、その履行保障保険は単年度又は複数年度の更新によるものも可能とします。
142	保証	38	第92条	4				維持管理期間の履行保証保険については、1年毎の契約更新により同条第1項第1号に定める期間、保険を付保することでよろしいでしょうか。	No.141の回答を参照してください。
143	保証	39	第92条	5	(1) (2)			本項では保証（書）についてのみ、その有効期間について例外的な扱いが規定されておりますが、保険（証券）についても長期間の適用が困難なため、同様の扱いをしていただけますでしょうか？	No.141の回答を参照してください。
144	協議及び増加費用の負担等	39	第93条	4				「事業者はこれに従い本事業を継続する」とありますが、法令に反しない範囲で本事業を継続するという理解でよろしいでしょうか？	市の通知に従って事業を継続してください。
145	公租公課の負担	40	第97条	1				「業務の遂行に関する租税」の直前に「事業者の」を挿入願えませんでしょうか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
146	公租公課の負担	40	第97条	2				本項は、第94条及び別紙9の1(3)の適用を妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
147	計算書類等の提出	40	第98条	6				株主総会及び取締役会の資料、議事録等の提出まで求められるのは、事業者に対し少々過大な要求ではないでしょうか？ここまでの提出を必要とされる理由をご教示願います。	事業の遂行状況等を確認するためです。
148	民間収益事業者の代替事業者	41	第99条					事業者には民間収益事業における代替事業者の確保努力が規定されておりますが、当該確保努力期間の定めはありますでしょうか？	ありません。
149	民間収益事業の代替事業者	41	第99条					基本協定（民間収益事業）の解除、本件借地権契約の解除等、民間収益事業に係る事象は、PFI事業のコントロール外であり、これに伴う代替事業者の確保につき、たとえ努力規定と雖もPFI事業に影響を及ぼすことは許容できません。本条を削除いただきたくご再考願います。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
150	秘密保持	41	第100条	1				「事業者は」で始まっておりますが、基本協定書(案)の第14条（秘密保持）は、「市及び優先交渉権者は」で始まっております。基本協定書と整合を取って「市及び事業者は」としていただき、基本協定書(案)の第14条（秘密保持）第1項にある(8)及び(9)を追加いただけませんか？事業者は金融機関から融資を受けることもあります。	融資を行う金融機関への情報開示は、事業契約書(案)第100条第4項に従って行ってください。
151	秘密保持	41	第100条	4				秘密情報の開示先について、資金調達の検討・相談先である金融機関は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	個人情報	41	第101条	1				市が事業者に貸与する個人情報に関するデータ等とは具体的には何を想定しているのでしょうか。	現時点では、具体的な想定はありません。

■付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(カ)	英小		
153	別紙3 保険	46						「開業準備期間及び維持管理期間中の保険」の(イ)の「事業者又は選定事業者から維持管理業務の委託を受けた者」とありますが、「選定」は誤記ではないでしょうか？	「選定」を削除します。
154	別紙3 保険 建設工事期間中の保険	46				ア	(キ)	「免責事項なし」となっていますが、保険には絶対的免責事由や相対的免責事由があると考えます。(カ)で示された損害が補償されていれば、このような免責事由が付いていても構わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	別紙5 保証書	49	第4条					事業契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで代位求償できないとなると、事業が終了するまで求償できないということになり、保証人にとってあまりに過酷な内容ですので、第40条及び第44条に規定する事業者の市に対する債務が全て履行されるまで求償できない、としていただけないでしょうか？	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
156	別紙8 年度協定書	53	第2条					但し書きに、サービス購入料A及びBの金額について、「事業契約の規定に基づく減額に従う」との記載がありますが、ここでいう減額とは、設計・建設期間中の設計変更や建設方法・工期の変更等に伴うものを指しており、施設引渡し後にサービス購入料A及びBがモニタリング等により減額されることはない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	別紙9 法令の変更による費用及び損害の負担	55	1	(1)				法令により、新たに実施しなければならなくなった維持管理業務の費用は「本事業の実施にかかる合理的な増加費用及び損害」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	別紙9 法令の変更による費用及び損害の負担	55	1	(1)				(1)の内容について、増加費用として認められる具体例をお示し頂けますでしょうか。	将来の法令変更の内容が予想できないため、具体例を示すことは困難です。

■ 付属資料9 事業契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)	(加)	英小		
159	別紙10 不可抗力による増加費用及び損害の負担	56	1					事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には当該保険金額は増加費用および損害額から控除するとありますが、当該保険金額は不可抗力事象に対する事業者側防衛としての理由で付保するものでありますので、事業者負担金額から控除するものとして、それを超える保険金入金額については増加費用および損害額から控除するものとするという内容に修正いただけないでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。
160	別紙10 不可抗力	56	2					「当該不可抗力が発生した事業年度に支払われるべきサービス購入料C及びDの総額の100分の1」とありますが、当該総額は「サービス購入料D-2」が除外された金額だと理解してよろしいでしょうか? 「当該サービス購入料D-2」は事業年度によって変動するため、事業年度によって違約金額が変動するのは合理的ではないと思料いたします。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。

■付属資料10 事業用定期借地権設定契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
1	本件借地権の譲渡・転賃	4	第8条	1				「・・・転賃することができる」とありますが、部分転賃することでもできると理解してよろしいでしょうか？	市の事前承諾を得て部分転賃することができます。
2	民間活用用地の管理	5	第11条	3				「市は、修繕する義務及び瑕疵担保責任を負わない」とありますが、本年8月に結果が公表される土壌汚染調査で土壌汚染が確認された場合は、本契約締結までに貴市の負担で対策が講じられると理解してよろしいでしょうか？	調査により土壌汚染が確認された場合は、市が自らの負担で対策を講じる予定です。対策が完了する時期は、調査結果を踏まえて決定される予定です。
3	民間施設の完工	5	第13条	3				所有権移転請求権保全の仮登記については、駐車場全体に対し、貴市の駐車場使用料の支払い対象部分（200台）を貴市の持分とした割合に応じた持分登記を行うという理解でよろしいのでしょうか？	駐車場の全てについて仮登記をします。
4	民間施設の完工	5	第13条	3				「～市による駐車場の所有権の取得を保全するため、～」とありますが、貴市がそのようにお考えであるのならば、公共駐車場の建設費相当額として貴市が想定している金額については駐車場の所有権保存登記時点で全額お支払い頂くのが適切ではないでしょうか？この点、駐車場の使用料相当額と建設費相当額を分け、建設費相当額を施設完成後に一括でお支払い頂くスキームを是非ご検討願います。	事業用定期借地権設定契約書(案)に記載のとおりとします。
5	民間収益事業の運営等	6	第14条	4				「近隣の駐車場に比して著しく高い水準としてはならない」とありますが、近隣の市営駐車場を情報拠点施設利用者が利用した場合、当該利用者の駐車料金を減免されるお考えはおありでしょうか？減免される場合は、何時間まで無料にされるか、ご教示願います。	本施設駐車場と同程度を想定していますが、詳細については今後、決定します。

■付属資料10 事業用定期借地権設定契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
6	期間満了による終了	9	第20条	2				「本契約が借地期間満了前に終了した場合には、前項を適用する」とありますが、駐車場については、貴市から支払われる駐車場使用料の残額の内、工事費相当分は、お支払いいただけませんか？民間収益事業の収支計画が、駐車場使用料によって公共分の駐車場建設費の回収を図るものであることは明らかであり、第13条第3項で貴市が所有権移転請求権保全の仮登記をされることから、上記工事費相当分をお支払いいただくのが合理的ではないでしょうか？	事業用定期借地権設定契約書(案)に記載のとおりとします。
7	債務不履行等による終了	9	第21条					事業用定期借地権設定契約書第21条に基づき、当該定期借地権設定契約が解除となった場合であっても、事業契約は引き続き継続し、事業契約への悪影響を及ぼすことはないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	債務不履行等による終了	9	第21条	1	(4)			「一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき」について、例示いただけませんか？	民間収益事業にかかる店舗を閉鎖し、30日以上にわたり当該状態が継続した場合が挙げられます。
9	債務不履行等による終了	10	第21条	2				第1項9号以外の理由で、貴市が本契約を解除した場合、民間収益事業者に違約金の支払い義務は発生せず、保証金は返還されると理解してよろしいでしょうか？	ご質問の場合、事業用定期借地権設定契約書(案)第21条第2項に基づく違約金の支払い義務は負いませんが、事業用定期借地権設定契約書(案)第24条に基づく賠償義務を負う可能性があります。
10	民間収益事業者からの通知による終了	11	第22条					供用開始日から5年が経過していない時点で、民間収益事業者から本契約終了を申し出ることは、第21条第1項7号に該当するという理解でよろしいでしょうか？	同号、第4号又は第8号に該当します。

■付属資料10 事業用定期借地権設定契約書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	●条	項	(●)				
11	民間収益事業者からの通知による終了	11	第22条					万一、供用開始日から5年が経過していない時点で、民間収益事業の経営が著しく悪化し、事業継続が不可能となった場合、民間事業者から本契約解除を申し出ると、何らかのペナルティを受けることになるのでしょうか？	No.10への回答のとおり、民間収益事業者の帰責事由に基づく解除となるため、事業用定期借地権設定契約書(案)第24条に基づき損害賠償義務を負う可能性があります。
12	民間収益事業者からの通知による終了	11	第22条					民間収益事業者からの通知により終了した場合には、第20条第1項に従うことの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業用定期借地権設定契約書(案)第20条第2項に基づき、同条第1項が適用されます。
13	公共、公共用に供するための契約の終了	11	第23条	2				損失補償の範囲は民間収益事業者の借入残額、解約に伴うテナントへの損害賠償額及びその他解約に係る手続費用という理解でよろしいでしょうか？	解除時の事情を踏まえて損失の範囲が定められますが、一般論として、借入残額は、当然に損失に含まれるものではありません。
14	秘密保持義務	11	第26条	1				「民間収益事業者は」で始まっておりますが、基本協定書（民間収益事業）(案)の第9条（秘密保持）は、「市及び民間収益事業者は」で始まっております。基本協定書（民間収益事業）(案)と整合を取って「市及び民間収益事業者は」としていただき、基本協定書（民間収益事業）(案)の第9条（秘密保持）第1項にある(7)(8)(9)を追加いただけませんか？事業者は金融機関から融資を受けることもあります。	融資を行う金融機関への情報開示は、事業用定期借地権設定契約書(案)第26条第4項に従って行ってください。